北外の安全

令和6年版



北海道警察

「北斗の安全」の発行に当たって

道民の皆様方には、日頃から北海道警察の活動に御理解と御協力をいただき、 厚く御礼申し上げます。

令和5年中の北海道内における治安情勢を顧みますと、新型コロナウイルス 感染症の法的位置付けが5類に移行し、人流が活発する中、刑法犯認知件数は、 2万2,232件と2年連続で増加し、交通事故死者数については131人と4年振り に前年と比べて増加しました。また、依然として、高齢者等を狙った特殊詐欺 事件が発生しているなど厳しい情勢が続いています。

こうした中、北海道警察では、基本理念である

「犯罪や事故のない安心して暮らせる北海道の実現」

に向けて、全職員が一丸となって治安維持や行政のニーズに応えるため全力で 職務を遂行しているところです。

この「北斗の安全」は、主に令和5年中の北海道内における事件、事故等の 概況や等身大の警察職員の姿を紹介して、警察活動を広く道民の皆様に御理解 いただくために作成したものです。

今後とも北海道警察の活動に、より一層の御協力と御支援をお願いします。

令和6年10月

北海道警察

目 次

第 1	写	『真で見る令和5年中の主な警察活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	北	3海道の治安実態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
	1	刑法犯の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	2	交通事故の実態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	3	少年非行の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第3	身	∤近な犯罪・事故の特徴と対策 ・・・・・・・・・・・・・・ 1	5
	1	道民に身近な犯罪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(1)	令和5年中の犯罪情勢	
	(2)	犯罪抑止対策の推進	
	(3)	予防対策	
	2	特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(1)	特殊詐欺の手口	
	(2)	SNS型投資・ロマンス詐欺	
	(3)	道内の情勢	
	(4)	被害防止への取組	
	3	ストーカー・配偶者暴力事案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(1)	ストーカー事案の取扱状況	
	(2)	配偶者からの暴力事案の取扱状況	
	(3)	令和 5 年中の主なストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の検挙事例	
	(4)	警察の取組	
	4	高齢者が関わる交通事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	25
	(1)	現状	
	(2)		
第4	北	C海道警察の組織と公安委員会制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	1	北海道警察の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
		組織の概要	
	2	公安委員会制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	28
	(1)	北海道公安委員会、方面公安委員会の構成	
	(2)	公安委員会の権限等	
	(3)	定例会議	
	(4)		
第5		イバー空間の安全の確保と警察活動 ・・・・・・・・・・・・ 2	
	1	社会全体の意識の向上に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	29

	(1)	産学官連携によるサイバーセキュリティ対策	
	(2)	事業者等に対するサイバーセキュリティ対策	
	(3)	道民に対するサイバーセキュリティ対策	
	2	警察の対処能力の向上に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	3	サイバー犯罪の取締りと対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	(1)	サイバー犯罪の現状	
	(2)	ネットワーク利用犯罪の検挙罪種の割合	
	(3)	令和5年中の主な検挙事例	
	4	サイバー攻撃対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	(1)	サイバー攻撃の現状	
	(2)	サイバー攻撃対策の推進体制	
	(3)	官民連携の推進	
第6	衬	会不安の除去と警察活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	1	経済事犯の取締り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	(1)	経済事犯の現状	
	(2)	令和5年中の主な検挙事例	
	2	環境事犯の取締りと防止するための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	(1)	環境事犯の現状	
	(2)	令和 5 年中の主な検挙事例	
	(3)	環境事犯を防止するための取組	
	3	風俗・雇用関係事犯の取締り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	(1)	風俗関係事犯及び外国人雇用関係事犯の現状	
	(2)	令和5年中の主な検挙事例	
	(3)	若年層の性被害予防対策	
第7	少	▶年の非行防止と健全育成活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	1	少年非行の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	2	非行防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	(1)	少年サポートセンター	
	(2)	スクールサポーター制度	
	(3)	学校等と連携した非行防止教室・薬物乱用防止教室	
	(4)	インターネット利用に起因する児童の犯罪被害等を防止するための取組	
	(5)	少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための取組	
	(6)	少年相談	
	3	福祉犯の取締り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43

		(1)	福祉犯の現状
		(2)	令和5年中の主な検挙事例
	4	児	B 重虐待への対応 · · · · · · · · · 45
		(1)	児童通告の状況
		(2)	令和5年中の主な検挙事例
第8		道即	民の身近な不安を解消する警察活動 ・・・・・・・・・・・・ 47
	1	行	· 方不明者の発見活動 · · · · · · · · 47
		(1)	行方不明事案
		(2)	特異行方不明者
		(3)	SOSネットワークの運用
	2	É	殺者の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
		(1)	総数
		(2)	年齢別状況
		(3)	原因・動機別状況
	3	安	そ全で安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
		(1)	警察の取組
		(2)	北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議(全道推進会議)による取組
		(3)	地域による取組
		(4)	事業者による取組
		(5)	民間ボランティア団体による取組
第9		地均	或の安全を守る活動53
	1	地	はの安全・安心を確保する交番・駐在所・・・・・・・・・・・・ 53
		(1)	交番・駐在所の活動
		(2)	地域住民との連携・協働活動
			住民サービスの向上
	2	1	10番受理状況 55
		(1)	「110番」制度
			110番通報の受理件数
	3	聴	覚や言語等に障害のある方の110番・・・・・・・・・・・・・・・ 56
			110番アプリシステム
			ファックス110番
第10			『情勢と捜査活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
	1	犯	l罪死の見逃し防止への取組 ······ 57
	2	重	要犯罪 重要窃盗犯の検挙状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

	(1))	重要犯罪	
	(2))	令和5年中の主な重要犯罪の検挙事例	
	(3))	重要窃盗犯	
	(4))	令和5年中の主な重要窃盗犯の検挙事例	
	3	知	能犯罪の検挙状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
		令	和5年中の主な検挙事例	
	4	鑑	識活動、科学捜査活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
	(1))	現場鑑識活動	
	(2))	機動鑑識班の活動	
	(3))	警察犬の活動	
	(4))	科学捜査研究所の活動	
	(5))	鑑定の高度化	
第11	糸	且紹	畿犯罪対策の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
	1	暴	·力団対策等·····	63
	(1))	匿名・流動型犯罪グループ対策	
	(2))	暴力団犯罪に対する警察の活動	
	(3))	暴力団犯罪の検挙状況	
	(4))	令和5年中の主な検挙事例	
	(5))	暴力団対策法の効果的な運用	
	(6))	北海道暴力団の排除の推進に関する条例	
	(7))	暴力団等の排除活動の推進	
	2	覚	醒剤等の薬物乱用の取締り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
	(1))	薬物乱用の恐怖	
	(2))	大麻乱用の深刻化	
	(3))	薬物乱用のない社会を目指して	
	3	拳	銃等の銃器事犯の取締り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
	(1))	銃器事犯の現状	
	(2)		拳銃110番報奨制度	
	4	玉	際犯罪組織対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
	(1)		北海道に関わる国際犯罪組織の動向	
	(2)		犯罪インフラ対策	
	(3)		警察の取組 !罪収益対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	5 6	_	.非収益对束 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	68 69
	(1)		海坦言宗猷朱闰総ロ刈泉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	UÐ
	(1)	,	海北心区の抗仏	

	(2	2)	北海道警察歓楽街総合対策
	(;	3)	令和5年中の主な検挙事例
第12	[国際	祭化社会と警察活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
	1	来	日外国人犯罪の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
	(1)	来日外国人犯罪の傾向
	(2	2)	令和5年中の主な検挙事例
	(;	3)	不法滞在対策
	2	外	国人等との共生社会の実現に向けた道警察の取組・・・・・・・・・ 72
	(1)	外国人等の現状と基本方針
	(2	2)	主な取組
第13	3	交通	通死亡事故抑止活動 ···················· 75
	1	交	通情勢75
	(1)	令和5年中の交通情勢
	(2	2)	交通事故発生状況
	2	交	通事故情勢を踏まえた効果的・効率的な交通安全活動の推進・・・・・・ 77
	(1)	高齢者対策
	(2	2)	飲酒運転根絶対策
	(;	3)	情報発信及び広報啓発活動
	(4	4)	総合的な交通安全活動
	3	交	通事故抑止に資する交通指導取締りの推進・・・・・・・・・・・・・・ 83
	(1)	分析に基づいた交通指導取締り
	(2	2)	飲酒運転の取締り
	(;		自転車利用者への指導取締り
	4	適	正かつ緻密な交通事故事件捜査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
	(1)	ひき逃げ事件等の実態
	(2	2)	交通特殊事件の検挙状況
	(;	3)	令和5年中の主な交通特殊事件
	·		暴走族対策
	(;		令和5年中の主な暴走族の検挙事例
	5		全で円滑な道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
	•		交通安全施設等の整備状況
	·		生活道路対策
	·	3)	「標識BOX」、「信号機BOX」の開設
	(4	4)	交通管制センター

	6	積極的かつ的確な運転者施策の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	(1)	各種運転免許業務	
	(2)	安全運転相談	
	(3)	高齢運転者対策	
	(4)	運転者の危険性に応じた行政処分の実施	
第14	. 3	国の安全を脅かす事案への対応 9	1
	1	国際テロ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)1
	(1)	国際テロ情勢	
	(2)	重要施設等に対するテロ対策の強化	
	(3)	官民一体のテロ対策の推進	
	(4)		
	2	経済安全保障 · · · · · · · · · · · · 9)4
	3	右翼等の不法行為に対する取締り・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9)4
	4	オウム真理教の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9)5
		極左暴力集団の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6	警衛·警護活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·)6
	(1)	警衛·警護警備	
	(2)		
第15	災	{害・事故への対応 ······ 9	7
	1	各種災害と警察活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)7
	(1)	主な災害の発生状況	
	(2)	災害警備訓練の実施	
	2	各種事故と警察活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9	7
	(1)	水難	
	(2)	山岳遭難	
	(3)	山菜採り遭難	
第16	初	複害者に対する警察活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	1
	1	犯罪被害者支援の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10)1
	2	各種施策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10)1
	(1)	犯罪被害者等への情報提供	
	(2)	被害者支援要員制度	
	(3)	被害者連絡制度	
	(4)	犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減(各種費用の公費負担)	
	(5)	相談・カウンセリング体制の整備	

		(6)	犯罪被害者等の損害回復・経済的打撃の緩和
		(7)	地方公共団体との連携
		(8)	民間被害者支援団体等との連携
		(9)	中学・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」の開催
第17		警	察活動の支え ・・・・・・ 105
	1	4	警察職員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
		(1)	採用試験の状況
		(2)	採用活動による警察の魅力を伝える取組
		(3)	警察職員の教育訓練
		(4)	護身術への取組
		(5)	女性職員の活躍
		(6)	ワークライフバランスの推進
	2	1	警察活動への協力援助 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
	3	<u> </u>	麦備 ····· 111
		(1)	機動力の確保(車両、航空機、警備艇等)
		(2)	各種装備資機材の整備
	4	•	青報管理 ····· 112
		(1)	警察情報システムの整備
		(2)	情報セキュリティ対策
		(3)	業務継続性の確保
		(4)	ICTの利活用の推進
	5	; f	留置施設の管理運営
		(1)	留置施設の管理運営
		(2)	留置施設視察委員会の運営状況
		(3)	被留置者の収容状況
		(4)	被留置者の処遇
	6	5 7	比海道警察情報通信部の活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		(1)	警察活動を支える警察情報通信
		(2)	機動警察通信隊の活動
		(3)	通信施設業務
		(4)	情報技術解析活動
第18		道	民とともにある警察 ・・・・・・・・・・・・・・・ 119
	1	着	警察署協議会の活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
		(1)	警察署協議会の設置

警察署協議会の開催状況
警察署協議会における意見等の反映状況
警察署協議会における意見等の公表
情報公開と個人情報の保護 ····· 12
情報公開
個人情報の保護
青報発信 ······ 12
北海道警察ホームページ
YouTube「北海道警察公式チャンネル」
警察相談の受理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
警察相談受理件数の推移
令和5年中の警察相談受理状況
貴失物・拾得物の取扱い
令和5年中における遺失物・拾得物の取扱状況
道民とふれあう警察 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
北海道警察音楽隊の活動
庁舎見学
係団体による道民のための活動 ・・・・・・・・・・・・・・ 12
公益財団法人 北海道防犯協会連合会
地域安全活動の普及・支援
少年非行防止と健全育成活動
風俗環境の浄化活動
防犯モデルマンション認証制度
自転車防犯登録事業の推進
公益財団法人 北海道暴力追放センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
業務内容
直通相談電話
自動車安全運転センター
運転経歴の証明とSDカード
交通事故の証明
累積点数の通知
安全運転の研修

資料

1	北海道の治安情勢
2	令和5年中の市区町村別住居対象侵入窃盗の認知状況 ・・・・・・・・・・・・・ 4
3	令和5年中の交通事故発生状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	月別
(2)	時間別
(3)	事故類型別
(4)	違反別
	警察の主な相談窓口・・・・・・・・・・・10
5	警察署所在地 · · · · · · · · · · · · · · · 11
※ 文:	中のQRコードは、北海道警察ホームページ各コンテンツにリンクしています。

第 1 写真で見る令和 5 年中の主な警察活動

令和5年中、道内では様々な事件・事故が発生しましたが、道民の皆様の御協力を いただきながら職員が一丸となって積極・果敢な取組を行いました。令和5年中に北海道警察が 取り組んだ主な活動について紹介します。

札幌市中央区ホテル内における男性被害殺人・死体遺棄事件の検挙

令和5年7月、札幌市中央区の繁華街のホテル内において発生した男性被害の殺人、死体遺棄等 事件で、無職の女とその親族を検挙しました。



【被害現場であるホテル】

余市町まちづくり計画課長らによる公共工事をめぐる贈収賄事件の検挙

令和5年11月、余市町教育委員会が所管する建物の解体工事に関し、事業費の見積を特定の建設会社に算出させ、その謝礼として、建設会社の代表取締役から商品券を受け取ったとして、余市町まちづくり計画課長及び建設会社の代表を贈収賄事件で検挙しました。



【捜索時の状況】

SNSを利用して実行役を募る形態の多額窃盗事件の検挙

令和5年2月に、札幌市中央区に所在するリサイクルショップで発生した高額腕時計対象の多額 窃盗事件について、SNSを利用して実行役を募り犯行を指示していた首魁の男を同年7月に検挙 しました。



【被害現場であるリサイクルショップ】

足寄町における飲食店経営者被害の殺人、死体遺棄事件の検挙

令和5年11月、足寄町内居住の飲食店女性経営者被害の行方不明が発覚し、知人の男を死体遺棄 事件、殺人事件で検挙しました。





【被害者の捜索状況】

暴力団幹部らによる営利目的大麻栽培・所持事件の検挙と 大麻大量押収

大麻の密売は暴力団の非合法資金源の一つです。令和5年中、暴力団幹部らによる営利目的大麻 栽培・所持事件を検挙し、大量の大麻を押収しました。



【大麻草の栽培状況】

六代目山口組二代目竹中組員らによるオレオレ詐欺事件の 受け子グループの検挙

令和5年12月、親族等をかたる現金手交型のオレオレ詐欺事件について、暴力団員の首魁を含む 受け子グループ13人を検挙し、受け子グループを壊滅させました。



【押収した証拠品】

KKR札幌医療センター事務部長らによる敷地内保険調剤薬局整備運営事業をめぐる公契約関係競売入札妨害事件の検挙

令和5年8月、KKR札幌医療センターが進めていた「敷地内保険調剤薬局整備運営事業」における事業者選定に関し、同センター事務部長が特定の事業者に優先交渉権を得させるため、同社に競合他社の提案価格等を教示し、他社を上回る好条件の企画提案書を提出させ、公の入札を害した事実を特定したため、同センター事務部長及び優先交渉権を獲得した事業者幹部2名を公契約関係競売入札妨害の事実で検挙しました。



【現場であるKKR札幌医療センター】

網走市能取湖における組織的ななまこ密漁事件の検挙

令和5年6月、網走市内に所在する能取湖において、特定水産動植物であるなまこ(重量約600キログラム)を違法に採捕した組織的な密漁グループの被疑者6人を検挙しました。



【採捕されたなまこ】

地下歩行空間内における鉈を使用した器物損壊等事件の検挙

令和5年4月、札幌市中央区所在の地下歩行空間広場内において、所持していた鉈でベンチ等を 損壊し、更に鉈を振り上げて大声を出す等した事件で、同市内居住の無職の男を器物損壊、威力業 務妨害事件で検挙しました。



【発生現場の状況】

自動車部品販売に係る商標法違反等事件の検挙

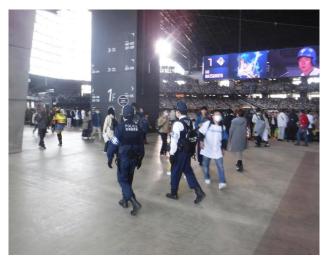
令和5年5月~6月、ガソリンキャップカバー等の商標権侵害品をインターネットサイトで販売した商標法違反、同侵害品を密輸入しようとした関税法違反の被疑者2人を検挙しました。



【押収した証拠品】

北海道ボールパークFビレッジ開業に伴う雑踏警備の実施

令和5年3月、北海道ボールパークFビレッジ開業に伴い、開催されたプロ野球10試合及び開業イベントを対象として、警察官延べ590人を動員して雑踏警備を実施しました。





【雑踏警備の状況】

明治安田生命保険相互会社からの警察版コミュニケーション支援ボードの受贈

令和5年10月、明治安田生命保険相互会社が取り組む社会貢献活動「地域の元気プロジェクト」の一環として、「警察版コミュニケーション支援ボード」の寄贈を受けました。





【支援ボード贈呈式】

統計上、過去3番目に少ない交通事故死者数に

令和5年中の北海道の交通事故による死者数は131人で、北海道の交通事故統計が残っている昭和22年以降、令和4年の115人、令和3年の120人に次いで3番目に少ない人数となりました。





【春の全国交通安全運動 「道民の集い」の開催状況】

【秋の全国交通安全運動 「2023交通安全道民決起大会」の実施状況】

逃げ得を許さない~悪質速度違反者の検挙~

令和3年4月に交通指導課に設置された取締運用調整係による可搬式速度違反自動取締装置を用いた速度取締りを通学路や速度超過に起因する重大事故発生場所等において実施し、多数の違反者を検挙しました。

また、出頭に応じない外国人被疑者を綿密な追跡捜査により潜伏先の新潟県で通常逮捕するなど、 悪質な違反者を検挙しました。



【可搬式速度違反自動取締装置】

自動運転バスの実証実験

当別町内で、自動運転レベル3相当で行われる自動運転バスの実証実験につき、事業者と共に協議を重ね、路車協調等を通じて、将来的なレベル4自動運行の実現に向けた助言・指導を実施しました。



【自動運転バス】

サイバーテロ対策協議会ワークショップの開催

令和5年3月、北海道警察本部を拠点として、「第8回北海道サイバーテロ対策協議会ワークショップ」をリモート開催しました。

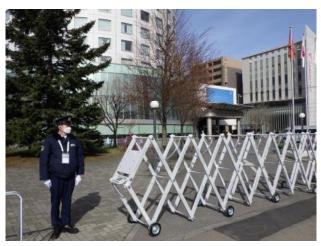
今次ワークショップでは、警察関係者や全道重要インフラ事業者、G7札幌会合関係事業者などに向けた有識者による「大型イベントを控えてのサイバーセキュリティ対策」と題した講演を行い、最新のサイバー攻撃情勢やその対応策について認識を深め、サイバー攻撃被害の未然防止・拡大防止に向けた態勢強化を図りました。



【サイバーテロ対策協議会ワークショップの開催状況】

G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合に伴う警備完遂

令和5年4月15日、16日に札幌市で開催された「G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合」に伴い、北海道警察では、同会合の安全かつ円滑な進行を確保するため、国内外要人の身辺警戒や関連施設の警戒警備など各種対策に取り組みました。





【G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合に伴う警備】

全国高等学校総合体育大会開会式御臨席等に伴うお成り警備完遂

令和5年7月21日、22日「全国高等学校総合体育大会開会式」御臨席等に伴う秋篠宮皇嗣同妃両殿下のお成りに際し、御身辺の安全を確保するとともに、皇室と道民の親和に配慮した対策を的確に推進し、警衛警備を完遂しました。





【全国高等学校総合体育大会開会式御臨席に伴う警衛】

第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会に伴う行幸啓警衛警備完遂

令和5年9月16日、17日「第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会」御臨席等に伴う天皇皇后 両陛下の行幸啓に際し、御身辺の安全を確保するとともに、皇室と道民の親和に配慮した対策を的 確に推進し、警衛警備を完遂しました。





【第42回全国豊かな海づくり大会御臨席に伴う警衛】

警衛・警護に伴う情報通信対策の実施

北海道警察情報通信部では、「G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合」「全国高等学校総合体育大会開会式」等の警衛・警護に伴い、情報通信対策を実施しました。



【現場映像の撮影・伝送状況】



【デジタルヘリコプターテレビ用可搬形 自動追尾受信設備設置状況】

第 2 北海道の治安実態

1 刑法犯の推移

令和 5 年中、道内で認知した刑法犯は 2 万2, 232件で、前年に比べて2, 628件(13.4%)増加しました。

重要犯罪の認知件数は462件で、前年に比べて115件(33.1%)増加、重要窃盗犯の認知件数は1,131件で、前年に比べて157件(16.1%)増加しました。





- ※ 重要犯罪 ~ 殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、 放火、略取誘拐及び人身売買
- ※ 重要窃盗犯 ~ 侵入窃盗、自動車盗、すり、ひったくり

2 交通事故の実態

交通事故発生件数

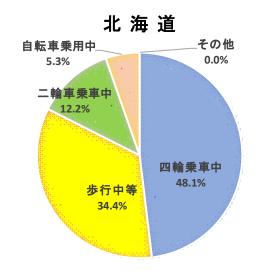
令和5年中、道内で発生した人身交通事故は、前年に比べて625件増加して9,082件、 死者は16人増加して131人でした。

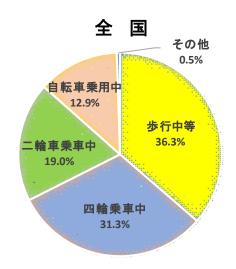
(全国:人身交通事故30万7,930件 前年比+7,091件、死者2,678人 前年比+68人)

人身交通事故の多発時期

北海道		北海道	全国
J	1	12月(10.3%)、11月(9.7%)	12月(9.8%)、11月(9.1%)
曜	日	金曜日(15.9%)、月曜、火曜日(15.1%)	金曜日(16.2%)、火曜日(15.3%)
時	間	16~18時(15.6%)、8~10時(15.3%)	16~18時(15.9%)、8~10時(14.6%)

交通事故死者の状態別の割合





人身交通事故の方面別発生状況

区分		発生件数(件)			死 者 数(人)			傷者数(人)		
力	i 面		前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率
	全 道	9, 082	625	7.4%	131	16	13.9%	10, 601	816	8.3%
	札 幌 方 面	6, 679	336	5.3%	70	9	14.8%	7, 779	466	6.4%
	函 館 方 面	561	-16	-2.8%	12	5	71.4%	670	-14	-2.0%
	旭川方面	725	46	6.8%	17	-6	-26.1%	861	52	6.4%
	釧 路 方 面	873	221	33.9%	22	4	22. 2%	994	263	36.0%
	北見方面	244	38	18.4%	10	4	66.7%	297	49	19.8%

3 少年非行の実態

道内の非行少年は昭和58年を境に減少を続け、平成5年以降は5,000~6,000人台で推移し、 平成27年には1,000人台まで減少しました。

令和5年の非行少年は1,375人で、前年に比べて321人(30.5%)増加し、そのうち刑法犯で 検挙・補導した少年は1,162人で、前年に比べて283人(32.2%)増加しました。

20歳以上の者を含む全刑法犯検挙人員に占める犯罪少年の割合は9.5%で、全国の10.3%を下回りました。刑法犯で検挙した犯罪少年の人口比(同一年齢層の少年人口1,000人当たりの刑法犯で検挙した犯罪少年の比率)は3.3ポイントで、全国の2.9ポイントを上回りました。特別法犯で検挙・補導した少年は210人で、前年に比べて35人(20.0%)増加し、そのうち薬物事犯で検挙した少年は68人で、前年に比べて20人(41.7%)増加しました。

【非行少年の検挙・補導状況】

(人)

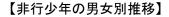
	ሳ/\ አ Ր		刑法犯			ぐ犯		
	総数	小計	犯罪少年	触法少年	小計	犯罪少年	触法少年	少年
元年	1, 135	1,005	674	331	125	117	8	5
2年	967	815	544	271	149	133	16	3
3年	986	823	524	299	162	154	8	1
4年	1, 054	879	588	291	175	168	7	0
5年	1, 375	1, 162	829	333	210	186	24	3

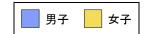
非行少年:犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。 犯罪少年:罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。

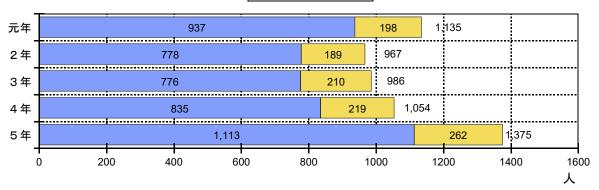
触法少年:刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。

ぐ犯少年:保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格又は環境から

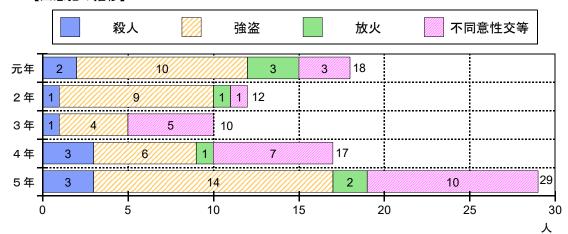
判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。





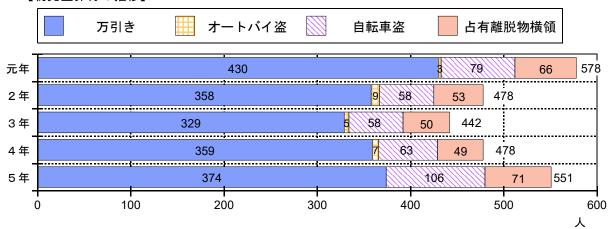


【凶悪犯の推移】



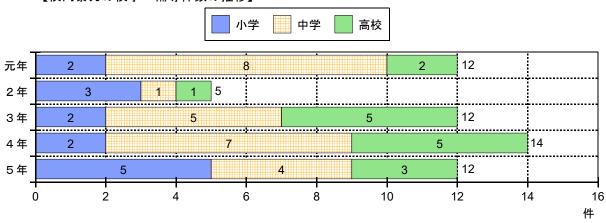
凶 悪 犯:殺人、強盗、放火及び不同意性交等(令和5年7月までは強制性交等)をいう。

【初発型非行の推移】



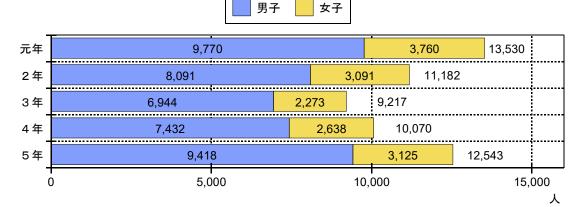
初発型非行: 万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。

【校内暴力の検挙・補導件数の推移】



- 警察が取り扱った校内暴力事件は12件で、前年に比べて2件減少
- 小学校で5件、中学校で4件、高校で3件
- 教師に対する暴力が3件、生徒間暴力8件、施設損壊1件

【不良行為少年の推移】



- 飲酒、喫煙、深夜はいかい等により警察が補導した少年は12,543人で、前年に比べて2,473人増加
- 飲酒、喫煙、深夜はいかいが全体の82.6%

第 3 身近な犯罪・事故の特徴と対策

1 道民に身近な犯罪

(1) 令和5年中の犯罪情勢

令和5年中、道内における刑法犯認知件数は2万2,232件(前年比+2,628件)と2年連続で増加となり、自転車の盗難が多発したほか、子供や女性が被害者となるわいせつ事件も後を絶ちませんでした。これらの犯罪は、誰もが被害に遭う可能性がありますので、他人事とは思わず、一人一人が高い防犯意識を持って自ら被害防止に努めることが大切です。

自転車盗

発 生 傾 向

- ◆ 窃盗犯のうち、自転車盗は約3割を占めています。
- ◆ 無施錠の被害が半数以上を占めており、児童・生徒等(小学生、中学生、高校生、 大学生及び専門学生)の被害が約6割を占めています。

被害防止のポイント

- ◆ 短時間の駐輪でも必ず施錠しましょう。
- ◆ 駐輪時は補助錠を併用しましょう (ツーロック)。
- ◆ 路上には放置せず管理された駐輪場を利用しましょう。
- ◆ 自転車に防犯登録をしましょう。

不同意わいせつ

発 生 傾 向

- ◆ 夜間の発生が多く、住宅等における発生が約3割、道路・公園における発生が約2 割を占めています。
- ◆ 13歳未満の子供の被害が約2割を占めています。

被害防止のポイント

- ◆ イヤホンで音楽を聴きながら、スマートフォンや携帯電話を操作しながらのいわゆる「ながら歩き」はやめましょう。
- ◆ 夜間の一人歩きは極力避け、人通りが多く、明るい道を通りましょう。
- ◆ 玄関に入って施錠するまで後方を見るなど周囲を十分警戒しましょう。

侵入強盗

発 生 傾 向

- ◆ 侵入強盗のうち、住宅を対象とした強盗が約3割を占めています。
- ◆ 住宅を対象とした強盗のうち、玄関、窓の無締りの被害が最も多く、約8割を占めています。

被害防止のポイント





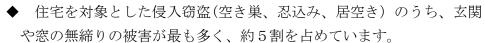
在宅時でも、玄関、窓の施錠をしましょう。



- 来訪者が来ても、すぐに玄関を開けずにインターホン、ドアスコープで相手を確認 しましょう。
- 在宅時に荷物の配送などがあった場合でも、非対面で荷物を受け取る「置き配」を 活用しましょう。
- 防犯性能の高い建物部品やガラス用防犯フィルム等を活用しましょう。
- ▸ 警報装置、防犯カメラ、センサーライト等の防犯機器を設置しましょう。

侵入窃盗

生 傾 向



被害防止のポイント

- わずかな時間の外出でも確実に施錠しましょう。
- 防犯性能の高い建物部品やガラス用防犯フィルム等を活用しましょう。
- 警報装置、防犯カメラ、センサーライト等の防犯機器を設置しましょう。

車上ねらい

発 生 傾 向

- ◆ 被害の約7割が無施錠の車両です。
- ◆ 住宅の敷地内・駐車場における被害が約7割を占めています。
- ◆ 現金以外にも、バッグ・財布、クレジットカード・キャッシュカード等の被害が多くなっています。

被害防止のポイント

- ◆ 車内にバッグ等の荷物を置いたままにしないようにしましょう。
- 明るくて管理された駐車場を利用しましょう。
- 車両は車庫等に入れて出入口を施錠しましょう。
- 警報装置、防犯カメラ、センサーライト等の防犯機器、駐車監視機能付きのドライ ブレコーダー等を活用しましょう。

部品ねらい

発 生 傾

- ◆ 住宅の敷地内・駐車場における被害が約5割を占めています。
- ★ バッテリー、ナンバープレート、タイヤ、ホイール等の被害が多くなっています。

被害防止のポイント

- 明るくて管理された駐車場を利用しましょう。
- 車両は車庫等に入れて出入口を施錠しましょう。
- 盗難防止ネジやナットでホイール、ナンバープレート等を固定しましょう。
- 警報装置、防犯カメラ、センサーライト等の防犯機器、駐車監視機能付きのドライ ブレコーダー等を活用しましょう。



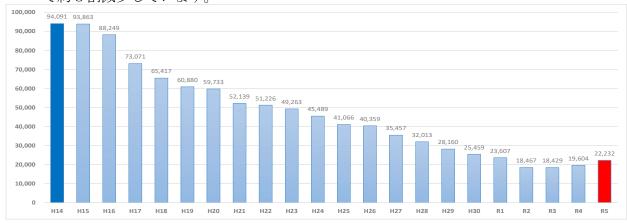




(2) 犯罪抑止対策の推進

ア 道内の刑法犯認知件数の推移

令和5年中、道内における刑法犯認知件数は2万2,232件で、平成14年の9万4,091件と比べて約8割減少しています。



イ 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

令和5年中、北海道警察では、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進し、 道民が特に不安を感じる犯罪を集中的に抑止するため、子供・女性対象犯罪と特殊詐欺の 2罪種を重点犯罪に選定して抑止活動を行いました。

ウ 北海道警察重点犯罪の認知件数の推移

令和5年中、北海道警察重点犯罪の認知件数は、前年に比べて特殊詐欺が減少した一方で、子供・女性対象犯罪が増加しました。

	項目	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
-	子供・女性対象犯罪	453	458	370	383	360	377	381	450	450	623
	子供被害犯罪	251	194	174	205	204	229	244	311	298	422
	女性被害犯罪	202	264	196	178	156	148	137	139	152	201
牛	寺殊詐欺	259	275	191	307	149	160	183	140	308	160

(3) 予防対策

ア 街頭活動の強化

警察署では犯罪発生の時間帯、場所等を分析し、街頭活動を強化するなど犯罪の予防対策と検挙活動を強化しています。

イ 参加・体験型防犯教室の開催

警察署では、子供たちが不審者と遭遇した際の対応方法や、学校に不審者が侵入した際の対応方法を訓練する参加・体験型の各種防犯教室を開催しています。



【幼稚園児に対する防犯教室】

ウ 地域住民の自主防犯活動に対する支援

安全で安心して暮らせる北海道を実現するためには、自治体などの関係機関・団体や防犯ボランティアを始めとした地域住民が、それぞれの立場で犯罪防止のための活動に主体的に取り組むことが重要です。地域住民による子供の見守り活動、防犯ボランティア活動、青色回転灯等装備車によるパトロール活動等、様々な活動が行われ、安全で安心な地域づくりに貢献しています。

北海道警察では、自主防犯活動が積極的に行われるよう、様々な機会を通じて「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域の力で守る」ことの重要性を訴えるとともに、自主防犯活動を支援するため、地域で発生した犯罪や防犯対策などの情報をホームページ、北海道警察防犯アプリケーション「ほくとポリス」、電子メール、X(旧ツイッター)、Yahoo!防災速報、地域安全ニュース、交番ミニ広報紙等により発信しています。

このほか、合同パトロールやパトロール用資機材の貸与等も行っています。



【防犯ボランティアの防犯啓発活動】



【防犯ボランティアの合同パトロール】

工 情報発信活動

(ア) 北海道警察防犯アプリケーション「ほくとポリス」を活用した地域安全情報等の提供スマートフォンやタブレット端末用のアプリケーション「ほくとポリス」を運用し、道民に地図情報と連動した犯罪、不審者、特殊詐欺の発生、防犯対策等の地域安全情報を発信しています。

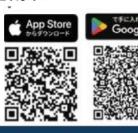
また、「ほくとポリス」は、防犯ブザー機能やちかん対策機能など様々な機能を搭載している防犯アプリであり、安全で安心な暮らしをサポートします。



北海道警察防犯アプリ「ほくとポリス」

アプリで様々な防犯情報を知りたい人に最適!

- スマートフォン、タブレット端末にインストールしていただくことで、地図情報と連動した防犯情報を知ることができます。
- 「犯罪マツプ」、「不審者マツプ」、「特殊詐欺マツブ」のアイコン などをタップすると詳しい情報が表示されます。
- 防犯ブザー機能、ちかん対策機能が 搭載されており、タップすると、音、 光で危険を周囲に知らせることができます。
- このほかにも、アプリ上でほくと くん防犯メール、エックスアカウント 「北海道防犯情報発信室」を閲覧する こともできます。



(4) 電子メールを活用した地域安全情報の提供

携帯電話やパソコンの電子メールを活用して道民に犯罪の発生、防犯対策等に関する情報(地域安全情報)をタイムリーに提供する「ほくとくん防犯メール」を運用し、情報発信を行っています。

ほくとくん防犯メール

声掛け事案の発生

- ■月■日午後■時■分ころ、 ■市■町付近路上で、女子児 童が男に腕を掴まれ、「お小遺 いあげるから、車で遊びに行こ う」などと声を掛けられる事案 tx
- 発生しました。 男の特徴は、30歳くらい、灰色 ジャンパー、黒色ズボンです。 不審者を見かけたら、すぐに 110番通報をしてください。 配信:■■警察署

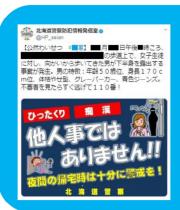
地域の詳しい情報を知りたい人に最適!

- 自分の住んでいる地域や離れて暮らす家族が住んでいる地域など、 知りたい地域を警察署単位で複数選択できます。
- 「子供被害情報」、「犯罪発生・防犯対策情報」を発信しており、受信 情報を選択することができます。
- 警察署毎に発信するため、地元に密着した情報を知ることができます。
- 夜間時間帯 (午後9時~午前7時まで) にメールを受信を するかどうかの選択ができます。
- メール本文のみの配信で画像は添付されません。
- 登録は無料ですが、通信料はご利用者様の負担となります。
- システムの稼働状況により、数時間のタイムラグが生じることがあります。



(ウ) X (旧ツイッター) を利用した地域安全情報等の提供

「ほくとくん防犯メール」と同様に、X (旧ツイッター)でも地域安全情報等を発信しています(公式アカウント名「北海道警察防犯情報発信室 @P_seian」)。



北海道警察の公式X

全道の情報を知りたい人に最適!

- 危険性の高い情報をタイムリーに発信します。
- 画像や動画付きの情報も得られます。
- ポスト機能で家族・知人等に情報を伝えることができます。
- 文字数制限のため、内容が簡潔になっています。
- 情報を取得したい地域の選択はできません。



(エ) Yahoo!防災速報による犯罪情報等の提供

ヤフー株式会社と協定を締結して、Yahoo!防災速報により緊急性の高い防犯情報等の配信を開始しています。スマートフォン用の無料アプリケーションをインストールすることで情報を受け取ることができ、地図情報を表示する機能や位置情報と連動する現在地連動通知機能等の便利な機能があります。

Yahoo!防災速報



発生場所付近の状況を知りたい人に最適!

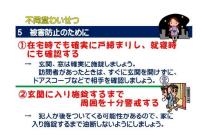
- 危険性の高い情報をタイムリーに発信します。
- 情報を知りたい地域を3か所まで選択できます。(位置情報も連動)
- 事案発生場所の地図情報が表示されます。
- Yahoo!防災速報が提供する他の情報も得ることができます。
- 数日前の情報や防犯に関するお知らせ等の情報は 発信しません。



(オ) 広報媒体を活用した地域安全情報の広範囲な提供

増加している犯罪や社会の関心が高い犯罪について、マスコミを通じた報道、ホームページや大型ビジョンを活用した広報啓発、電子メールによる関係機関・団体等への情報発信、チラシの作成・配布等により、広く道民へ犯罪被害防止を呼び掛けています。





【ホームページ資料掲載】



【被害防止啓発用チラシ】



【関係機関・団体等への情報提供】

2 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺

(1) 特殊詐欺の手口

特殊詐欺の手口は、息子をかたって事件・事故の名目で現金をだまし取るオレオレ詐欺や、警察、銀行員をかたって交換や、預かりを名目としてキャッシュカード等をだまし取る預貯金詐欺、未払いの料金があるなど架空の事実を口実として現金等をだまし取る架空料金請求詐欺等、時代とともに多様化しています。

(2) SNS型投資・ロマンス詐欺

SNS型投資・ロマンス詐欺とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、指定した預貯金口座への振込みその他により現金等をだまし取る犯罪です。

(3) 道内の情勢

令和5年中、特殊詐欺認知件数は160件、被害金額は約5億7,000万円と、認知件数と被害額ともに前年と比べて減少していますが、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺認知件数が55件、被害金額が約7億2,800万円と、認知件数、被害金額ともに前年と比べて増加し、極めて厳しい情勢にあります。

(4) 被害防止への取組

ア 関係機関等と連携した水際対策の推進

金融機関、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、宅配事業者等に対し、利用客への声掛けの協力を要請し、お金をだまし取られる寸前の「水際」で、多数の被害を防止しています。

イ 防犯指導・広報啓発の推進による地域住民の抵抗力の強化

特殊詐欺被害の防止のためには犯人からの電話を直接受けないことが効果的であることから、地域住民のご家庭を訪問して面接する巡回連絡等の機会を通じて、自宅電話を常時留守番電話設定にするよう助言したり、迷惑電話防止機能付電話機の活用を推奨するなどしているほか、統一フレーズ「詐欺電話がきたら # 9110」を定め、詐欺電話を受けたら警察に気軽に相談できるよう警察相談専用ダイヤル # 9110の活用について周知しています。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺被害者は、LINEなどのSNSに誘導され、被害に遭っていることから、LINEヤフー株式会社の協力を得て啓発チラシを作成し、注意喚起を行っています。



【「詐欺電話がきたら#9110」周知チラシ】



【金融機関における声掛けままけるター】



【迷惑電話防止機器推進チラシ】





【SNS型投資詐欺被害防止啓発チラシ】

ストーカー・配偶者暴力事案 3

(1) ストーカー事案の取扱状況

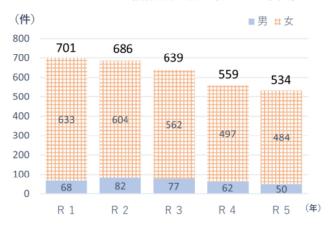
ア 相談受理の状況

令和5年中の道内におけるストーカー事案の相談受理件数は534件で、前年と比べて25件 減少しており、平成28年以降は減少傾向で推移しています。

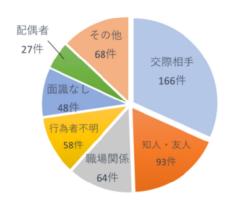
女性が被害者となる相談は、484件(90.6%)と全体の9割以上を占めており、年代別では 20歳代が179件(33.5%)と最も多く、次いで30歳代が102件(19.1%)、40歳代が93件(17.4%) となっています。

被害者と行為者の関係は、交際相手が166件(31.1%)と最も多く、次いで知人・友人が93件 (17.4%)、職場関係が64件(12.0%)、行為者不明が58件(10.9%)となっています。

ストーカー相談受理数(過去5年間)

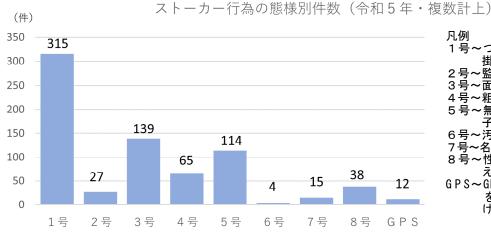


被害者と行為者の関係 (令和5年)



※被害者のうち、密接関係者の件数は除いています。

ストーカー行為の態様を、ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規 制法」という。)に基づく「つきまとい行為等」別(複数計上)に分類してみると、1号の「つ きまとい、待ち伏せ、押し掛け等」は315件、3号の「面会、交際等の要求」は139件、5号 の「無言電話、連続電話、連続電子メール等」は114件となっています。

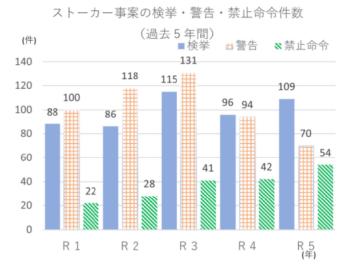


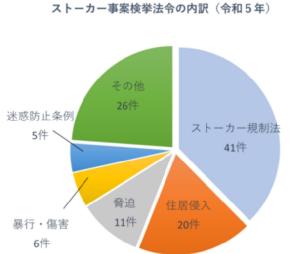
- 凡例 ·つきまとい、待ち伏せ、押し 1号 掛け等
- 2号~監視していると告げる行為
- 3号~面会、交際等の要求
- 4号~粗野乱暴な言動
- 無言電話、連続電話、連続電 子メール等
- 6号~汚物などの送付
- 7号~名誉を害する事項を伝える行為 8号~性的羞恥心を害する事項を伝
- える行為
- GPS機器等を用いて位置情報 を取得、GPS機器等を取り付 ける行為等

イ 検挙・警告の状況

令和5年中の道内におけるストーカー規制法に基づく警告件数は70件、禁止命令件数は 54件となっています。

ストーカー事案の検挙件数は109件で、主な罪種はストーカー規制法違反41件、住居侵入 20件、脅迫11件となっています。



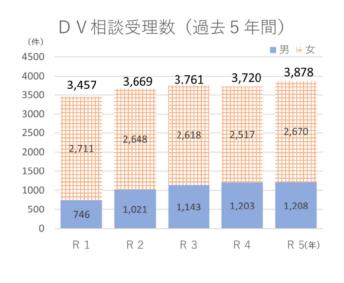


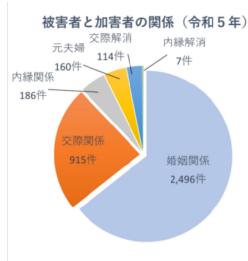
(2) 配偶者からの暴力事案の取扱状況

ア 相談受理の状況

令和5年中の道内における配偶者からの暴力事案の相談受理件数は3,878件で、前年と比べて158件増加しており、このうち女性からの相談が2,670件(68.8%)となっています。 年齢別では、20歳代の相談が1,005件(25.9%)、30歳代の相談が959件(24.7%)、40歳代が774件(20.0%)となっています。

被害者と加害者の関係は婚姻関係が2,496件(64.4%)、同居型の交際関係が915件(23.6%)、 内縁関係が186件(4.8%)、元夫婦が160件(4.1%)となっています。

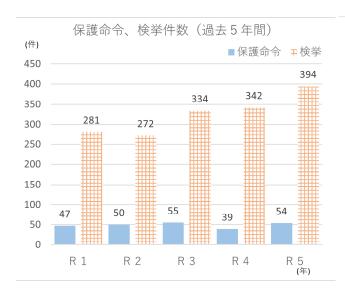




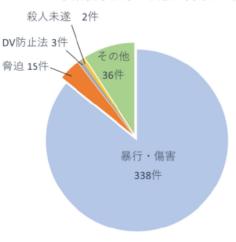
イ 保護命令発令・検挙状況

令和5年中の道内における裁判所からの配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に 関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)に基づく保護命令発令通知は54件で、前 年と比べて15件増加しました。

令和5年中の検挙については、配偶者暴力防止法に基づく保護命令違反の検挙は3件で前年と比べて1件減少し、他事件での検挙件数は391件で前年と比べて53件増加しました。 主な罪種については、殺人未遂2件、暴行180件、傷害158件、脅迫15件となっています。



DV事案検挙法令の内訳(令和5年)



(3) 令和5年中の主なストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の検挙事例

《事例1》

令和5年4月、妻に対する暴力を原因として、その住居付近をはいかいしてはならない旨の 命令を受けていたにもかかわらず、その住居付近をはいかいした男を配偶者暴力防止法違反で 逮捕しました。 (網走署)

《事例2》

令和5年10月、特定の者につきまとい等をしてはならない旨の禁止命令を受けていたにも関わらず、その勤務先付近で待ち伏せしてストーカー行為をした男をストーカー規制法違反で逮捕しました。 (中央署)

(4) 警察の取組

- 医療機関との連携によるストーカー事案加害者に対するカウンセリング治療を推進しています。
- ・ 道立女性相談援助センターや保護観察所との連携を強化し、被害の拡大を防止するため の活動を推進しています。

4 高齢者が関わる交通事故

(1) 現状

令和5年中の道内における高齢運転者側に主な原因のある交通死亡事故の発生件数は31件 で、前年に比べ7件減少しました。

過去10年の推移をみると、交通死亡事故件数全体が減少傾向で推移しているのに対し、高 齢運転者による交通死亡事故件数は横ばいで推移しているため、高齢運転者による交通死亡 事故の占有率は高くなっています。

	区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	交通死亡事故件数	157	168	149	144	130	148	136	119	113	118
	うち1当原付以上	151	164	148	142	125	141	130	115	103	111
	うち高齢運転者	41	46	42	34	37	44	43	40	38	31
	(占有率)	26.1%	27.4%	28.2%	23.6%	28.5%	29.7%	31.6%	33.6%	33.6%	26.3%

- 注1 1当とは、第1当事者の略称で、最初に交通事故に関与した車両等の運転者又は歩行者のうち、過失が重い者をいう。 2 原付以上とは、一般原動機付き自転車以上の車両をいい、自転車等の軽車両、歩行者、路面電車、列車を除く。

 - 3 高齢運転者とは、65歳以上の者をいう。
 - 4 占有率は、交通死亡事故件数に占める高齢運転者による事故件数の割合

令和5年中の交通死亡事故のうち、原動機付き自転車以上の車両を運転し、第1当事者と なった事故の運転者を年代別にみると、高齢運転者による件数が31件で最も多く、全体の4 分の1以上を占めています。

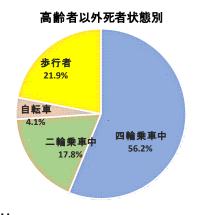
区分	1 当 原 付 以 上								1当自転車·歩行者	ᇫᇍ
	若年者	25~29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60~64歳	高齢運転者	小 計	・その他	合 計
交通死亡事故件数	12	7	6	23	19	13	31	111	7	118
(占有率)	10.2%	5.9%	5.1%	19.5%	16.1%	11.0%	26.3%	94.1%	5.9%	100.0%

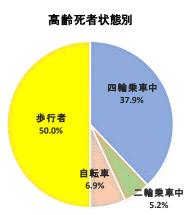
- 注1 1当とは、第1当事者の略称で、最初に交通事故に関与した車両等の運転者又は歩行者のうち、過失が重い者をいう。
 - 2 原付以上とは、一般原動機付き自転車以上の車両をいい、自転車等の軽車両、歩行者、路面電車、列車を除く。
 - 3 占有率は、交通死亡事故件数に占める年代別事故件数の割合
 - 4 1 当自転車・歩行者は、全年代の合計件数

死者数については、過去10年の推移をみると、減少傾向で推移していますが、全死者数に 占める高齢者の占有率は高く、平成26年と令和2年、5年以外は、50%を超える占有率となっ ています。

	区	分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	交通事故	效死者数	169	177	158	148	141	152	144	120	115	131
	うち	高齢者	75	96	83	76	79	83	68	78	63	58
	(占有率)		44.4%	54.2%	52.5%	51.4%	56.0%	54.6%	47.2%	65.0%	54.8%	44.3%

高齢死者の状態別の状況をみると、高齢者以外は四輪乗車中に死亡している特徴があり、 高齢者は歩行中に多く死亡している特徴があります。



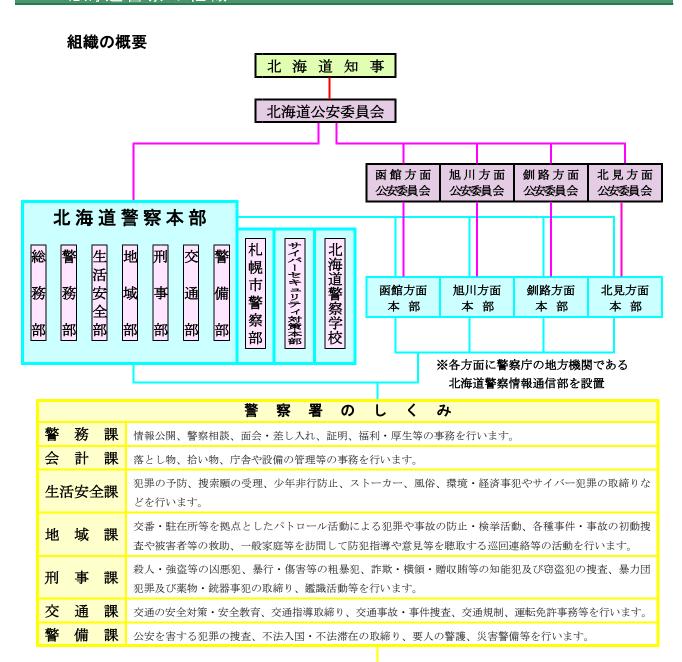


(2) 対策

北海道警察では、高齢歩行者対策と高齢運転者対策の両面に関して、それぞれ対策を講 じています(取組の詳細は第13「交通死亡事故抑止活動」を御覧ください。)。

第 4 北海道警察の組織と公安委員会制度

1 北海道警察の組織



交番・駐在所・警備派出所



2 公安委員会制度

(1) 北海道公安委員会、方面公安委員会の構成

公安委員会は警察を管理し、警察行政の民主的運営、政治的中立性を確保することを目的 に設置されており、北海道公安委員会(5人の委員で構成)は北海道警察全体を、函館・旭 川・釧路・北見方面公安委員会(それぞれ3人の委員で構成)はそれぞれの方面本部を管理 しています。

(2) 公安委員会の権限等

公安委員会は北海道警察の事務について大綱方針を定め、北海道警察の事務の運営の準則、 その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示します。

また、法令等に基づく公安委員会規則の制定や警察法に基づく権限を有しているほか、運 転免許等の許可や行政処分に関する権限を有しています。

(3) 定例会議

定期的に委員長が招集し、警察本部長、情報通信部長及び警察本部各部長等を出席させて 開催しています。

(4) 北海道公安委員会のホームページ

北海道公安委員会では、国民からの一層の理解を得るため、定例会議の開催内容等のコンテンツを掲載したホームページを開設して情報を発信しています(各方面公安委員会もホームページを開設しています。)。



【北海道公安委員会定例会議】



北海道公安委員会 ホームページはこちら



函館方面公安委員会 ホームページはこちら



旭川方面公安委員会 ホームページはこちら



釧路方面公安委員会 ホームページはこちら



北見方面公安委員会 ホームページはこちら

サイバー空間の安全の確保と警察派

社会全体の意識の向上に向けた取組

(1) 産学官連携によるサイバーセキュリティ対策

サイバー空間の安全を確保するためには、産業界・学術機関・官公庁と連携した取組が重 要です。

北海道警察では、「北海道地域情報セキュリティ連絡会」(Hokkaido Area Information Security Liaison、通称: HAISL) の運営等を通じて各業界と情報共有を行うとともに、連絡 会やセキュリティセミナー等を開催してサイバーセキュリティ意識の向上を図っています。

また、HAISLでは、次代を担うサイバーセキュリティ人材の育成のため、学生がサイバー空 間の正しい利用方法やセキュリティ対策について学ぶ場である「Security College for Youth」 (通称:SC4Y) を立ち上げ、勉強会やセキュリティ競技会を開催しています。



[HAISL]







【セキュリティセミナー】

【SC4Y勉強会】

(2) 事業者等に対するサイバーセキュリティ対策

道内の経済を担って活躍している事業者・団体が、サイバー犯罪の被害やサイバー攻撃に 遭った場合、その被害は当該事業者等に止まらず、一気に拡散し、道民生活全体に悪影響を 及ぼす事態となることも考えられます。

北海道警察では、道内で大多数を占める中小事業者のサイバーセキュリティ対策の向上を 図るため、商工団体等で構成する「北海道中小企業サイバーセキュリティ支援ネットワーク」 (通称:Cyber-道net)を設立・運営し、サイバー犯罪の最新情勢やセキュリティ面のぜい弱 性等に関する情報をタイムリーに発信しています。

また、セキュリティセミナー等の開 催、出前講話の実施など、事業者等の サイバーセキュリティ対策の向上に向 けた各種取組を推進しています。



【Cyber-道netサイバーセキュリティ演習】



【事業者向け広報資料】

(3) 道民に対するサイバーセキュリティ対策

「サイバー空間の脅威」に関する正しい知識と対処能力を身に付けてもらえるよう、最新のサイバー情勢を反映した広報資料を作成の上、ネットワーク等を通じて広く道民に情報発信しているほか、イベントや出前講話等の機会において、サイバーセキュリティに関する広報啓発活動を行っています。



【大学における講話】









【一般向け広報資料】

【児童・生徒・学生向け広報資料】

また、専門学校と連携してYouTube動画や啓発ポスターを制作したり、プロバスケットボールクラブ「レバンガ北海道」にサイバーセキュリティアンバサダーを委嘱して協働した広報 啓発活動を展開するなど、幅広い世代に対して注意喚起を実施しています。







【YouTube動画】





【アンバサダー委嘱式】

【選手が参加した啓発活動】



広報資料を掲載のホームページはこちらから



サイバー犯罪捜査宮香田 美咲

2 警察の対処能力の向上に向けた取組

職員のサイバー事案対処能力の向上や専門的知識を有する捜査員の育成のため、警察学校 に入校した職員に対してサイバーセキュリティ教養を実施しています。

そのほかに警察本部・方面本部の各所属と各警察署に対する教養やインターネットを使用 した実戦的なサイバー捜査に関する教養を実施し、対処能力の向上に向けた人材育成を推進 しています。



【部外講師によるサイバー捜査セミナー】



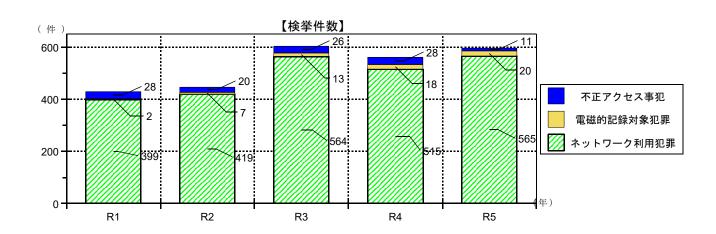
【サイバー捜査演習】

3 サイバー犯罪の取締りと対策

(1) サイバー犯罪の現状

サイバー犯罪には、パスワードなどで保護された他人のコンピュータに無断でアクセスする「不正アクセス事犯」、他人のコンピュータのデータを破壊・改ざんしたり、コンピュータウイルスに感染させるなどの「電磁的記録対象犯罪」、電子掲示板やファイル共有ソフトを利用して違法な画像・動画等を公開したり、メールやSNSを利用して他人を脅迫するなどの「ネットワーク利用犯罪」があります。

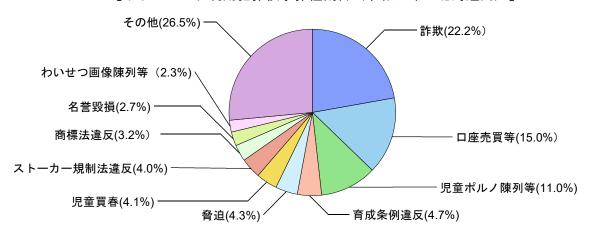
令和5年中、北海道警察では596件のサイバー犯罪を検挙しました。



(2) ネットワーク利用犯罪の検挙罪種の割合

令和5年中、北海道警察で検挙したネットワーク利用犯罪は、コロナ関連持続化給付金等の詐欺事件の割合が22.2%で全体の約5分の1、子どもの性被害に関係する児童買春、児童ポルノ、北海道青少年健全育成条例違反事件の割合が19.8%で全体の約5分の1を占めました。

【ネットワーク利用犯罪検挙罪種割合(令和5年:北海道内)】



(3) 令和5年中の主な検挙事例

《事例》

令和5年11月、来店客のアカウントに不正アクセスし、現金相当のポイントを不正に自己のアカウントに送金した元店舗従業員の女を、不正アクセス禁止法違反、私電磁記録不正作出・同供用、電子計算機使用詐欺罪で検挙しました。

(浦河署、サイバー犯罪対策課)

4 サイバー攻撃対策

(1) サイバー攻撃の現状

ア サイバー攻撃情勢

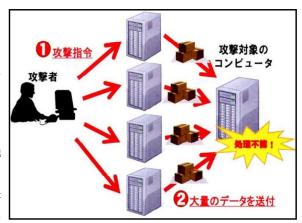
インターネットが国民生活や社会活動に不可欠な社会基盤として定着し、サイバー空間は国民の日常生活の一部となっています。こうした中、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させてしまうサイバーテロや情報通信技術を用いて政府機関や企業等から機密情報を窃取するサイバーインテリジェンスといったサイバー攻撃は、国の治安、安全保障及び危機管理にとって現実の脅威となっています。

サイバー攻撃には、①攻撃の実行者の特定 が難しい、②攻撃の被害が潜在化する傾向が ある、③国境を容易に越えて実行可能である といった特徴があり、我が国においても、サ イバー空間の脅威に対する対処能力の強化が 求められています。

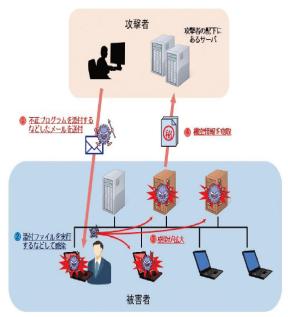
イ サイバー攻撃の手口

サイバー攻撃の手口としては、攻撃対象のコンピュータに複数のコンピュータから一斉に大量のデータを送信して負荷を掛けるなどして、そのコンピュータによるサービスの提供を不可能にするDDooS攻撃やセキュリティ上のぜい弱性を悪用してコンピュータに不正に侵入する(又は不正プログラムに感染させる)ことなどにより、管理者や利用者の意図しない動作をコンピュータに命令する手法等があります。

不正プログラムに感染させる手口としては、 業務に関連した正当なものであるかのように 装った電子メールによる標的型メール攻撃が 代表的です。



ディードス 【DDoS攻撃】



【標的型メール攻撃による情報窃取の例】



【標的型メール攻撃の例】

(2) サイバー攻撃対策の推進体制

北海道警察では、サイバー攻撃の実態解明や被害の未然防止等の総合的なサイバー攻撃対策を推進するため、北海道警察サイバー攻撃対策隊を設置しています。同隊は、サイバー攻撃捜査に関する専門的な知識、技能及び経験を生かし、情報収集活動の推進や重要インフラ事業者、民間事業者等との協力関係の確立において、中核的な役割を果たしています。

(3) 官民連携の推進

北海道警察では、サイバー攻撃による被害の未然防止や拡大防止を図るため、平素から、 重要インフラ事業者等への個別訪問やサイバー攻撃対策セミナーの開催、サイバー攻撃の発 生を想定した共同対処訓練の実施など、官民連携によるサイバー攻撃対策を推進しています。 また、道内の重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を、警察本部及 び全ての方面本部に設置して、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、 民間の有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行っています。



北海道サイバーテロ 対策協議会は こちらから

第 6 社会不安の除去と警察活動

1 経済事犯の取締り

(1) 経済事犯の現状

経済事犯とは、偽ブランド品等を販売する知的財産権侵害事犯、無登録で貸金業を営んだり高金利で貸付けを行うヤミ金融事犯、一般住宅を訪問し、うそを言って商品の販売、貴金属の買取り、家屋修繕等を行う特定商取引等事犯、投資で運用して利益を配分するなどとして現金を集める利殖勧誘事犯、水産動植物を違法に採捕する密漁事犯などの犯罪をいい、令和5年中、これらの検挙件数は419件でした。

また、同年中、経済事犯に悪用されるサービス等を利用不能にするため、金融機関に預貯 金口座の凍結を依頼した件数は1,092件、携帯電話事業者に契約者の確認を求めた件数は238 件、レンタル携帯電話等事業者に解約要請をした件数は191件でした。

(2) 令和5年中の主な検挙事例

《事例1》

令和5年6月、全国の高齢者等に虚偽の事実を告げて電話勧誘し、海産物の売買契約を締結するなどした特定商取引法違反事件の被疑者3人を検挙しました。

(厚別署、生活安全企画課、生活経済課)

《事例2》

令和5年10月~11月、元本保証と元本額に応じた配当が得られるという架空の投資話を被害者6 人に持ちかけ、現金合計約1億円をだまし取った詐欺事件の被疑者3人を検挙しました。

(釧路署、根室署、帯広署、釧路方面本部生活安全課、生活経済課)

《事例3》

令和5年10月、高齢者方等を訪問して灯油タンク洗浄の契約を締結したにもかかわらず、法令で 定められた書面を交付しなかった特定商取引法違反事件の被疑者2人を検挙しました。

(静内署、生活経済課)

2 環境事犯の取締りと防止するための取組

(1) 環境事犯の現状

ア 廃棄物事犯

北海道は、多種多様な動植物が生息する雄大で自然豊かな地域ですが、大量の廃棄物を 山林や原野に不法投棄したり野外で焼却したりといった環境を破壊する事犯が後を絶たず、 大きな社会問題となっています。一度損なわれた自然を取り戻すには長い年月と膨大な費 用が必要となり、その労力も計り知れません。

令和5年中、これらの検挙件数は344件でしたが、悪質な環境事犯の取締りを更に強化しています。

イ その他の事犯

環境を破壊する行為は、廃棄物事犯だけではありません。高山植物や高山帯に生息する 昆虫等は、特定の地域にしか生育しない大変貴重なものが多いのですが、特別保護地区等 の禁止エリアにおけるスノーモービルの走行、盗掘や摘み取り、森林の違法伐採等の事犯 による生育環境の悪化が懸念されます。

(2) 令和5年中の主な検挙事例

《事例》

令和5年1月、寿都郡寿都町内の解体工事現場から排出された建設廃材約10トンを寿都郡黒松内町内の土地に埋設する形で不法投棄した被疑者2人を廃棄物処理法違反で検挙しました。

(寿都署、函館方面本部生活安全課)

(3) 環境事犯を防止するための取組

北海道の豊かな自然を犯罪から守るため、次のような対策に取り組んでいます。

ア 関係機関との連携

環境犯罪対策連絡協議会を主催しているほか、関係機関が開催する会議等にも積極的に 参加して情報交換を行うなど、連携強化を図っています。

イ 廃棄物不法投棄対策の取組

行政機関との合同による不法投棄防止啓発活動や、ヘリコプターによる監視活動を実施 しています。

ウ 自然環境保護の取組

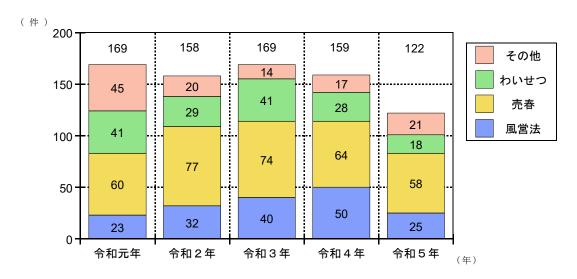
山岳地帯などの自然保護地区において、行政機関や自然保護団体と協力し、山岳パトロールや登山口における街頭啓発活動、ヘリコプターによる監視活動、スノーモービルの乗り入れに対する警戒活動を実施しています。

3 風俗・雇用関係事犯の取締り

(1) 風俗関係事犯及び外国人雇用関係事犯の現状

令和5年中の道内における風俗関係事犯の検挙は122件で、前年に比べて37件減少しています。 また、外国人の不法就労助長事件は2件で、前年に比べて2件増加しており、不法就労させていた雇用主2人を検挙しました。

【風俗関係事犯の検挙件数】



(2) 令和5年中の主な検挙事例

《事例1》

令和5年2月、帯広市内のマンションの一室において、エステ店を装い、女性従業員が男性 遊客に対して性的マッサージを行う違法営業を行っていた経営者らを風営適正化法違反(無許 可営業)で検挙しました。

(帯広署、釧路方面本部生活安全課)

《事例2》

令和5年4月、交際関係にある女性に対し、交際関係の解消を仄めかすなどして困惑させ、約5か月間にわたって海外動画配信サイトを利用して同女性のわいせつな映像を公開した男を 公然わいせつで検挙しました。

(豊平署、保安課)

《事例3》

令和5年11月、北海道旭川方面公安委員会から風俗営業の許可を受け営業を営むぱちんこ店において、正規な景品卸業者を介在させているように装い、客に提供した景品の買取り行為を行ったとして経営者らを風営適正化法違反(遊技場営業者の禁止行為)で検挙しました。

(留萌署、旭川方面本部生活安全課)

(3) 若年層の性被害予防対策

アダルトビデオ出演強要問題については、令和2年6月、性犯罪・性暴力対策の強化のための関係府省対策会議において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が取りまとめられ、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」として、アダルトビデオ出演の強要やJKビジネスの問題を含めた若年層の性被害についての広報・啓発を集中的に実施するなど政府一体となった各種対策を推進中であり、北海道警察においても各種対策を推進しています。

ア 取締りの推進

令和5年中、道内におけるアダルトビデオ出演被害問題に関する検挙はありませんでしたが、各種法令の適用を視野に入れた取締りの推進や、主要な駅や繁華街等の路上等で行われるスカウト行為に対し、指導・警告を推進するとともに、関係機関や地域と連携した広報啓発を実施するなど、総合的な取組を推進しています。

イ 広報・啓発の推進

教育委員会や学校等の関係機関、企業等と連携し、大学や高校等におけるイベントやオリエンテーション、被害防止教室等の機会を通じて被害防止活動を実施しているほか、ホームページやポスター、リーフレットを使用した広報資料や、テレビやラジオ、SNSを活用した被害防止の広報啓発を行っています。

ウ 相談体制の充実

令和5年中、道内におけるアダルトビデオ出演被害問題に関する相談が1件寄せられております。警察本部、警察署、交番等の相談窓口においては、同問題に係る相談を24時間受け付けています。

また、相談の際はプライバシーが守られることや、事件以外においても、適切な助言や 専門機関の紹介を行うこととしています。

第7 少年の非行防止と健全育成活動

1 少年非行の現状

令和5年中、道内で検挙・補導した少年は1,375人で、前年に比べて321人(30.5%)増加しました。このうち、刑法犯で検挙・補導した少年は1,162人で、前年に比べて283人(32.2%)増加し、特別法犯で検挙・補導した少年は210人で、前年に比べて35人(20.0%)増加しました。

令和5年に補導した不良行為少年は12,543人で、前年に比べて2,473人(24.6%)増加しました。行為別では喫煙が5,081人で最も多く、学職別では高校生が4,918人で、補導した不良行為少年の約4割を占めています。

少年の非行防止には、早期発見と適切な対処が重要であることから、街頭補導活動を強化するとともに、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や非行防止教室の開催など、関係機関や団体と連携した「非行少年を生まない社会づくり」を推進しています。

2 非行防止対策の推進

(1) 少年サポートセンター

北海道警察では、警察本部及び各方面本部に補導活動、少年相談、虐待やいじめ等の被害に遭った少年の支援、少年の健全育成や非行少年の立ち直り支援等の各種少年問題に専門的に対応する「少年サポートセンター」を設置しています。警察本部の少年サポートセンターは民間施設(札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル)内にあり、相談者が利用しやすい環境にあります。



【少年サポートセンター】

〇 少年の居場所づくり活動

少年サポートセンターでは、少年の規範意識の醸成や立ち直り支援を目的とした少年の居場所づくり活動(通称 JUMPプラン、Juvenile Make Place=「少年が居場所をつくる」の意味)を推進しており、少年補導員や学生ボランティア「Jumpers」等の協力を得て、家庭や学校、関係機関・団体等と連携し、社会参加活動、ボランティア体験、農業体験、学習支援、就労支援活動等を実施しています。

令和5年中は、関係機関・団体の協力を得て、ガラス工芸体験やスポーツなどの社会参加活動、野菜の植付けから収穫までの農業体験、塗装体験や食のイベントを通じた就労支援等を実施しました。





【塗装体験】

【農業体験】

〇 少年補導

少年の非行を防止するためには、問題行動を早期に発見 し、適切な措置をとることが重要です。そのため、繁華街、 ゲームセンターやカラオケ店等、多くの少年が利用する場 所において不良行為少年を発見・補導し、少年や保護者に 必要な指導・助言を行っています。

また、サイバーパトロールによって発見した、SNS上の児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対し、注意喚起のメッセージを投稿するなどの取組も行っています。



【街頭補導】

(2) スクールサポーター制度

学校内外における児童生徒の非行防止や安全確保等に関する学校の活動を支援するため、 退職した警察官等をスクールサポーターとして委嘱し、学校の要請に基づいて派遣していま す。

令和5年中は、8人のスクールサポーターが札幌市教育委員会管内、石狩教育局管内、上

川教育局管内及び釧路教育局管内 の小学校・中学校・高校計50校の 派遣要請を受け、主に教職員と連 携した校内巡回、商業施設や公園 等の校外巡回、少年の居場所づく り活動への支援、非行防止教室の 実施、登下校時の見守り活動等を 行いました。



(3) 学校等と連携した非行防止教室・薬物乱用防止教室

少年の規範意識の向上と犯罪被害防止を 目的とする非行防止教室、少年の薬物乱用 の根絶に向けた規範意識の醸成を目的とす る薬物乱用防止教室を「講話方式」、教員と 協力して行う「ティームティーチング方式」、 小・中学校の校内放送を活用して行う「校 内放送方式」により実施しています。



(4) インターネット利用に起因する児童の犯罪被害等を防止するための取組

近年、スマートフォンを始めとするインターネット接続機器 が急速に子供達に普及し、これらの利用に起因する犯罪被害が 後を絶ちません。

これらの環境の変化に対応するため、平成30年2月、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が改正され、フィルタリングの利用促進に向けた取組が強化されています。

北海道警察では、子供達の犯罪被害防止に向け

- 中学校入学説明会での保護者への説明など、学校と連携 した啓発
- 携帯電話販売店に対するフィルタリングの利用促進に向けた適切な対応の要請
- 非行防止教室等による子供達に対する情報モラル教育の 推進等

の取組を推進しています。



【啓発用チラシ】

(5) 少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための取組

SNS上の犯罪実行者募集情報、いわゆる「闇バイト」に応募 した少年が、犯罪組織に利用され、特殊詐欺や強盗などの犯罪に 加担させられています。

北海道警察では、少年を特殊詐欺等に加担させないため

- 学校及び教育委員会と連携した、非行防止教室等の開催
- 少年院等の関係機関と連携した、再非行防止に向けた取組
- 非行少年や不良行為少年等に対する就学・就労の支援
- 集団的不良交友関係に代わる居場所づくりを通じた立ち直 り支援等

の取組を推進しています。



【啓発用チラシ】

(6) 少年相談

令和5年中、北海道警察が新規に受理した少年相談の件数は2,949件で、前年に比べて25件(0.8%)減少しました。新規に受理した相談を相談者別に見ると、保護者が最も多く43.1%、次いで少年自身が24.9%を占めています。少年自身からの相談では中学生と高校生がともに27.6%で、合わせて55.2%と半数以上を占めています。

内容別に見ると、家庭問題が53.1%と最も多く、次いで非行問題が11.6%、学校問題が9.8%、交友問題が6.3%、犯罪被害が4.6%の順となっています。

子供の思春期は第二反抗期とも呼ばれ、自立と依存の問題や仲間関係の比重の高まりなど特有のテーマを抱えることから、学校生活や進路、交友関係等で摩擦や葛藤を生じやすくなります。

そして、本来支えとなるはずの親子のコミュニケーションにも 支障が出ることがあり、それに伴って、家庭内暴力や家出に走っ たり、非行に至る場合もあります。

また、その子特有の資質が理解されず、家族や友達を始めとする周囲とのズレが大きくなるのもこの時期の特徴です。





北海道警察では、そうした問題を未然に防いだり解決することを目的に、警察本部の少年サポートセンターにフリーダイヤルの「少年相談110番」を開設し、電話での相談や、その後の面接による相談を受け付けており、北海道警察ホームページでは、メールによる相談も受け付けています。

さらに、警察本部では臨床心理士の資格を持った心理専門官を配置し、カウンセリングや家族療法等の技術を用いて、少年相談の背景にある複雑な問題に対応するとともに、犯罪の被害にあった少年や、その家族の方への支援を行っています。

少年相談110番

0120-677-110

AM8:45~PM5:30 (時間外と十日祝日は留守番電話)

夜間・休日の緊急の相談は、警察相談電話「#9110」へおかけください。

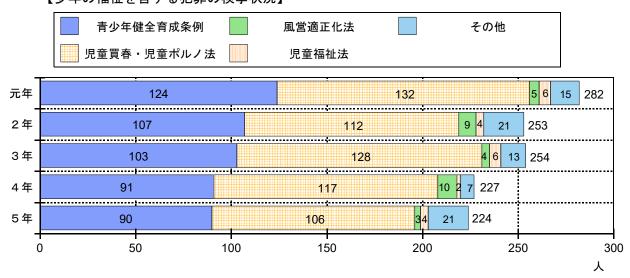
3 福祉犯の取締り

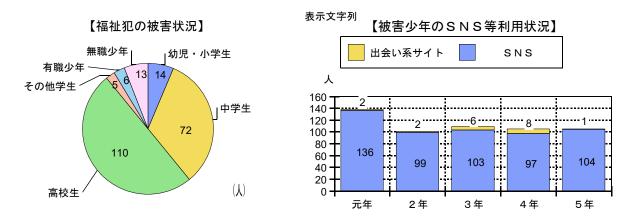
(1) 福祉犯の現状

北海道警察では、児童ポルノや年少者雇用のように、少年の心身に有害な影響を与えて少年 の福祉を害する犯罪(福祉犯)の取締りと被害少年の発見・保護を推進しています。

令和5年中の道内における福祉犯の検挙人員は224人で、前年に比べて3人(1.3%)減少し、被害に遭った少年は220人で、前年に比べて35人(18.9%)増加しています。

【少年の福祉を害する犯罪の検挙状況】





被害少年のうち、中学生と高校生が182人と全体の8割以上を占めているほか、SNSの利用 に起因して被害に遭った少年は104人で、全体の約半数を占めています。

北海道警察では、こうした被害から少年を守るため、学校や事業者等と緊密に連携し、少年 とその保護者に対して、インターネットの利用に伴う危険性について注意喚起するとともに、 少年が使用するスマートフォンには、必ずフィルタリングを設定することなどを要請しています。

子供の性被害防止に係る対策の推進

児童ポルノの製造や児童買春を始めとする子供の性被害は、子供の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく害する極めて悪質な行為であり、インターネットを通じて長期にわたって被害に遭った子供を傷付けることも多くあります。

また、近年、大都市の繁華街を中心に「リフレ」、「散歩」等と称して合法的な営業を装いながら、女子高校生等に性的な行為をさせるいわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業など、子供の性に着目した形態の営業が出現し社会的な問題となっています。

北海道警察では、犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン」に基づき、徹底した取締りはもちろんのこと、被害の予防・拡大防止、被害児童の保護等、各種対策を関係機関・団体と連携して推進しています。



【高校生と協力して制作した啓発動画】

(2) 令和5年中の主な検挙事例

《事例1》

令和5年7月、SNSで知り合った女子高校生に対して自己を相手方としていかがわしい行為をさせた会社員の男を児童福祉法違反で検挙しました。

(北署)

《事例2》

令和5年10月、女子小学生に対していかがわしい行為をした上、その様子を撮影した男を不同意性交等、性的姿態等撮影、児童ポルノ禁止法違反で検挙しました。

(北見署・北見方面本部生活安全課)

4 児童虐待への対応

北海道警察では、児童虐待防止の観点から、あらゆる警察活動を通じて被害児童の早期発見に努め、発見した場合には、速やかに児童相談所に通告し、被害児童の保護を図ることとしています。

また、児童虐待の未然防止に向けて、北海道警察と札幌市児童相談所の間で相互に職員を派遣する人事交流や、情報共有等に関する協定の締結、担当者会議の開催、被害児童を救出・保護するための強制立入(臨検・捜索)の合同訓練等を行っています。

令和元年10月には、児童相談所での勤務経験を有する警察官や公認心理師の資格を有する技術職員等、専門性の高い職員を配置した「児童虐待対策係」を子供・女性安全対策課(現・人身安全対策課)に設置し、部内の機能強化を図りつつ、児童相談所等関係機関との連携を更に強め、児童虐待の早期発見と被害児童の安全確保に向けた取組を推進しています。

(1) 児童通告の状況

令和5年中の道内における児童相談所への通告人数は3,583人で、前年と比べて125人(3.6%) 増加しています。

令和5年中の児童虐待の通告人数を、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待の 態様別に分類してみると、心理的虐待は2,538人、身体的虐待は752人、ネグレクトは276人、 性的虐待は17人となっています。

また、令和5年中は、児童虐待事件で208人の保護者等を検挙しており、主な罪種は暴行、 傷害となっています。



(2) 令和5年中の主な検挙事例

《事例1》

令和5年6月、児童を自宅内に長時間放置して外出した保護者を保護責任者遺棄で検挙しました。 (旭川東署)

《事例2》

令和5年8月、自宅内において、児童の顔面を殴打するなどして、けがをさせた保護者を傷害で検挙しました。

(苫小牧署)

児童虐待により尊い子供の命が奪われるなど、痛ましい事件が後を絶ちません。

虐待被害に遭っている子供の早期発見のため、児童虐待の疑いを感じたら、迷わず児童相談所、市町村、警察に連絡してください。

あなたの連絡が児童虐待から子供たちを救います!!



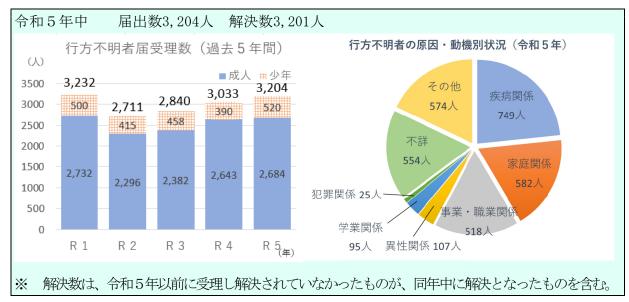


第8 道民の身近な不安を解消する警察活動

1 行方不明者の発見活動

(1) 行方不明事案

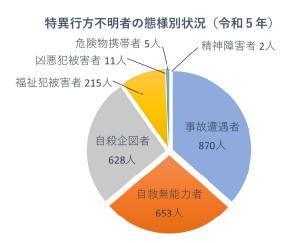
令和5年中に北海道警察が届出を受理した行方不明者は3,204人で、前年と比べて171人(5.6%) 増加しており、原因・動機別では、疾病関係が749人(構成比23.4%)で最も多く、次いで家 庭関係、事業・職業関係、異性関係等となっています。



(2) 特異行方不明者

「特異行方不明者」として届出を受理した人数は2,384人であり、前年に比べて159人(7.1%)増加しています。





(3) SOSネットワークの運用

認知症高齢者などの行方不明事案に対応するため、全道警察署管内に構築された「SOSネットワーク」により、民間協力による捜索活動や発見・保護した後の保健所、自治体による支援等、行方不明者やその家族に対するケアが行われています。

2 自殺者の現状

(1) 総数

令和5年中の道内における自殺者の 総数は1,052人で、前年に比べて68人 (6.9%) 増加しました。

性別では、男性が710人で前年に比べて68人 (10.6%) 増加し、女性は342人で前年と変わりありませんでした。



(2) 年齡別状況

令和5年中の道内における自殺者を年齢別に見ると、50歳代が193人(構成比18.3%)と最も多く、次いで40歳代が184人(構成比17.5%)、70歳代が160人(構成比15.2%)、20歳代と60歳代が共に129人(構成比12.3%)、30歳代が113人(構成比10.7%)、80歳以上が105人(構成比10.0%)、10歳代が38人(構成比3.6%)の順となっています。

自殺者の年齢別状況(令和5年)

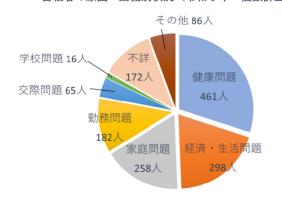


※ 年齢不詳の1人を除く

(3) 原因·動機別状況

原因・動機を見ると「健康問題」 が461人で最も多く、次いで「経済・ 生活問題」が298人、「家庭問題」が 258人、「勤務問題」が182人、「交 際問題」が65人、「学校問題」が16人 の順となっています。

自殺者の原因・動機別状況(令和5年・複数計上)



3 安全で安心して暮らせるまちづくり

犯罪や事故のない安心して暮らせる北海道を実現するためには、地域住民、自治体、事業者、警察等が緊密に連携・協働し、犯罪や事故等による被害を未然に防止する地域安全活動に取り組む必要があります。

(1) 警察の取組

ア ソフト面

ホームページや「ほくとくん防犯メール」、X(旧ツイッター)、Yahoo!防災速報などを活用し、犯罪や事故の発生などの地域安全情報をタイムリーに配信するとともに、防犯ボランティア団体との合同パトロール、防犯講習会の開催等により地域住民による地域安全活動への支援を行っています。



また、警察官を派遣して、小学校の教職員や児童等を対象とした不審者侵入時の対応、 避難誘導の訓練を実施するなど、子供を犯罪から守る取組への支援を行っています。

イ ハード面

北海道警察では、自治体や関係機関・団体等と連携し、「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」の指針に基づき、道路、公園等の公共施設や共同住宅の構造、設備、配置等の防犯環境に配慮した犯罪の起きにくいまちづくりを推進しています。

《街頭防犯カメラの設置》



(2) 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議(全道推進会議)による取組

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例(平成17年4月1日施行)に基づき設置された全道推進会議(会長〜知事、構成員〜北海道、北海道警察、北海道教育委員会、札幌市等70の機関・団体)が推進主体となり、平成20年5月から道民運動として「安全・安心どさんこ運動」を展開しています。この運動は、人や地域、社会の絆を強め、地域コミュニティを向上することによって住みよい地域を実現するもので、「子どもの安全を見守る運動」と「あいさつ・みまもり・たすけあい運動」の2本柱について普及啓発に努めています。



(3) 地域による取組

地域住民が主体となった様々な自主防犯活動が、各地で活発に行われています。

子供が不審者に声を掛けられたり、つきまとわれたりした場合等に駆け込む避難所となる「子供110番の家」は、市町村や学校、町内会等が主体となり、一般家庭、商店、事業所等の協力によって設置されています。

(4) 事業者による取組

北海道警察では、「防犯CSR活動」(CSR=Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任)に取り組む事業者等に対し、防犯情報の提供、活動のアドバイス等の支援を行うとともに北海道警察や各警察署のホームページで活動を紹介しています。



防犯CSR活動については こちらで詳しく紹介して います

(5) 民間ボランティア団体による取組

ア 防犯ボランティア団体の現状

令和5年末現在、道内で1,296の防犯ボランティア団体が結成されており、現役世代による休日の活動や夜間のパトロール等、それぞれの生活様式に合わせた自主防犯活動が実施されています。

また、子供への声掛け事案の発生が多い下校時間帯に 重点を置いたパトロールや見守り活動、不審者対応訓練 をするなど工夫を凝らした防犯活動が行われています。



【子供の見守り活動】

イ 防犯ボランティア団体による積極的な活動

他の団体の模範となる積極的な活動が認められ、 これまで道内で

「稚内市防犯指導員協議会」

「札幌屯田防犯パトロール隊 (通称とんぼ隊)」

「狸小路商店街自主巡回活動組織」

「鷲別子ども見守りたい」

「標津町防犯ボランティア組織レッドシャドー」 「いきいき行動隊」

「株式会社岸本組防犯パトロール隊」

が安全安心なまちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰 を受賞しています。



【防犯ボランティアの活動】



防犯ボランティアの活動方法を こちらで紹介しています 「防犯ボランティア活動・ くらしの安全対策ハンドブック」

ウ 青色回転灯等装備車による防犯パトロール

道路運送車両法の保安基準が平成16年以降緩和され、地域で自主防犯活動を実施している防犯ボランティア団体等が青色回転灯等を装備した車両で防犯パトロールを行っています。

令和5年末現在、道内で672団体2,856台の青色回転 灯等装備車が各地においてパトロールを実施していま す。



【青色回転灯等装備車】



はじめてみませんか 青色防犯パトロール

エ 学生ボランティアに対する支援

北海道警察では、平成30年4月に、複数の所属が所管していた学生ボランティアを統合して、北海道警察学生ボランティア「Jumpers(ジャンパーズ)」を設立しました。

学生は、講習会を受講してJumpersに登録することで、地域の安全に関する活動、少年の非行防止及び健全育成に関する活動、サイバー空間の安全の確保に関する活動のいずれにも参加することができるほか登録期間や活動回数等の条件を満たした場合は、警察官採用試験の第1次試験において、Jumpersの活動を加点要素として申請することができます。

Jumpersに対して、活動の提供や活動に必要な物品の貸与等の支援を行うことにより、次世代を担う学生ボランティアの確保とボランティア活動の活性化を図っています。



【自転車防犯診断】



【防犯啓発活動】



ジャンパーズの活動は こちらで紹介しています

第9 地域の安全を守る活動

1 地域の安全・安心を確保する交番・駐在所

(1) 交番・駐在所の活動

地域住民にとって最も身近にある交番・駐在所は、道内に交番が312か所、駐在所が398か 所あります(令和6年4月1日現在)。交番・駐在所の警察官は、地域住民が日常生活で不安 に感じていることや困りごと等を把握して、地域住民と一緒に問題の解決に取り組み、地域 の安全を守る活動を行っています。

ア パトロール、立番

地域住民を事件や事故から守るため、昼夜 の別なくパトロールを行ったり、交番の外に 立って周囲を警戒する立番などを行いながら、 事件や事故が発生した際には、真っ先に現場 に駆けつけて各種警察活動に当たったり、不 審者に対する職務質問、地域住民に対する声 掛けや防犯指導などを行っています。



【警察官によるパトロール】

イ 巡回連絡

担当地域の家庭や会社、店舗等を訪問して、防犯指導や地域住民の意見・要望の聴取を行うとともに、緊急時の連絡に役立てるため、巡回連絡カードの記載をお願いしています。

ウ 地理教示

地域の特徴を盛り込んだ管内図等を活用し、来訪者に地理教示を行っています。

エ 各種届出の受理

落とし物等の届出を受けるほか、万一、地域住民が犯罪の被害や交通事故に遭った場合には、直ちに届出を受理し、事件や事故における初動対応に当たっています。

(2) 地域住民との連携・協働活動

ア 問題解決活動

交番・駐在所の活動を通じて把握した要望・意見等の情報から、地域住民の身近な問題 を積極的に取り上げ、問題解決を図っています。

イ 防犯支援活動

学校等における防犯教室や交通安全教室、高齢者を対象とした特殊詐欺の被害防止講話 等を行っており、寸劇等の特色ある活動を行っている警察官もいます。

ウ 情報発信活動

地域の事件・事故の発生状況や被害に遭わないためのポイント、身近な話題等を盛り込んだ交番・駐在所広報紙を発行し、各家庭に配布するなどしています。

また、特に注意してもらいたい身近な事件・事故については、交番・駐在所速報を作成し、交番・駐在所の掲示板等を活用して広報したり、広報紙と同じく各家庭に配布するなどタイムリーにお知らせしています。



(3) 住民サービスの向上

警察官が事件・事故の捜査やパトロール等で一時的に不在となる場合、交番・駐在所を訪れる方に不便を感じさせないために、交番相談員を配置したり、不在転送電話を設けるなどして、住民サービスの向上に努めています。

ア 交番相談員

北海道警察では全国に先駆けて、昭和62年に交番相談員制度を導入し、交番相談員が警察安全相談や地理教示、各種届出の受理等の業務を行い、警察官の活動を支援しています。

イ 不在転送電話

交番・駐在所に警察官が不在でも、事務室内の電話機の受話器を持ち上げるだけで警察署 と連絡がとれるシステムになっています。

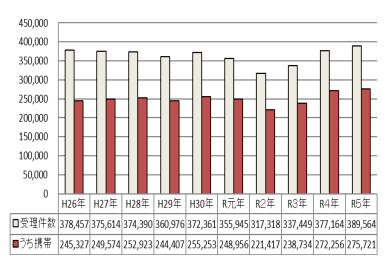
2 110番受理状況

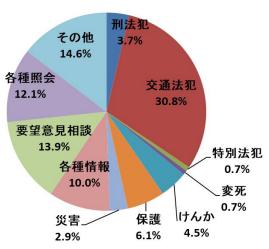
(1) 「110番」制度

「110番」は、昭和29年に事件・事故発生時の緊急通報電話番号として全国統一されました。 警察本部(方面本部)の通信指令室で通報を受理するのと同時に、現場近くの交番・駐在所、 パトカー等に無線指令を行い、警察官を現場に急行させています。

(2) 110番通報の受理件数

令和5年中の道内における110番通報の受理件数は38万9,564件で、前年と比べて1万2,400件増加しました。令和5年中における携帯電話からの通報は、全体の約7割を占めています。 ※1日平均受理件数1,067件(1分21秒に1件の割合)

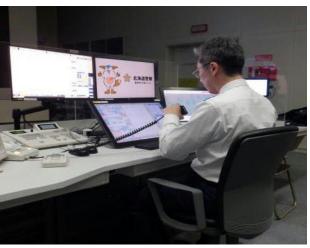




【110番通報の受理件数等】

【110番通報内容別受理状況】





【警察本部通信指令室】

3 聴覚や言語等に障害のある方の110番

(1) 110番アプリシステム

聴覚や言語等に障害のある方など、音声による110 番通報が困難な方がスマートフォンなどを利用して、 文字(チャット方式)や画像で通報可能なシステム です。



110番アプリシステムは こちらから

(2) ファックス110番

聴覚や言語等に障害のある方などは、110番アプリシステムを利用するほか、ファックスによる110番通報をすることができます。

◎ファックス110番の電話番号

·北海道警察本部 011-241-1110

·函館方面本部 0138-51-1110

·旭川方面本部 0166-34-1110

·釧路方面本部 0154-31-1110

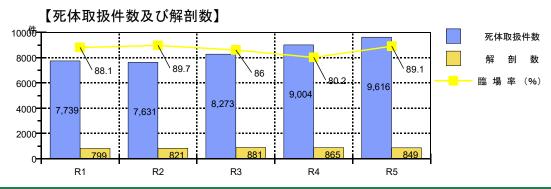
·北見方面本部 0157-31-1110



第10 犯罪情勢と捜査活動

1 犯罪死の見逃し防止への取組

北海道警察では、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死を見逃さないよう積極的に検視官 を臨場させ、死体取扱業務に携わる警察官に対する教育訓練の充実を図っています。



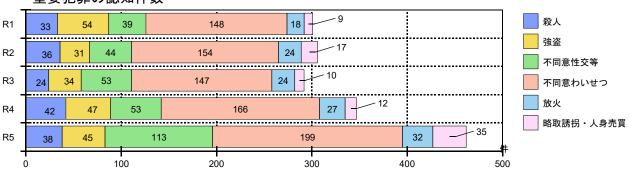
2 重要犯罪、重要窃盗犯の検挙状況

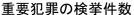
(1) 重要犯罪

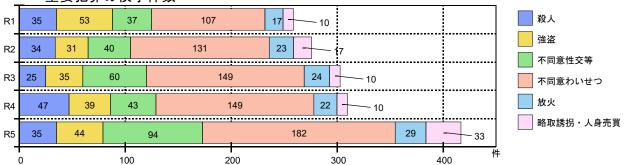
令和5年中の道内における重要犯罪(殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、 略取誘拐及び人身売買)の認知件数は462件で、前年に比べて115件(33.1%)増加し、検挙 件数は417件で、前年に比べて107件(34.5%)増加しました。

初動捜査を徹底するため、捜査員を迅速に大量投入して緊急配備や聞込み捜査、防犯カメラ画像の収集、解析等を徹底するなど、道民の皆様の御協力をいただきながら早期解決に努めています。

重要犯罪の認知件数







(2) 令和5年中の主な重要犯罪の検挙事例

《事例1》釧路市内における女性被害殺人事件を検挙

令和5年5月、釧路市内の共同住宅において発生した女性教諭被害の殺人事件で、知人となる男を検挙しました。

(釧路署、釧路方面本部捜査課)

《事例2》札幌市中央区ホテル内における男性被害殺人・死体遺棄事件を検挙

令和5年7月、札幌市中央区の繁華街のホテル内において発生した男性被害の殺人、死体遺棄等事件で、無職の女とその親族を検挙しました。

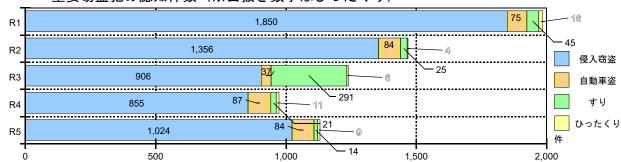
(中央署、捜査第一課)

(3) 重要窃盗犯

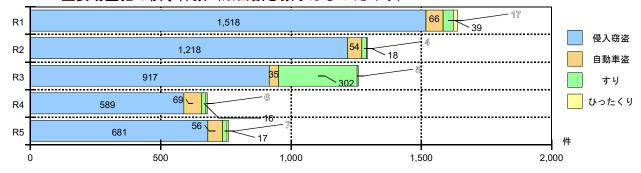
令和5年中の道内における重要窃盗犯(侵入窃盗、自動車盗、すり及びひったくり)の認知件数は1,131件で、前年に比べて157件(16.1%)増加し、検挙件数は761件で、前年に比べて81件(11.9%)増加しました。

重要窃盗犯は道民に最も身近な犯罪の一つであることから、初動捜査の徹底や各警察署の情報共有、合・共同捜査等を積極的に推進するとともに、道民の皆様から不審者に関する通報等の御協力をいただきながら事件検挙に努めています。

重要窃盗犯の認知件数(※白抜き数字はひったくり)



景文字列 重要窃盗犯の検挙件数(※白抜き数字はひったくり)



(4) 令和5年中の主な重要窃盗犯の検挙事例

《事例1》札幌市内及び近郊における連続金庫破り事件

令和4年9月から札幌市内及び近郊で連続発生した金庫破り、事務所荒し事件で、令和5年 1月に無職の男を検挙しました。

(豊平署・東署・北署・白石署・捜査第三課)

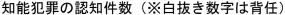
《事例2》準暴力団密接交際者を首魁とした連続組織窃盗事件

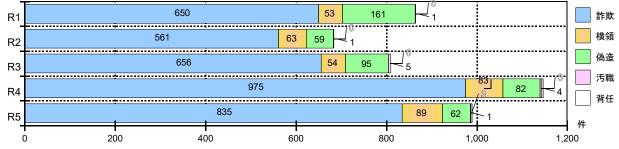
令和5年1月、札幌市内において一夜にして連続発生していた金庫破り、出店荒し事件で、 準暴力団密接交際者である首魁の男を含む7名を検挙しました。

(北署・中央署・捜査第三課)

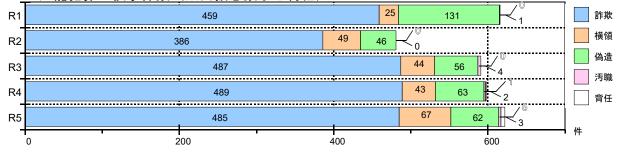
3 知能犯罪の検挙状況

令和5年中の道内における知能犯罪の認知件数(特殊詐欺を含む。)は990件で、前年に比べて157件(13.7%)減少し、検挙件数は622件で、前年に比べて24件(4.0%)増加しました。 重要知能犯事件(贈収賄、選挙、経済的不正)は、道民の生活に密接した犯罪であることから、 今後も、情報収集をはじめ、被疑者検挙に向けた捜査に努めていきます。









〇令和5年中の主な検挙事例

《事例1》KKR札幌医療センター事務部長らによる敷地内保険調剤薬局整備運営事業をめぐる公契約関係競売入札妨害事件

KKR札幌医療センターが進めていた「敷地内保険調剤薬局整備運営事業」における事業者 選定に関し、同センター事務部長が特定の事業者に優先交渉権を得させるため、同社に競合他 社の提案価格等を教示し、他社を上回る好条件の企画提案書を提出させ、公の入札を害した事 実を特定したため、同センター事務部長及び優先交渉権を獲得した事業者幹部2名を公契約関 係競売入札妨害の事実で検挙しました。

(千歳署、白石署、捜査第二課)

《事例2》余市町まちづくり計画課長らによる公共工事をめぐる贈収賄事件

余市町教育委員会が所管する建物の解体工事に関し、同町まちづくり計画課長は、事業費の 見積を特定の建設会社に算出させ、同社を受注競争上有利な立場とし、その謝礼として、令和 2年12月下旬頃から令和5年8月中旬頃までの間、6回にわたり、同社代表取締役から額面合 計40万円相当の商品券を受け取った事実を特定したため、同課長及び建設会社の代表を贈収賄 の事実で検挙しました。

(小樽署、余市署、捜査第二課)

4 鑑識活動、科学捜査活動

(1) 現場鑑識活動

現場鑑識活動は、犯罪現場等において犯行の状況を明らかにして証拠を保全する活動です。

現場鑑識活動では、現場状況を保全したり、指 紋や足跡等を発見、収集するとともに、各種資料 に科学的・合理的検討を加えて必要な情報を得る などの活動を行います。



【鑑識活動】

(2) 機動鑑識班の活動

機動鑑識班(係)は、警察本部鑑識課、方面本部鑑識課に置かれ、重要犯罪、重要窃盗犯等の様々な事件を対象に、道内全域にわたり機動力と専門的知識・技能を生かした鑑識活動を行っています。

また、現場鑑識活動の強化を図るため、大規模警察署にも機動鑑識係が置かれ、日夜発生 する事件、事故現場にいち早く出動しています。

(3) 警察犬の活動

警察犬は嗅覚力が人間の3,000倍から1億倍といわれており、犯罪現場に残されているであろう「犯人の臭い」から逃走経路を追跡して犯人を発見するなど、「鼻の捜査官」として活動しています。そのほか、行方不明者や災害被災者の捜索等の様々な警察活動において活躍しています。

令和5年末現在、北海道警察が直接飼育管理しながら訓練している犯罪捜査犬6頭と、北海道警察が実施する審査会に合格し、各種警察活動を嘱託している民間飼育の嘱託警察犬39頭がおり、事件捜査や行方不明者の捜索等で活躍しています。



【警察犬の活動】

(4) 科学捜査研究所の活動

凶悪犯罪を始めとする様々な事件・事故等を科学的に 解明するための鑑定や検査を行うとともに、鑑定の高度 化を目指した研究を行っています。

検査スタッフは、警察本部の科学捜査研究所のほか、 函館、旭川、釧路、北見の各方面本部にも科学捜査研究 室が置かれ、全スタッフがそれぞれの分野のエキスパー トとして鑑定、研究に励んでいます。



【薬物鑑定】

科学捜査研究所で実施する鑑定業務

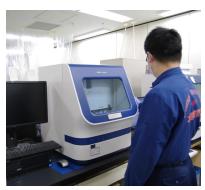
- 犯罪現場に残された血痕等から個人を識別するためのDNA型鑑定
- 発見された塗膜片、ガラス片、繊維片等の鑑定からの犯行の立証
- 覚醒剤・麻薬等の薬物鑑定
- 変死事案等における死因究明のための医薬品・毒物の鑑定
- 火災・爆発事故や交通事故等の原因究明のための鑑定
- 通貨の偽造鑑定

- 筆跡鑑定
- ポリグラフ検査
- 銃器鑑定

(5) 鑑定の高度化

現在、警察本部で行っているDNA型鑑定の精度は、 最もありふれたDNA型の組合せの場合でも約565京人に 1人となり、極めて高い精度で個人識別することが可能 となっています。

また、科学捜査研究所では各種高性能鑑定機材の整備 に努めており、科学捜査力の強化が図られています。



【DNA型鑑定】

各種高性能鑑定機材の整備

- 犯罪に使用された薬物・毒物等を鑑定する高度分析装置
- 防犯カメラに映った顔画像の異同識別に使用する3次元 顔画像識別装置
- 音声の異同識別に使用する音声自動識別装置

第11 組織犯罪対策の強化

1 暴力団対策等

(1) 匿名・流動型犯罪グループ対策

近年、暴力団とは異なり、SNSを通じるなどした緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す犯罪グループが特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの状況がみられ、警察ではこのような治安対策上問題のある犯罪グループを「匿名・流動型犯罪グループ」と位置づけ、対策を強化しています。

(2) 暴力団犯罪に対する警察の活動

最近の暴力団は、「暴力団員による不当な行為の防止等にに関する法律(以下「暴力団対策法」という。)」による規制と、社会全体の暴力団排除気運の高まりや取締りによって社会から孤立化しつつありますが、資金獲得のため、暴力団共生者や匿名・流動型犯罪グループ等を利用するなどして、組織的な特殊詐欺事犯や密漁事犯を敢行するなど、道内における治安の大きな脅威となっています。

北海道警察ホームページで「暴力団総合対策コーナー」を開設 し、暴力団排除活動の紹介、暴力団の検挙情報等を掲載しています。



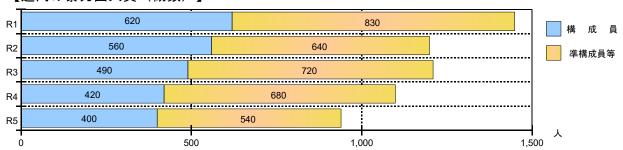
ア 暴力団の人員

道内の暴力団員は、令和5年末現在、約940人を把握しています。

このうち、主要団体である六代目山口組、絆會、稲川会、住吉会、池田組の5団体の合計は、約840人と暴力団員全体の約89%を占めています。

また、道内の暴力団員は、全国の暴力団員(約20,400人)の約5%を占めています。

【道内の暴力団人員(概数)】



イ 道内の指定暴力団

指定暴力団とは、暴力団対策法に基づき、各都道府県公安委員会が指定した暴力団をいい、令和5年末現在、全国で六代目山口組や稲川会等25団体が指定され、このうち道内では、他都府県で指定された7団体(六代目山口組、絆會、稲川会、住吉会、池田組、七代目会津小鉄会、関東関根組)の傘下組織が活動しています。

(3) 暴力団犯罪の検挙状況

ア 暴力団対立抗争事件の取締り

平成28年3月以降、全国各地で六代目山口組と神戸山口組の両組織間における対立抗争 事件が続発し、道内でも発生しましたが、その全てが解決に至っています。

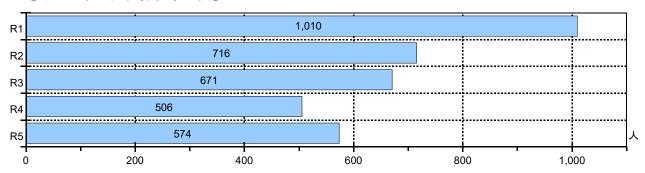
六代目山口組分裂に伴う抗争は現在も継続中であることから、抗争を防ぐために取締活動を強化しています。

イ 資金源犯罪に対する取締り

暴力団は、資金を獲得するためにあらゆる違法行為を敢行していることから、暴力団の 生命線とも言える資金源を遮断するため、取締りの強化を図っていきます。

【暴力団犯罪の検挙状況】

【道内の暴力団犯罪検挙人員】



(4) 令和5年中の主な検挙事例

《事例1》網走市能取湖における組織的な「なまこ」密漁事件の検挙

令和5年6月、網走市能取湖に所在する能取湖において、特定水産動植物である「なまこ(重量約600キログラム)」を違法に採補した組織的な密漁グループを検挙しました。

(網走署、北見方面本部)

《事例2》六代目山口組茶谷政一家組員らによるみかじめ料名下の恐喝事件の検挙

令和5年7月、性風俗店経営者の男性からみかじめ料名下に金員が脅し取っていった暴力団 幹部らを恐喝事件で検挙しました。

(旭川中央署、旭川方面本部、捜査第四課(現 組織犯罪対策第二課))

(5) 暴力団対策法の効果的な運用

令和5年中は、暴力団員による不当な要求を中止させたり、暴力団を利用している事業者に対してその行為を中止させるなどの成果を収めています。

暴力団対策法で禁止している不当な要求行為等の主な内容 については、北海道警察ホームページに掲載しています。



暴力団対策法 の内容はこちら

(6) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例

条例は、「暴力団を恐れないこと」「暴力団に対し資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を基本理念とし、道、道民、事業者等が一体となって相互に連携し、社会全体で暴力団の排除を推進しようとするものです。

北海道暴力団の排除の推進に関する条例については、 北海道警察ホームページに掲載しています。



北海道暴力団の排除の推進に関する条例はこちらから

(7) 暴力団等の排除活動の推進

ア 暴力団等の排除活動

暴力団等の排除活動とは、暴力団の活動の基盤となる資金源を遮断し、市民社会から暴力団等を排除するための活動です。

市民生活のあらゆる場から暴力団等を排除するために、北海道警察は、公益財団法人北海道暴力追放センター(以下「暴力追放センター」という。)、弁護士会の民事介入暴力対策委員会(以下「民暴弁護士」という。)等の関係機関や各自治体、地域・職域暴力追放組織等の団体と連携して官民一体となって暴力団等を排除する活動を推進しています。

イ 民事訴訟支援

暴力追放センターを中心に警察、民暴弁護士の三者が連携して、被害等回復のための民 事訴訟支援活動を行っていますので、暴力団等からの不当な請求や要求を受けて困ってい る方は暴力追放センター、民暴弁護士、最寄りの警察署等に迷わず相談してください。

ウ 行政からの暴力排除

行政対象暴力とは、暴力団等が不正な利益を得る目的で地方公共団体などの行政機関又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為をいい、警察は、あらゆる手段を講じて行政からの暴力を排除しており、各行政機関と連携して各種対策を進めています。

エ 暴力団排除のための部外への情報提供

警察では、各種取引から暴力団を排除するなどして社会からの暴力団排除を一層推進するため、暴力団員等該当性情報の部外への提供を積極的に推進しています。

なお、警察が行う部外への情報提供は、達成される公益の程度により、情報提供の要件 や内容が異なります。また、情報提供に際して相談の相手方の身分確認資料及び取引関係 を裏付ける資料が必要となり、提供を受けた情報を他の目的に使用しないことを約束して いただく誓約書が必要となる場合があります。

オ 保護対策の強化

全ての都道府県において暴力団排除に関する条例が制定されるなど、社会全体に暴力団 排除の気運が高まっています。これに伴い、暴力団との関係の遮断を図る企業等に対する 暴力団からの危害が予想されることから、警察ではこれを阻止し、関係者を保護するため の対策を強化しています。

2 覚醒剤等の薬物乱用の取締り

(1) 薬物乱用の恐怖

覚醒剤や大麻などの違法薬物が私たちの日常生活に深く浸透し、若年層にまでまん延するなど深刻な状況にあります。

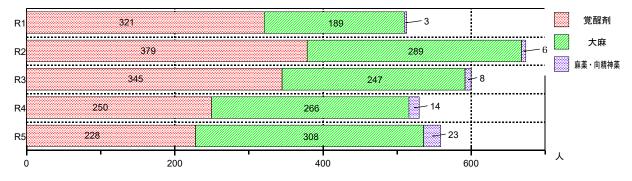
特に、覚醒剤は中枢神経を興奮させる作用があり、一時的には使用者に爽快感や眠気、疲労が取れたような感じを与えますが、効果が切れると、激しい脱力感、疲労感、けん怠感を持たせ、続けて使用したいという欲求を起こさせます。これにより、使用回数や量が増え、自己の意思ではやめることのできない中毒症状へと陥ることになるのです。

乱用が進むと幻覚や妄想が現れ、悲惨な事件・事故を引き起こす原因にもなり、また乱用をやめても別の刺激をきっかけにフラッシュバック現象を起こすこともあります。

(2) 大麻乱用の深刻化

ここ数年、道内における大麻事犯の検挙人員が増加傾向にあります。令和5年中、道内の 覚醒剤事犯の検挙人員は228人で、前年に比べて22人減少したのに対し、大麻事犯の検挙人員 は308人で、前年に比べて42人増加しており、令和4年に続き大麻の検挙人員が覚醒剤の検挙 人員を上回りました。

【薬物事犯検挙状況】



(3) 薬物乱用のない社会を目指して

社会から違法薬物を根絶するためには、一人ひとりが「薬物乱用を許さない」という強い 意識を持ち、違法薬物を拒絶する規範意識を醸成していくことが必要です。

このため、警察では薬物の密輸・密売組織の取締りを強化するとともに、関係機関・団体 と緊密な連携を図りながら、薬物の危険性、有害性等の広報啓発活動を行うなど、薬物乱用 を防止する社会環境づくりを推進しています。

拳銃等の銃器事犯の取締り

(1) 銃器事犯の現状

令和5年中、北海道警察では拳銃8丁を押収し ています。

長期的にみると、道内では銃器発砲事件の件数 は低水準で推移していますが、平穏な市民生活に とって、脅威となっていることから、今後も取締 りを徹底してまいります。

(2) 拳銃110番報奨制度

拳銃に関する情報を下記フリーダイヤルに提供 していただければ、所定の要件をクリアすれば、 匿名であっても報奨金が支払われる制度です。

「あなたの情報が、拳銃根絶につながります。」 拳銃に関する情報はフリーダイヤル 0120-10-3774(24時間受付)

拳銃110番報奨制度

《全国共通フリーダイヤル番号》 0120-10-3774

情報提供にご協力ください。







■ 報奨金は、通報により拳銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の ■ 報文正は、通過によう学師にない他の助品等が下れてれて、から、版を日の 検挙に至った事実を対象とします。 ■ 実名による通報の場合には、その金額は、通報により拳動等が1丁押収 された場合に10万円が目安です。

一定の金額の範囲内において、通報や検挙された事件の内容、通報者の捜査手続への協力状況等を慣別に勘索して 算定されることになります。 ※報酬金の支払の際には、警察から通報者に対し改めて連絡がなされることとなります。 第五章れることになります。 ※物質型以及いかからは、東京かり添加をいったいない。 ※物場を発生することを希望した場合には、氏名、住所等の確認に代えて、警察から示された情報の識別場をも認証者号を告げ、事態に対する道路を行っことになります。なお、この場合、程奨金の金額は、10万円以内で算定されることになります。。
 事後長その他の股部が呼吸されない場合
 事後長その他の股部が呼吸されない場合
 理役をおく様を記し事業が必要をは、10万円以内で算定される。
 2 使きたれた情報を配し事業が必要と認められる場合は除きます。)
 通報者が表記者であったり、その情報を得るために違法な行為があったと認められる場合
 その他報報を変と致んことがで適当と認められる場合
 歴名とすることを希望した道線者から、一定開間内に警察に対して連絡がない場合

警察庁・都道府県警察

4 国際犯罪組織対策

(1) 北海道に関わる国際犯罪組織の動向

北海道における国際犯罪組織の動向は、在留外国人等がブローカーとなり、国内外から同胞を集め暴力団関係者らと結託しながら各種犯罪を敢行しているほか、留学生や技能実習生が失踪するなどして、道外の犯罪組織に関与する事例もみられます。

(2) 犯罪インフラ対策

犯罪インフラとは、犯罪を助長、容易にする基盤をいい、国際犯罪組織が利用する犯罪インフラには、偽装結婚、旅券・在留カードの偽造、不法就労助長、携帯電話不正取得等があります。

北海道においては、昨今の人手不足を背景とした不法就労事犯等が発生しており、暴力団 関係者らが不法滞在者等を利用して利益を得る構図がみられます。

(3) 警察の取組

ア 関係各機関・団体等との連携強化による国際犯罪組織の実態解明と取締り

国際犯罪組織の活動実態を解明するため、各都府県警察との情報交換や出入国在留管理 庁、税関、海上保安庁等の関係取締機関や港湾管理者、関係団体との連携を強化し、犯罪 組織の実態解明を図るとともに取締りを強化しています。

イ 違法ヤード対策の強化

自動車や大型機械等を広い土地に集めて解体、処分する場所(ヤード)は、郊外等に点在し、無許可で違法に営まれているものもあり、盗難自動車を始めとした盗品の隠匿場所や、国外へ密輸出するための集積基地となっている場合があることから、違法ヤード対策を強化しています。

5 犯罪収益対策

暴力団や匿名・流動型犯罪グループをはじめとする犯罪組織を弱体化させ壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止するとともに、それを剝奪していくことが重要です。

このため「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく疑わしい取引情報の分析、特定事業者に係る取引時の本人特定事項等の確認義務に対する違反の把握、預貯金通帳などの譲受け、譲渡し事犯の検挙を進めるとともに、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定めるマネー・ローンダリング事犯の検挙、起訴前の没収保全制度を活用した没収対象財産への保全措置の実施等、様々な犯罪収益対策を推進しています。

6 北海道警察歓楽街総合対策

(1) 薄野地区の現状

薄野地区は、風俗店や飲食店等約7,000店が密集する東京以北最大の歓楽街で、市民等が憩 う社交の場であり、夜の観光名所でもあります。

しかし、華やかな街並みの裏では、暴力団等の犯罪組織が不法な利益を求めて市民や観光 客等に不安感や迷惑感を与え、治安に悪影響を及ぼすことが懸念される客引きや違法風俗営 業等が後を絶たず、取締りを強化しています。

(2) 北海道警察歓楽街総合対策

平成17年、主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察では、健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生を目指し、繁華街・歓楽街における違法風俗営業店、不法就労、暴力団等の犯罪組織等に対する取締りを行うとともに、街の新たな魅力づくりとの効果的な融合を目指した取組を推進することとし、北海道警察においては、「北海道警察歓楽街総合対策本部」を設置して、全道の歓楽街において取締りや地域住民と連携・協働した環境浄化対策等を推進することとしました。

平成20年からは、総合対策の対象地域を薄野地区に絞って重点的な対策を推進しており、 令和5年は

- ・ 風俗関係事犯等及び組織犯罪の取締り
- ・ 商店街等や自治体と連携した犯罪組織、違法風俗店等の排除及び犯罪インフラの 解体等
- ・ 商店街等や自治体との協働による迷惑行為の防止と街並みの改善
- 積極的な情報発信による広報啓発活動の実施

を重点として各種取締りのほか、札幌市が主催する「クリーン薄野活性化連絡協議会」等と 連携・協働し、官民一体となって各種対策を行い、歓楽街の環境浄化を推進しています。

令和5年中は、薄野地区において風俗関係事件で44件64人を検挙しています。



【X(旧ツイッター)を利用した客引きに関する注意喚起】

(3) 令和5年中の主な検挙事例

《事例1》ホストクラブにおける風営適正化法違反事件(20歳未満の者に対する酒類提供)

令和5年1月、ホストクラブにおいて女性客の年齢が20歳未満であることを認識していなが ら、同人らに酒類を提供した同店従業員と営業者を風営適正化法違反で検挙しました。

(中央署)

《事例2》店舗型ファッションヘルスにおける売春防止法違反事件

令和5年2月、客引きを利用して集客を図り、業として売春を行う場所の提供を行った店舗型性風俗店2店舗の経営者ら3人と客引き行為者6人を売春防止法違反(場所提供、周旋)で検挙しました。

(中央署)

《事例3》ホストクラブ従業者等による風営適正化法違反事件(客引き)

令和5年3月、路上を歩行中の女性に対し、風俗営業の許可を受けた社交飲食店の客とする 目的をもって声掛けをした同店従業員ら3人及びそれを指示した営業者を風営適正化法違反で 検挙しました。

(中央署)

《事例4》匿名・流動型犯罪グループによる組織的なぼったくり事件

令和5年6月、マッチングアプリ等を利用して待ち合わせた客を薄野地区の飲食店に誘導し、 同店においてぼったくりを敢行していた犯罪グループ2組を恐喝未遂、北海道性風俗営業等に 係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例違反で検挙しました。

(中央署、保安課)

《事例5》スカウトによる札幌市条例違反事件(稼働等に係る勧誘行為)

令和5年9月、路上を歩行中の女性に対し、接待飲食店営業などにおいて人に接する役務に 従事するよう勧誘する目的をもって声掛けをしたスカウトの男を札幌市公衆に著しく迷惑をか ける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例違反で検挙しました。

(中央署)

《事例6》ソープランドにおける売春防止法違反事件

令和5年11月、客引きを利用して集客を図り、業として売春を行う場所の提供を行った店舗型性風俗店の経営者及び関係者ら計11人を売春防止法違反(場所提供、周旋)で検挙しました。 (中央署、組織犯罪対策課(現 組織犯罪対策第二課)、保安課)

第12 国際化社会と警察活動

1 来日外国人犯罪の現状

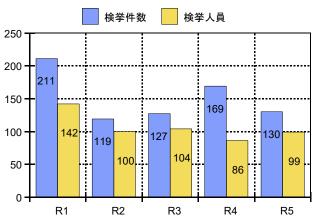
(1) 来日外国人犯罪の傾向

北海道における来日外国人犯罪の検挙 件数は、平成30年から令和元年にかけて、 不法滞在者の検挙数の増加により一時増 加した後、令和2年からおおむね横ばい 傾向となっています。

令和5年中は、検挙件数130件、検挙人員99人で、検挙人員を罪種別に見ると、 窃盗犯が約3割、暴行などの粗暴犯が約 2割を占めています。

検挙人員を国籍別に見ると中国人とベ トナム人で5割以上を占めています。

【来日外国人犯罪状況(過去5年間)】



(2) 令和5年中の主な検挙事例

《事例1》中国人グループによる銀行法違反事件

令和5年10月、犯罪組織が中国に犯罪収益を送金する際に利用していた地下銀行の運営者である中国人2人を銀行法違反で検挙しました。

(千歳署、組織犯罪対策課(現組織犯罪対策企画課))

《事例2》ベトナム人等による出入国管理及び難民認定法違反事件

令和5年10月、在留期間を超えて虻田郡倶知安町内に滞在し、清掃員として稼働していたベトナム人8人を不法残留で検挙しました。

さらに、同年11月、同人らを雇用していた日本人2人を不法就労助長で検挙しました。

(倶知安署、外事課)

(3) 不法滞在対策

令和5年中、道内における来日外国人に係る出入国管理及び難民認定法違反の検挙は32件16人(ベトナム10人、中国3人、インドネシア1人、スリランカ1人、ネパール1人)となり、前年の8件6人から大幅に増加しました。

在留期間終了後も滞在し続ける不法残留のほか、偽造在留カードを所持して正規滞在を装った不法就労などの事案が依然として懸念されるため、引き続き強力な取締りを推進していきます。

2 外国人等との共生社会の実現に向けた道警察の取組

(1) 外国人等の現状と基本方針

観光先進国の実現に向けた国を挙げた取組により、訪日外国人の数は、令和元年に過去最高を記録し、その後、新型コロナウイルス感染症拡大防止の水際対策により一時的に減少したものの、国の外国人観光客の受入れが再開されたことを契機に、再び増加に転じています。

また、国内に滞在する外国人の数についても、令和5年に過去最多となっており、警察活動の様々な場面でこれら訪日・在留外国人に対応する機会が増えています。

このような情勢を踏まえ、北海道警察としても、訪日・在留外国人を含む日本語を母語としない外国人等が良好な治安を体感できるような環境を整備するため、「外国人等とのコミュニケーションの円滑化」、「制度・手続き等のわかりやすさの確保」及び「基盤の整備」に関する施策を推進しています。

(2) 主な取組

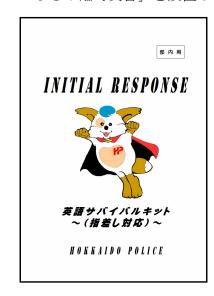
ア 外国人等とのコミュニケーションの円滑化

外国人等からの急訴や各種届出等に対応するため、交番等において、外国語の単語、例文を指さして意思を伝達することができる基本的会話集「INITIAL RESPONSE」や翻訳機能を備えたデータ端末を活用しています。

また、札幌方面倶知安警察署では、外国人スキー客が 集中する冬期間において、外国語対応可能な職員を配置 した「ニセコひらふ臨時交番」を設置しています。



【ニセコひらふ臨時交番】





【基本的会話集】

イ 制度・手続等の分かりやすさの確保

街頭で活動するパトカーや警察官の被服、警察署・交番等の警察施設等について、警察のものであることが外国人にも容易に理解できるよう「POLICE」と表記するなど、外国語併記に配意しています。

また、北海道警察ホームページでは、外国 語サイトを開設し、外国人の皆さんに英語、 ロシア語、韓国語、中国語で各種手続、交通 安全情報等の情報提供をしています。

北海道警察ホームページアドレス

https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/



【英語サイト】落とし物に関する手続



【韓国語サイト】冬のスリップ事故にご注意



【外国語併記されたパトカー】





【ロシア語サイト】正しい110番の利用方法



【中国語サイト】Free Wi-Fi対策資料

ウ 基盤の整備

語学に通じた国際感覚豊かな通訳員を育成するため、警察学校や東京の国際警察センターにおける研修のほか、英語を公用語とする現地国の語学学校において、語学教養を受講させています。

また、外国人技能実習生雇用事業者との連携による外国人実習生への防犯講話を実施し、 犯罪やトラブルに巻き込まれる事案の未然防止に努め、外国人等への増加に対応するため の基盤整備を継続的に図っています。

第13 交通死亡事故抑止活動

1 交通情勢

(1) 令和5年中の交通情勢

令和5年中における北海道の交通事故死者は131人で、前年と比べて16人増加しました。 人身交通事故の発生件数は9,082件で、前年と比べて628件増加しました。 負傷者数については10,601人と、前年と比べて816人増加しました。

年区分	交通事故 発生件数	交通事故 死 者 数	交通事故 負傷者数	車両保有 台 数	人口	運転免許 保有者数	自動車走行 キロ(単位千km)	道路実延長 (単位km)
25年	13, 722	184	16, 247	3, 709, 727	5, 444, 307	3, 390, 324	35, 529, 827	90, 218. 1
26年	12, 274	169	14, 571	3, 731, 386	5, 441, 079	3, 393, 085	35, 995, 563	90, 322. 1
27年	11, 123	177	13, 117	3, 739, 544	5, 408, 756	3, 388, 004	33, 585, 348	90, 401. 0
28年	11, 329	158	13, 489	3, 759, 846	5, 376, 211	3, 380, 691	33, 878, 028	90, 413. 6
29年	10, 815	148	12, 673	3, 779, 706	5, 342, 618	3, 372, 541	34, 344, 089	90, 410. 9
30年	9, 931	141	11, 494	3, 790, 896	5, 307, 813	3, 362, 940	34, 776, 819	90, 456. 8
令和元年	9, 595	152	11, 046	4, 105, 468	5, 268, 352	3, 342, 775	34, 526, 027	90, 552. 7
令和2年	7, 898	144	9, 043	4, 105, 573	5, 226, 066	3, 325, 828	30, 749, 011	90, 674. 2
令和3年	8, 304	120	9, 598	4, 111, 554	5, 190, 638	3, 312, 859	30, 154, 722	90, 686. 4
令和4年	8, 457	115	9, 785	4, 125, 003	5, 148, 060	3, 298, 964	32, 081, 766	90, 699. 0
令和5年	9, 082	131	10, 601	4, 140, 844	5, 095, 703	3, 286, 218	_	_

- 注1 平成30年までの車両保有台数については原付等を含まず、各年12月末現在「国土交通省資料」により、令和元年以降については原付等を含み、国土交通省統計資料「自動車保有車両数月報」(令和5年12月末現在)によります。なお、ここに含まれている原付等の台数は、総務省統計資料「市町村課税 状況等の調」(令和5年7月1日現在)によります。
 - 2 人口は各年1月1日現在「住民基本台帳人口要覧」によります。
 - 3 運転免許保有者数は、各年12月末現在の数値です。
 - 4 自動車走行キロは、バス、乗用車及び貨物車の走行距離の合計であり、国土交通省「自動車燃料消費量調査」によります。
 - 5 道路実延長は、各年3月31日現在の国土交通省「道路統計年報」によります。

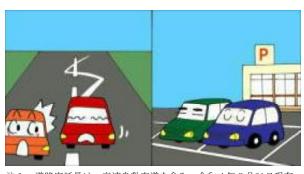
【道路交通環境比較】

道内の交通情勢を他都府県と比較すると

- 面積が広大で、道路実延長が全国一長い
- 道路の混雑度が全国一低い

等の特徴があげられます。

道路実延長	90,699.0km	全国1位
運転免許保有者数	3, 286, 218人	全国9位
車両保有台数	4, 140, 844台	全国6位

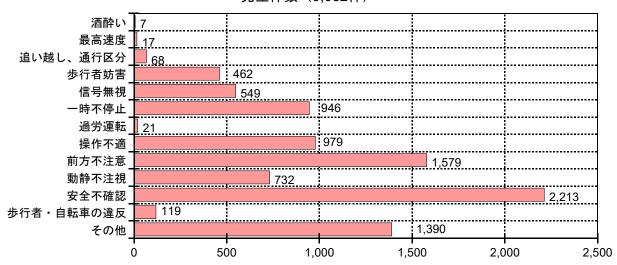


- 注1 道路実延長は、高速自動車道を含み、令和4年3月31日現在
 - 2 運転免許保有者数は、令和5年12月末現在
 - 3 車両保有台数は、令和5年12月末現在で原動機付自転車及 び小型特殊を含む

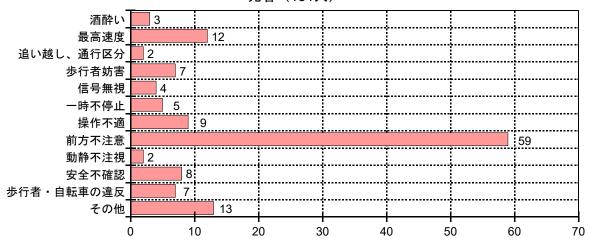
(2) 交通事故発生状況

第1当事者の違反別事故発生状況

発生件数 (9,082件)



死者 (131人)

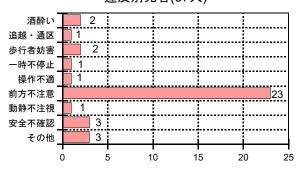


高齢運転者(65歳以上)の交通死亡事故発生状況

類型別死者(37人)

人対車両 正面衝突 2 出会い頭 車両単独 15 その他 10 15

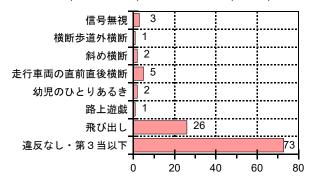
違反別死者(37人)



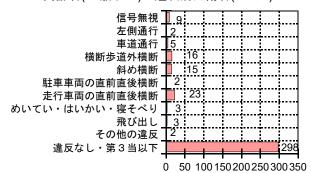
ウ 交通弱者の交通事故発生状況

(ア) 歩行者の違反別死傷者状況

子供(中学生以下)の違反別死傷者(113人)

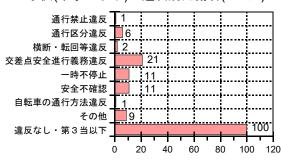


高齢者(65歳以上)の違反別死傷者(378人)

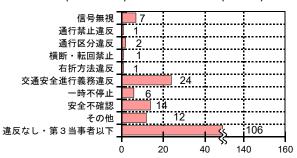


(イ) 自転車利用者の違反別死傷者状況

子供(中学生以下)の違反別死傷者(162人)

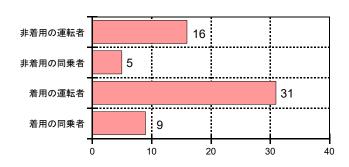


高齢者(65歳以上)の違反別死傷者(174人)



エ 交通事故死者のシートベルト着用状況

自動車運転・同乗者の死者(61人)のシートベルト着用の有無



非着用者21人

着用して	死 亡		
可能	回避		
運転者	同乗者	計	可能率
10人	71.4%		

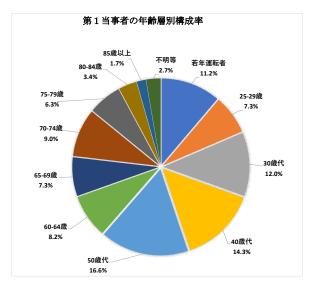
2 交通事故情勢を踏まえた効果的・効率的な交通安全活動の推進

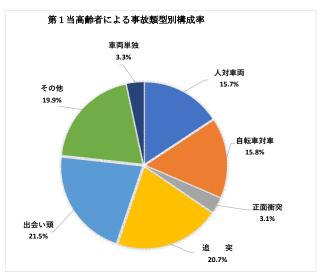
(1) 高齢者対策

ア 現状

令和5年中の高齢運転者が第1当事者となる交通事故の発生件数は2,520件で、全事故の約28%を占めており、事故の類型別発生状況については、高齢運転者の出会い頭による事故が542件で、全事故の約22%を占めています。また、追突による事故も522件と全事故の約21%を占めています。(グラフ参照)

一方で、高齢者が死傷する交通事故については、傷者数が1,424人で全傷者に占める割合が約13%であるが、死者数は58人と、全死者に占める割合が約44%となっていることから、関係機関・団体等と連携を図りながら、高齢運転者・高齢歩行者の両面に対する交通事故抑止対策を推進しました。





イ 高齢運転者対策

(ア) 複数回事故当事者に対する指導

一定期間に複数回交通事故を起こした高齢運転者に対して、警察官がSDS(シルバー・ドライバーズ・サポート)プログラムに基づき、交通安全に関する個別指導を行うとともに、運転免許証の自主返納について考えていただく機会を提供するなどにより、交通事故抑止を推進しました。

(4) 交通安全教育車(ほくと号)を活用した教育

加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を理解してもらうため、関係機関・ 団体と連携し、交通安全教育車(ほくと号)の運転シミュレータを活用した参加・体験 ・実践型の交通安全教育を全道各地で実施しました。





(ウ) 安全運転サポート車の普及啓発

自動車学校や自動車ディーラー等と連携し、自動 ブレーキや誤発進防止等の先進安全技術を搭載した 安全運転サポート車の試乗会を開催し、その効果や 有効性について周知拡大を図りました。



ウ 高齢歩行者対策

(7) 高齢者宅訪問活動

民生委員児童委員や地域交通安全活動推進委員と 連携して高齢者宅を訪問し、交通事故の発生現状を 伝え、交通ルールの遵守を直接呼び掛ける活動を推 進しました。



(4) 資機材を活用した参加・体験・実践型教育 高齢者を対象として、反射材の効果体験等の資機 材を活用し、外出時の反射材着用をはじめ道路横断 時の危険予測、交通事故防止について、参加・体験

・実践型の交通安全教育を実施しました。



(2) 飲酒運転根絶対策

平成27年に「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が施行されてから8年が経過するも、いまだ飲酒運転による検挙者が後を絶たないことから、今一度、道民の飲酒運転根絶に向けた意識の高揚を図るべく、関係機関・団体と連携を密にして、各種広報啓発を展開しました。

ア 7月13日「飲酒運転根絶の日」決起大会

「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」で定められた7月13日の「飲酒運転根絶の日」に、関係機関・団体と連携した決起大会を実施して飲酒運転根絶の気運を高めました。



イ 飲酒運転根絶キャンペーンの推進

「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして 見逃さない」を合い言葉に、関係機関・団体等と連携 し、歓楽街や商業施設等において、啓発品を配布する などして、飲酒運転根絶について呼び掛けました。



ウ 飲食店訪問活動

飲酒の機会が増える時期等において、関係機関・団体等と連携し、飲食店を個別訪問して啓発品の配布やハンドルキーパー運動への参加を呼び掛けるなど、飲酒運転根絶に関する協力を依頼しました。



エ 「飲酒運転ゼロボックス」の活用

北海道警察ホームページに飲酒運転情報専用のメールボックス「飲酒運転ゼロボックス」 を設置して飲酒運転に関する情報を受け付け、飲酒運転の検挙等に活用しています。



(3) 情報発信及び広報啓発活動

警察が保有する交通安全・交通事故の情報を道民により広く、交通事故の発生や交通事故を起こさないための注意点等をタイムリーに発信して、交通安全意識の高揚と交通事故の抑止を図りました。

ア 北のひろめーる

インターネットメールを活用し、配信希望者に対して交通事故発生情報等をタイムリーに配信し、交通安全意識の高揚を図っています。

イ 交通部X(旧ツイッター)の運用

「北のひろめーる」と同様に、SNSにおいても交通安全に関する情報を提供しています。



公式アカウント名:

「北海道警察本部交通部@HP_koutuu」



ウ 交通安全アドバイザー制度

北海道内のテレビ、ラジオ局のアナウンサーやコミュニティFMのパーソナリティ等約140名の方を「交通安全アドバイザー」に委嘱して、番組内で交通安全情報を呼びかけるなどの広報活動を実施していただきました。



(4) 総合的な交通安全活動

ア 期別の交通安全運動

春・夏・秋・冬の4期40日の交通安全運動や「道民交通安全の日」、「自転車安全日」等に、北海道や自治体をはじめとする関係機関・団体、地域住民とともに交通安全活動を推進しました。



【秋の全国交通安全運動 「2023交通安全道民総決起大会」】



【小学生とともに旗の波運動】



【小学生に対する交通安全教育】



【高齢者に対する反射材シール促進活動】

イ その他各種啓発活動

(ア) チャレンジ・セーフティラリー

交通事故が多発する夏から秋にかけて、北海道内 の運転免許保有者がグループ又は個人で参加し、無 事故・無違反を目指すことで、交通安全意識の高揚 を図ることを目的としています。約15万人の方が参 加し、無事故・無違反を目指しました。



(4) 自転車事故防止

スタントマンが交通事故を再現し、自転車事故の 危険性を直視させる「スケアード・ストレイト教育 技法」による自転車教育を実施して、自転車事故の 危険性を訴えかけたほか、自転車の安全利用をはじ めとした乗車用ヘルメットの着用、自転車保険等の 加入促進についても広報しました。



(ウ) 交通安全教育動画及び著名人による交通安全メッセージ動画の制作

北海道内で活躍されている著名人等を活用した交通安全に関するメッセージ動画を制作して、交通部 XやYouTubeで配信したほか、街頭ビジョンで放映して広報しました。



(北海道警察公式YouTubeチャンネル)

3 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

(1) 分析に基づいた交通指導取締り

交通事故の実態や、住民の要望等を勘案した上で取締り計画を策定し、計画に沿って取締りを実施した後、効果を検証して新たに取締方針を策定するといったPDCAサイクルにより、速度、交差点違反等の悪質・危険な違反の指導取締りを推進しました。

〇 令和5年中の交通取締り件数

違反別区分	総数	無免許	飲酒	速度	步行者 妨 害	行分		号 視	一時 不停止	駐停車	その他
取締件数(件)	140, 821	451	763	40, 382	4, 647	386	12, 9	75	27, 442	25, 185	28, 590

また、速度抑制による交通事故の抑止と被害軽減を図るため、速度規制、速度取締り、 交通安全教育等の総合的な対策を推進するに当たり、道内における過去5か年の交通事故 実態を基に、北海道警察の基本的な考え方とその方向性を速度管理指針として示しております。 速度管理指針の考え方に基づき、警察署及び高速道路を管轄する所属ごとに、管内の交通 事故実態の分析結果等を踏まえ、重点的に速度取締りを行う路線、時間帯等を速度取締指針 としてホームページ等で公表しています。

(2) 飲酒運転の取締り

飲酒運転の取締りをより強力に推進するため、全道一斉 の飲酒運転取締り日を設定するなどして、検問やパトカー による飲酒運転の取締りを徹底しました。



【検問による飲酒運転の取締り】

(3) 自転車利用者への指導取締り

自転車関連事故の発生場所や時間帯、違反の種別、原因 等を分析して、自転車利用者による交通違反のうち、信号 無視や一時不停止等の交通事故の原因となる法令違反を重 点として、積極的に検挙しました。



【自転車利用者に対する指導取締り】

適正かつ緻密な交通事故事件捜査

(1) ひき逃げ事件等の実態

ひき逃げ事件は、交通事故の中でも特に悪質な事件です。事件の発生直後に多くの警察官 やパトカーによる逃走車両の検索、綿密な鑑識活動等を行って、逃走車両を発見し、被疑者 を検挙しています。令和5年中の死亡・重傷ひき逃げ事件の検挙率は93.1%となっており、 うち死亡ひき逃げ事件は4件中4件を検挙しています。

また、危険運転致死傷等については20件を検挙しています。

〇 交通事故が発生した場合の措置

交通事故が発生した場合、交通事故の当事者には、道路交通法で「負傷者の救護、二次 事故等の危険防止措置、警察への通報」が義務付けられており、これを怠った場合は、い わゆる「ひき逃げ事件」(又は「あて逃げ事件」)となり、重く処罰されます。

(2) 交通特殊事件の検挙状況

交通事故を偽装した保険金詐欺事件や交通事故に絡む故意犯 罪、自動車交通についての各種規制に係る文書偽造事件等の交 通特殊事件に対して、道路交通法令のみならず、各種法令を多 角的に適用した捜査を行っています。

また、いわゆる「あおり運転」についても、妨害運転罪等を 適用した捜査を行っています。



【令和5年中の主な検挙状況】

種 別区 分	交通関係保険金 詐欺事件	文書の偽変造事件	妨害運転事件	貨物自動車運送 事業法事件
件数(件)	1	16	7	5

(3) 令和5年中の主な交通特殊事件

《事例1》都市間バスが被害となる死傷者多数の交通事故

八雲町において、中型トラックと都市間バスが正面衝突し、5人が亡くなるなど多数の死傷 者を伴う事故が発生し、トラック運転手を過失運転致死傷、同運転手の勤務先の安全運転管理 者ら2人を業務上過失致死傷で検挙しました。

(交通捜査課、函館方面本部交通課、八雲署)

《事例2》ツール・ド北海道2023における交通死亡事故

美瑛町内において、レース競技中の自転車と一般車両が正面衝突し、自転車の選手1人が亡 くなる事故が発生し、事故原因の究明に向け捜査を推進しています。

(交通捜査課、旭川方面本部交通課、富良野署)

《事例3》ベトナム人グループによる白タク事件

ベトナム人グループのSNSを介して乗客を募集し、マイカーを使用して「観光・送迎」で の有償運送を繰り返し、無許可で一般旅客自動車運送事業を経営したベトナム人被疑者1人を 白タク事件等で検挙しました。 (釧路方面本部交通課、広尾署)

(4) 暴走族対策

近年、特攻服の着用やグループ旗を掲げるなどしながら暴走行為を敢行する従来型の暴走 族の活動は確認できず、少人数によるゲリラ的な暴走行為や違法改造車両によるドリフト行 為、古い年式の自動車等の愛好家を標ぼうした「旧車會」と呼ばれるグループによる暴走行 為まがいの悪質・危険な違法行為が確認されています。

そこで、北海道警察本部及び各方面本部では、大型連休や各種祭事、イベントの開催に合わせた取締りや、110番等の情報分析に基づく走行時間や場所を予測した取締り等を実施して、暴走行為の徹底検挙に努めています。

【令和5年中の暴走行為等に対する主な取締状況】

違反別	道路交通法	道路運送車両法	暴走族根絶条例	合 計
件数(件)	46	4	2	52

(5) 令和5年中の主な暴走族の検挙事例

《事例1》北海道暴走族の根絶等に関する条例違反事件

中標津町内の商業施設駐車場内において、普通乗用自動車で急発進や急転回させて、著しい 排気音や騒音を発生させる行為等をした者を北海道暴走族の根絶等に関する条例違反で検挙し ました。 (中標津署)

《事例2》道路交通法(共同危険行為)違反事件

釧路市内の交差点内において、普通乗用自動車2台を連ねてアクセルターン、急旋回を繰り返し行った者ら2人を道路交通法違反で検挙しました。 (釧路署)

5 安全で円滑な道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の整備状況

交通の安全と円滑を確保するため、信号機、道路標 識等の交通安全施設の整備を進めています。

また、最高速度、駐車禁止等の交通規制や、歩行者 の青信号時間延長等について計画的に見直しを行い、 交通実態の変化等に即した交通規制を推進しています。

【道内の主な交通安全施設の整備状況】

交通信号機	約1万3,000基
道路標識	約45万8,000本

(令和6年3月末現在)

【主な交通安全施設】





【交通信号機】

【道路標識】

(2) 生活道路対策

市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、ラバーポールなどの物理的デバイスを組み合わせたゾーン30プラス等を整備しているほか、見やすく分かりやすい高輝度の道路標識・道路標示の整備や信号灯器のLED化等の施策を推進しています。





【令和6年3月末現在、全道で ゾーン30を162か所整備】

(3) 「標識BOX」、「信号機BOX」の開設

警察では、道路標識・標示や交通規制、交通信号機について 道民から広く意見・要望を求め、改善などの参考とするための 窓口「標識BOX」、「信号機BOX」を開設しています。

標識、信号機が見えにくい、交通規制の内容が分かりにくいなどお気づきのことがありましたら、御意見、御要望をお寄せください。



「標識BOX」 「信号機BOX」 はこちらから

(4) 交通管制センター

交通管制センターは、警察本部及び各方面本部に設置され、道路交通情報を収集して交通 状況に合わせて信号機を遠隔操作し、交通流・交通量を制御しています。

また、収集した道路交通情報を、交通情報板や道路交通情報センターを通じたラジオ放送により提供しています。

交通管制センターでは、高度道路交通システム(ITS)を実現するため、個々の車両と 双方向通信のできる光ビーコンを整備・運用し、「新交通管理システム(UTMS)」を推進 しています。北海道警察の行っているUTMSには、ドライバーに対し、カーナビを通して リアルタイムで交通情報を提供する「交通情報提供システム」、札幌市内の国道36号には、バ ス専用レーンにおける「公共車両優先システム」、札幌市、函館市、旭川市、釧路市、北見市 において救急車等の緊急車両を優先的に通過させる「現場急行支援システム」などがあります。

交通管制センター



6 積極的かつ的確な運転者施策の運用

(1) 各種運転免許業務

新たに運転免許を受けようとする者に対して運転免許試験を実施するほか、運転免許を更新する者や行政処分を受けた者に対する運転者教育(各種講習業務)等を行っています。

令和5年12月末現在、北海道内の運転免許保有者数は328万6,218人で、全体としては減少傾向にありますが、このうち65歳以上の高齢者は85万6,767人と全体の約26%を占め、保有者、占有率ともに増加傾向にあります。

【年齡区分別運転免許保有者数 (北海道内)】

令和5年12月末

	20歳	25歳未満	25歳~	30歳~	60歳以上	65歳以上	70歳以上	75歳	
年齢区分	未満	(20歳未満	29歳	59歳	(65歳以上を	(70歳以上	(75歳以上	以上	合 計
		を含む)			含む)	を含む)	を含む		
保有者数	26, 337	193, 664	190, 001	1, 748, 067	1, 154, 486	856, 767	577, 754	288, 556	3, 286, 218
占有率	0.80%	5.89%	5. 78%	53. 19%	35. 13%	26. 07%	17. 58%	8.78%	100%
前年比	95.50%	97. 78%	99.31%	98. 62%	101.53%	101. 67%	103. 40%	108.59%	99.61%
増 減	-1, 240	-4, 406	-1, 321	-24, 379	+17, 360	+14, 076	+19,002	+22, 823	-12, 746

(2) 安全運転相談

安全運転相談ダイヤル#8080(シャー プハレバレ) や各運転免許試験場及び 中央・厚別優良運転者免許更新セン ター並びに警察署の安全運転相談窓口 において、身体に障害を有する方、一 定の症状を呈する病気(幻覚の症状を 伴う精神病及び発作により意識障害又 は運動障害をもたらす病気並びに自動 車の運転に支障を及ぼすおそれがある 病気) にかかっている方から、自動車 等を安全に運転できるかなどについて 個別に相談を受け付けているほか、運 転に不安を感じる高齢運転者やその御 家族から相談を受け付け、加齢に伴う 身体機能の低下を踏まえた安全運転の 継続に必要な助言・指導、免許証の自 主返納制度及び自主返納者に対する自 治体等の各種支援施策の教示等を行っ ています。



【運転免許証自主返納件数 (北海道内)】

	年	别	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
Ī	全	年 齢	8,074	10, 400	14, 354	14, 103	21, 646	20,600	19, 714	17, 150	14, 696
	内	65歳以上	7, 566	9, 749	13, 599	13, 553	20, 674	19, 458	18, 636	16, 270	13, 966
		内75歳以上	3, 505	4, 797	8, 432	9,603	12, 496	10,613	9, 955	9,654	9, 250

(3) 高齢運転者対策

ア 高齢者の運転免許証の更新制度

(ア) 70歳から74歳までの方

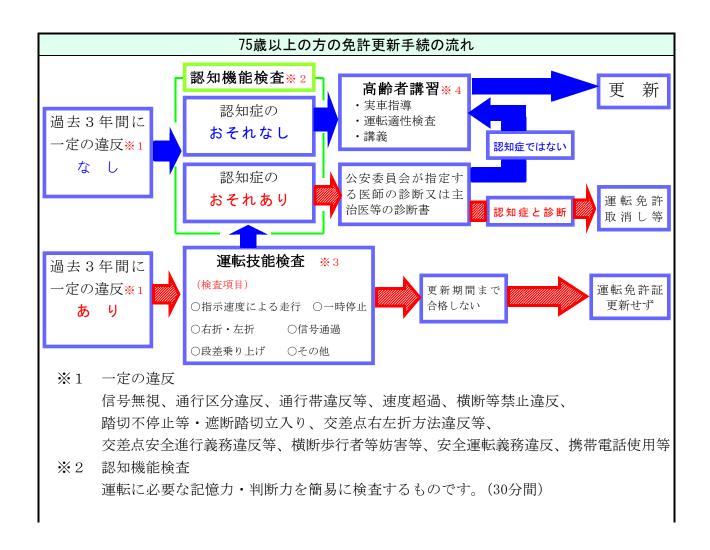


運転免許証の有効期間が満了する日における年齢が70歳から74歳の方が運転免許証を 更新する際は、更新手続の前に高齢者講習を受講する必要があります。

(イ) 75歳以上の方

運転免許証の有効期間が満了する日における年齢が75歳以上の方が運転免許証の更新をする際は、運転免許証の有効期間が満了する日より前の6か月以内に認知機能検査と 高齢者講習を受けることが義務付けられています。

令和4年5月13日から、認知機能検査が従来よりも簡素化されており、認知症でない旨の医師の診断書を提出した場合等には認知機能検査の受検が免除されるほか、一定の違反歴がある方は、運転技能検査を受検する必要があります。



※3 運転技能検査

75歳以上で、過去3年間に信号無視などの一定の違反歴がある方は、運転技能検査に 合格しなければ、運転免許証の更新を受けることができなくなります。

【検査項目】

○指示速度による走行



指示された速度で安全に走行する。

○一時停止



一時停止が指定された交差点で、 停止線の手前で確実に停止する。

○右折・左折



右左折時に、中央線をはみ出したり、 脱輪をしたりせずに安全に曲がる。

○信号通過



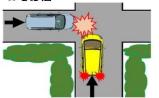
赤色の信号機に従って、停止線の 手前で確実に停止する。

○段差乗り上げ



段差に乗り上げた後、直ちにアクセルペダルからブレーキペダルに踏み換えて安全に停止する。

○その他



検査中、衝突等の危険を避けるため に検査員が補助ブレーキを踏むなどし たときは減点となる。

※4 高齢者講習

認知機能検査の結果にかかわらず、実車指導を含む2時間の講習を受講します。

普通自動車を運転することができる運転免許を保有していない方と運転技能検査の対象の方は実車指導が免除されます。

イ 臨時認知機能検査

75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに行われやすい交通違反をした場合には、 臨時に認知機能検査を行います。

この臨時認知機能検査で、「認知症のおそれがある」と判定された場合、臨時適性検査又は診断書提出命令により医師の診断を受けることになります。

臨時認知機能検査の対象となる規定の交通違反は次のとおりです。

信号無視、通行禁止違反、通行区分違反(右側通行等)、横断等禁止違反、進路変更禁止違反、 遮断踏切立入り等、交差点右左折方法違反、指定通行区分違反、環状交差点左折等方法違反、 優先道路通行車妨害等、交差点優先車妨害、環状交差点通行車妨害等、

横断歩道等における横断歩行者等妨害、横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害、 徐行場所違反、指定場所一時不停止等、合図不履行、安全運転義務違反

ウ サポートカー限定免許制度

運転に不安を感じる方に対して、運転免許証の自主返納という選択肢だけではなく、より安全なサポートカー(一定の要件を満たす衝突被害軽減ブレーキ等の安全運転支援装置を備えた普通自動車)に限って運転を継続するという制度です。

なお、サポートカー限定免許の申請は、運転者からの申出によりいつでも行うことができます。



(4) 運転者の危険性に応じた行政処分の実施

道路交通上の危険を防止するため、交通違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者のほか、安全運転に支障を及ぼすおそれがある認知症やてんかんなどの「一定の病気」に該当する運転者などに対し、運転免許の取消しや停止等の行政処分を行っています。また、飲酒運転をしようとする者に車両を提供又は飲酒運転車両に同乗した場合や、いわゆるあおり運転等に起因するトラブルが暴行、傷害等に発展した場合なども、行政処分を行

〇 行政処分執行状況

うこととしています。

/ 区	年分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総	※数(件)	9, 136	8, 283	7, 806	5, 791	5, 997
	取消し	1, 483	1, 370	1, 317	1, 281	1, 394
	停止	7, 653	6, 913	6, 489	4, 510	4, 603

〇 一定の病気等の行政処分執行状況

区	年 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
糸	総数(件)	742	672	795	744	833
	取消し	408	352	435	426	459
	停止	334	320	360	318	374

[※]上記の各年件数は、行政処分執行状況の件数に含まれています。

第14 国の安全を脅かす事案への対応

1 国際テロ対策

(1) 国際テロ情勢

ア ISIL及びAQの動向

ISIL(いわゆるイスラム国)は、平成31年(2019年)3月、イラク及びシリアにおける全ての支配地域を失い、令和元年(2019年)10月には、米国の作戦行動により初代指導者バグダーディが殺害され、現在は、同年8月に就任した5代目指導者に対し、ISILの「州」を称する各地の関連組織が忠誠を表明しています。

アル・カーイダ(以下「AQ」という。)は、近年、各国のテロ対策作戦により、関連組織を含む幹部の殺害等によるグループ指導部の損失に直面しており、令和4年(2022年)7月には、指導者アイマン・アル・ザワヒリが米国の作戦により殺害されました。新指導者の発表はいまだ確認されていない一方、中東やアフリカにおいて活動するAQ関連組織は、現地政府・治安機関等を狙ったテロを継続しています。

特に、令和5年(2023年)10月に発生したイスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突を受け、ISIL、AQ及びその関連組織や支援者らは、欧米権益等に対するテロの実行の呼びかけを強化しており、各国で同情勢に関係するとみられるテロ事件が発生するなど、国際テロを取り巻く情勢は、依然として厳しい状況にあるといえます。

イ 我が国や邦人を標的とする国際テロの脅威

平成25年(2013年)1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成31年(2019年)4月のスリランカにおける連続爆破テロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実に発生しており、今後も、邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念されます。

実際に、平成27年(2015年)のシリアにおける邦人殺害テロ事件では、ISILは、日本政府をテロの標的として名指しし、その後も、オンライン機関誌「ダービク」において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししました。

AQについても、平成24年(2012年)5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが明らかとなっているほか、米国で拘束中のAQ幹部ハリド・シェイク・モハメドの供述によれば、同人が、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与したことなども明らかになっています。

我が国には、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でISILへの支持を表明する者が存在しており、ISILやAQ等の過激思想に影響を受けた者によるテロ事件が日本国内で発生する可能性は否定できません。

(2) 重要施設等に対するテロ対策の強化

警察では、近年の厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、空港、原子力関連施設、外国公館等の 重要施設のほか、不特定多数の者が集まる施設等に対する警戒警備を強化しています。

特に、泊発電所ではサブマシンガンやライフル銃、耐爆・防弾仕様の車両等を装備した原発特別警備部隊が24時間体制で警戒に当たっているほか、原子力規制委員会、警察庁と連携して原子力関連施設に対する立入検査等を積極的に実施し、事業者による防護体制の強化を要請しています。

さらに、一般の警察力だけでは対処することができないと認められる事案が発生した場合には、警察と自衛隊が共同で事案に対処することとなるため、自衛隊との間で事案に対処するための共同訓練を実施しています。

令和5年中は陸上自衛隊第2師団並びに第5旅団及び第11旅団と訓練を実施しました。



【重要施設の警戒状況】



【陸上自衛隊との共同実動訓練】

(3) 官民一体のテロ対策の推進

テロを未然に防止するためには、警察と民間事業者や地域住民等が緊密に連携して行う官 民一体のテロ対策を推進する必要があります。このため、警察ではテロに対する危機意識の 共有やテロ発生時における協働対処体制の整備等を推進するために、官民連携の枠組みとし てテロ対策パートナーシップを構築し、各種会議、訓練等を実施しています。

また、爆発物の原料となり得る化学物質については、薬局、ホームセンター等の店舗における購入やインターネットを利用した購入が可能な状況にあり、近年、我が国においても、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が発生しています。このため、警察では、これらの化学物質の販売事業者等に対して継続的に個別訪問を行うとともに、不審購入者の来店などを想定したロールプレイング型訓練を事業者と実施するなどして、販売時における本人確認の徹底、保管管理の強化、不審情報の通報等を要請しています。

さらに、旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション等の事業を営む者の ほか、住宅宿泊事業者等に対しても、顧客に対する本人確認を徹底するよう働きかけを行い、 テロリストによる悪用の防止を図っています。



【テロ対策北海道パートナーシップ推進会議】



【事業者に対するロールプレイング型訓練】

(4) 水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国においてテロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において、出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要となります。道内の国際空港・港湾には危機管理担当官が置かれ、関係機関の連携の下、具体的な事案を想定した訓練を実施しているほか、施設警備の改善を図るなどの取組を行っています。

さらに、テロリスト等の入国を防ぐため、出入国在留管理庁や税関等の関係機関と連携し、 事前旅客情報システム(APIS)(注1)や外国人個人識別情報認証システム(BICS)(注2)、 乗客予約記録(PNR)(注3)等を活用した水際対策を推進しています。

- 注1 Advance Passenger Information Systemの略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム
 - 2 Biometrics Immigration Identification & Clearance Systemの略。来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を照合するシステム
 - 3 Passenger Name Recordの略。航空券を利用して入国する旅客の予約情報であり、出入国在留管理庁及び税 関において分析、活用等が行われています。

2 経済安全保障

近年、国際情勢の複雑化、AI、量子技術等の革新的技術の出現、宇宙・サイバー・電磁波 といった安全保障における新たな領域の誕生等により、安全保障の裾野が経済・技術分社に拡 大しているとの認識が広がっています。

我が国には、規模の大小を問わず、先端技術に関する情報を保有する企業が多数存在しており、これらの企業が保有する技術情報等の中には軍事転用可能なものもあります。

これらの技術情報が国外に流出した場合、我が国の安全保障上重大な影響が生じかねないことから、こうした流出を未然に防止するためには、技術情報等を扱う企業等による自主的な対策が欠かせません。

警察では、技術情報等を扱う企業等に対し、捜査等を通じて把握した技術情報等の獲得に向けた外国からの働きかけの手口に関する情報やその対策に資する情報を提供する、いわゆるアウトリーチ活動を強化することで、企業等の対策を支援しています。

3 右翼等の不法行為に対する取締り

右翼は、領土問題、歴史認識問題等を捉え、活発な街頭宣伝活動等を行っています。

右翼街頭宣伝活動は、街頭宣伝車を用いて大音量で宣伝するなど、しばしば周囲に騒音被害や交通渋滞を引き起こしています。中には、資金獲得を目的に「糾弾活動」と称し、企業等に対して執拗な街頭宣伝活動を行うものもあります。

令和5年中、道内で右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生はみられませんでしたが、右翼は、今後も内外の諸問題に敏感に反応し、関係諸国や我が国等に対する抗議活動を執拗に行うものとみられ、その過程で外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対するテロ等重大事件を引き起こすおそれがあります。

また、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、自らの言動に対する批判やヘイトスピーチ解消法を意識しつつ、内外の諸問題に敏感に反応し、街頭活動を通じて自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為の発生が懸念されることから、警察では、このような右翼による違法行為に対し、徹底した取締りを行うとともに、右派系市民グループとそれに反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為を未然に防止するため、厳正公平な立場で必要な警察措置を講じています。

4 オウム真理教の動向

オウム真理教は、かつて、地下鉄サリン事件等数々の凶悪事件を引き起こしましたが、依然 として、麻原彰晃こと松本智津夫の説いた教義を存立の基盤として活動を継続しています。

現在、道内には、2か所(いずれも札幌市内)の拠点施設が所在しており、教団は、青年層を中心に教団名を伏せた勧誘等で信者を獲得しています。

警察では、凶悪事件を再び起こさせないため、教団の実態解明に努めるとともに、厳正な取締りを推進しています。



オウム真理教の動向 について詳しく 説明しています

5 極左暴力集団の動向

極左暴力集団は、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性や党派性を隠して労働運動や大衆運動に介入しています。一方、調査活動に伴う違法行為や「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすお それがあります。

警察では、引き続き極左暴力集団に対する取締りを徹底していきます。



極左暴力集団(過激派) について詳しく 説明しています

6 警衛・警護活動

(1) 警衛・警護警備

警衛・警護とは、天皇及び皇族を始めとして、内閣総理大臣、国賓等、その身辺に危害が 及ぶことが日本国内の社会情勢に著しい影響を及ぼし、国際上も著しく威信を失うことと なるおそれのある方々を、あらゆる危害から守る警察活動をいいます。

(2) 活動状況

北海道警察では、テロ等の違法事案の発生が懸念される厳しい情勢の下、新たな警護要則に基づき、警護員が備えるべき知識や技能を段階的、体系的に習得するため各種警護訓練を実施することで、対象者の身辺の安全確保と聴衆等による雑踏事故の防止を徹底し、警衛・警護警備の万全を図りました。





【警護訓練の状況】

第15 災害・事故への対応

1 各種災害と警察活動

(1) 主な災害の発生状況

令和5年10月5日から6日にかけて、発達した低気圧が北海道付近を通過した影響により 日高東部で猛烈な雨となり、浦河町及び釧路市阿寒町で統計開始以来最多の降水量を記録し ました。

日高東部の様似町では、土砂崩れにより1名が負傷したほか、河川の溢水による住家被害 等が発生しました。

北海道警察では、警察本部、関係警察署にそれぞれ災害警備本部等を設置し、被害情報の 収集や浸水家屋からの救助、交差点における交通整理等の災害警備活動を実施しました。

(2) 災害警備訓練の実施

令和5年9月、大規模災害の発生に備え、江別市において防災関係機関(江別市、陸上自 衛隊、江別市土木事務所、江別市消防本部等)と合同による災害警備訓練を行い、救出救助 技術の向上と防災関係機関との連携強化を図りました。





【訓練の実施状況】

2 各種事故と警察活動

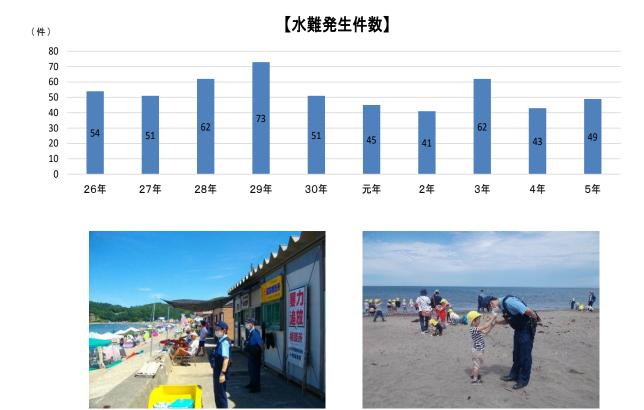
(1) 水難

北海道は周囲を海に囲まれ、内陸には多くの河川や湖沼があることから、毎年、海や川等における水難が発生しています。

令和5年中に北海道警察が認知した水難は49件で、前年と比べて6件増加し、そのうち海での水難は30件と水難全体の約6割を占めています。

水難者数は66人で、前年と比べて10人増加しており、道内における水難の発生状況は依然 として高い水準で推移している状況にあります。 北海道警察では、管内における危険箇所等の実態を調査し、関係機関や管理者等に対する 水難防止対策を働きかけたり、関係機関等との合同による水難救助訓練を実施しています。

また、海水浴シーズンには、遊泳客が多い海水浴場に臨時警備派出所を開設したり、警察 船舶やヘリコプターによるパトロールを実施しています。



【臨時警備派出所】

(2) 山岳遭難

北海道には、日本百名山に数えられる山が9座(旭岳、利尻山、羅臼岳、斜里岳、雌阿寒岳、 トムラウシ山、幌尻岳、十勝岳、羊蹄山)あるほか、大自然の魅力を感じさせる山が多く、 毎年道内外の登山者でにぎわっている一方で、山岳遭難は高い水準で発生しています。

令和5年中に北海道警察が認知した山岳遭難(山菜採り遭難を除く。)は144件で、前年と比べて29件増加し、遭難者数は172人で、前年と比べて39人増加しました。遭難の態様別人数では、「道迷い」が62人(全体の約4割)で最も多く、次いで「転倒」32人、「滑落・転落」17人、「疲労」7人の順となっています。

なお、北海道警察では、平成27年からいわゆるバックカントリースキー (スノーボード) ブームに伴い、スキー場の管理区域外の山岳地において、スキーやスノーボードによる滑走 を目的に入山して、遭難した事案をバックカントリースキー遭難として山岳遭難の統計に計 上しています。

高水準で推移する山岳遭難に的確に対応するため、平成29年4月、警察本部地域企画課内 に山岳救助係を新設して体制を強化し、山岳遭難防止に関する広報・啓発、山岳遭難救助隊 員に対する教養・訓練、発生事案に対する迅速な救助に向けた活動を行っています。 また、山岳遭難を防止するため、北海道森林管理局と合同で作成した啓発ポスターを各自 治体や宿泊施設、スキー場等に配布して、広く注意喚起を行っています。

北海道警察ホームページ内の「安全登山情報」には、オンラインによる登山届の提出や、 山岳遭難発生状況等の情報を掲載しています。











【山岳遭難救助訓練】



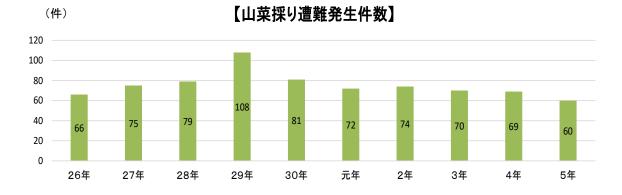
【啓発ポスター】

(3) 山菜採り遭難

北海道では、毎年4月から6月にかけて、行者ニンニクやタケノコをはじめとする春の山菜 採り遭難が、9月から10月にかけては、キノコ採りに伴う秋の山菜採り遭難が発生しています。

令和5年中に北海道警察が認知した山菜採り遭難は60件で、前年と比べて9件減少し、遭難者数は63人で、前年と比べて14人減少しました。遭難の態様別人数では、「道迷い」が45人(全体の約7割)で最も多く、次いで「滑落・転落」9人の順となっています。

北海道警察では、山菜採り遭難を防止するため、自治体や関係機関との合同による広報・啓発活動を実施しているほか、札幌市内の地下歩行空間やススキノメガビジョンをはじめ、道内各所のデジタルサイネージ、各自治体広報誌、防災行政無線等の広報媒体を活用して、山菜採り遭難防止について、広く注意喚起を行っています。







【山菜採り遭難防止啓発】





【デジタルサイネージによる注意喚起】

第16 被害者に対する警察活動

1 犯罪被害者支援の概要

犯罪の被害者やその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の多くは、犯罪による直接的な被害だけでなく、犯罪に起因する著しいストレスやトラウマ等を抱えています。北海道警察では、このような犯罪被害者等の精神的被害の早期回復、経済的な負担軽減に資するため、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、犯罪被害者等の視点に立った支援活動を行っています。



2 各種施策の推進

(1) 犯罪被害者等への情報提供

北海道警察では、犯罪被害者等に対して、刑事手続や支援に関する情報を掲載した「被害者の手引」を配布するとともに、再被害の予防や犯罪被害者等の不安感を解消するために、 事件に関する情報の連絡、地域警察官による被害者訪問・連絡活動等を行っています。

そのほか、北海道警察ホームページ等の各種広報媒体を通じ、警察における犯罪被害者支援制度や各種相談窓口について情報提供しています。

(2) 被害者支援要員制度

殺人、性犯罪等の身体犯や交通死亡事故、ひき逃げ事件等で専門的な被害者支援が必要と される事件・事故が発生した際に、犯罪被害者等の支援を任務とする警察官が犯罪被害者等 への付添いや情報提供、民間被害者支援団体その他関係機関の紹介等を行う「被害者支援要 員制度」を運用しています。

(3) 被害者連絡制度

殺人、性犯罪等の身体犯や交通死亡事故、ひき逃げ事件等の重大な交通事故事件の被害者 又はその遺族に対し、事件の捜査を担当する警察官が捜査状況や被疑者の検挙状況等の連絡 を行う「被害者連絡制度」を運用しています。

(4) 犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減(各種費用の公費負担)

犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害を受けた方の医療経費や カウンセリング費用、司法解剖後の遺体修復費用等の公費負担制度を運用しています。

(5) 相談・カウンセリング体制の整備

カウンセリングを必要とする犯罪被害者等のために、公認 心理師や臨床心理士の資格を有する警察職員がカウンセリン グを行うほか、民間被害者支援団体、医療機関等と協力した 相談・カウンセリング体制を整備しています。

また、各種相談電話を置くなど幅広く相談窓口を設置し、 犯罪被害者等に様々なアドバイスをしています。



【各種相談窓口】

	···=·
関係機関·団体名	電話番号
警察相談センター	【短縮ダイヤル】 #9110
性犯罪被害110番 (性犯罪被害相談電話全国共通番号)	【短縮ダイヤル】 #8103
少年相談110番	【フリーダイヤル】0120-677-110
暴力団相談電話	011-222-0200
交通事故相談 ((一財)北海道交通安全協会交通事故相談所)	011-737-8703

(6) 犯罪被害者等の損害回復・経済的打撃の緩和

ア 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の凶悪犯罪で亡くなられた被害者の遺族や、障害が 残ったり一定の要件に該当する重傷病を負った被害者に対して国が給付金を支給するもの で、犯罪被害者等の経済的打撃の緩和を図っています。

支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会への申請が必要となり、北海道警察ではその申請受付を行っているほか、同制度を紹介したリーフレットを作成し制度の周知を図っています。

イ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

国外犯罪被害弔慰金等支給制度は、日本国外において不慮の犯罪被害を受けて亡くなられた日本国籍を有する被害者の遺族や、同犯罪被害により障害等級第1級相当の障害が残った被害者に対して、国が弔慰金や見舞金を支給するものです。

北海道警察では、関係機関と情報共有を行い、対象となる犯罪被害者等に制度を紹介するなど日本国外において被害を受けられた方等への支援を行っています。

ウ 地方公共団体による支援金制度等

道内では令和6年4月現在、42市町村において、犯罪被害者等を対象とした支援金等の 支給制度を導入しています。

北海道警察では、同制度の内容や対応窓口の紹介を行うなど地方公共団体と連携した支援を行っています。

(7) 地方公共団体との連携

北海道犯罪被害者等支援条例(平成30年4月1日施行)では、道や道民等の責務とともに、 犯罪被害者等支援に関する理念及び北海道として進めていくべき施策の基本事項が示されて います。

北海道警察では、地方公共団体で設置している犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」 と連携し、被害者支援活動を行っています。

令和6年4月現在、道内では51市町村が犯罪被害者等支援条例を制定しておりますが、北海道警察では、全道で理念が具現化していくよう、各市町村等との連携をより密にし、一層充実した被害者支援活動を展開していきます。

(8) 民間被害者支援団体等との連携

北海道警察では、犯罪被害者等の多様なニーズに応え、総合的な支援活動を行うため、関係機関・団体と連携し、「北海道被害者支援連絡協議会」を始めとする地域ごとのネットワークを構築しています。

また、民間被害者支援団体や被害者団体「北海道交通事故被害者の会」等と連携した活動を行っています。

このほか、民間被害者支援団体の体制充実のための財政的援助として、警察施設に寄附型自動販売機や募金箱を設置するなどの取組を行っています。



【民間等被害者支援団体窓口】

関係機関·団体名	所在地	電話番号	受付時間
北海道公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体 (公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター (北海道被害者相談室)	札幌市	(011)232-8740	月〜金(祝日、年末年始を除く) 10:00〜16:00
まくら こ 性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH)	札幌市	01 20 - 8891 - 77 #8891 (全国共通短縮ダイヤル)	月〜金(祝日、年末年始を除く) 10:00〜20:00
函館被害者相談室	函館市	(0138)43-8740	水(祝日、年末年始を除く) 10:00~15:00
サート 函館・道南SART(性暴力被害対応チーム)	函館市	(0138)85-8825	月〜金(祝日、年末年始を除く) 10:00〜17:00
北・ほっかいどう被害者相談室	旭川市	(0166)24-1900	月・火・木・金(祝日、年末年始を除く) 10:00~15:00
釧路被害者相談室	釧路市	(0154)24-6002	火・金(祝日、年末年始を除く) 10:30~14:30
オホーツク被害者相談室	北見市	(0157)25-1137	月〜金(祝日、年末年始を除く) 8:45〜17:30

(9) 中学・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」の開催

北海道警察では、次世代を担う中学生や高校生に対し、 犯罪被害者遺族や警察職員による「命の大切さを学ぶ教室」 を開催しています。

同教室は、被害者遺族等が「被害を受けた方々の心の痛み」や「被害者支援の必要性」等について直接語りかけることにより、生徒が犯罪被害者等の思いや立場を理解し、自分や他人の命の大切さ、いじめや暴力をなくすことについて、今まで以上に強く感じとってもらうことを目的に行っています。





命の大切さを学ぶ教室 詳しくははこちら



犯罪被害者等支援シンボルマーク ギュっとちゃん

第17 警察活動の支え

1 警察職員

(1) 採用試験の状況

ア 警察官の採用

- (ア) 警察官の採用
 - ◆ 警察官の採用試験は、A区分(大卒等)とB区分(A区分以外)に分かれています。 令和5年度採用試験の実施状況

試 験	区	分	第1次試験受験者数	最終合格者数	競争倍率
	A区分	男性	281	145	1.9
第1回	A区刀	女性	101	54	1. 9
第1回	B区分	男性	390	171	2. 3
		女性	132	56	2. 4
	4 E ()	男性	124	35	3. 5
第2回	A区分	女性	45	14	3. 2
朱 乙 凹	υĘΛ	男性	499	189	2. 6
	B区分	女性	205	88	2. 3

(4) 令和6年度採用試験の日程

- 第1回~第1次試験 4月28日(日)、第2次試験 6月上旬~6月中旬
- 第2回~第1次試験 9月22日(日)、第2次試験 10月下旬~11月上旬

(ウ) 身体基準

項		目	身体基準
5 □		ŀ	両眼とも裸眼視力がおおむね0.6以上、
視力			又は両眼とも矯正視力がおおむね1.0以上
色		覚	職務執行に支障がないこと。
マ	σ	他	胸部疾患及び感染症等の有無、聴力、その他
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		職務執行に支障がないこと。



【令和6年度募集ポスター】

(エ) 選考による採用

高度な知識及び技能を有する者を幹部として中途採用(サイバー犯罪捜査官など)しているほか、かつて都道府県警察の警察官であった者のうち、結婚、出産、介護等により中途でやむを得ず退職した者を、選考によって再採用しています。

イ その他の職員の採用

北海道警察では、警察官のほかに警察行政職員や技術職員等が働いています。

警察行政職員は、北海道人事委員会が実施する北海道行政職員採用試験の試験区分「警察行政A・B」の合格者から採用します。

また、専門知識・能力を必要とする職種(研究職員、保健師、航空整備士等)については、欠員が生じた場合などに選考を実施し、合格者を採用します。

ウ 問合せ先

詳細については、北海道警察本部採用センター

までお問い合わせください。



採用に関する情報

(2) 採用活動による警察の魅力を伝える取組

北海道警察では、多くの方に警察業務の魅力を伝えるため、WEB説明会やオンラインイベント、職業体験等を開催しているほか、SNSによる情報発信等の活動を行っています。



【1DAY仕事体験】



【職業体験】

(3) 警察職員の教育訓練

警察職員には、適正かつ妥当に職務を執行するため、円満な良識と確かな判断能力、実務能力が必要とされます。そのため、様々な教育訓練を通じて人格や能力に優れた力強い警察職員の育成を図っています。

ア 警察学校における教育訓練

警察学校は、警察職員の教育訓練を専門的に行う研修機関です。採用時や専門的な知識を醸成させる場合に一定の期間、職場を離れて団体生活を送りながら、法律や実務に関する教育、情操教育等を集中的に行っています。

警察学校への入校は入寮を原則としていますが、育児、介護等の事情により寮生活が困難となっている職員には、通学を認めるなど、個別事情に配意した入校支援施策も実施しています。

	警察学校での授業内容
法 学	憲法、民法、刑法、刑事訴訟法、警察法、警察官職務執行法等
警察実務	捜査、鑑識、生活安全、地域、交通、情報通信等
体育・術科	柔道、剣道、逮捕術、拳銃、救急法、体育等
職務倫理	訓育、職務倫理等



【警察学校の入校式】



【逮捕術の訓練】



【警察学校の訓練】



【鑑識の授業】

イ 職場等における教育訓練

職場では、現場指揮能力及び職務執行能力を修得、向上させるため、第一線の現場で取り扱う事案を想定したロールプレイング方式の実戦的総合訓練等を行っています。

この訓練は、経験が浅い若手警察官の現場執行力を検証する場合にも活用しています。 また、警察職員としての職務倫理観を高め、道民の視点に立った組織運営や現場警察活動を行うために、ファシリテーション等の効果的な手法を取り入れた小集団討議や部外有識者、卓越した専門的技能を有する警察職員等を講師としたセミナーを開催しています。

このほか、高い捜査指揮能力を備えた上級捜査幹部を育成するための検察庁における特別研修や緊急自動車運転のスペシャリストを養成するための道外研修を行っています。



【実戦的総合訓練】



【教養セミナー】

ウ 術科訓練による執行力の充実強化

警察官は、現場で犯人を取り押さえたり、災害発生時に被災者を救出するために、日頃から柔道、剣道、逮捕術、拳銃射撃等の術科訓練に励み、強じんな体力と旺盛な気力を養っています。また、警察官の訓練成果の検証や一層の技術向上を目的として、年に一度、各種術科大会を全道規模で開催しています。令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを受け、必要な感染防止対策を徹底した上で、概ね従来どおりの規模で全ての大会を開催しました。

北海道警察の中でも特に術科技能に秀でた者は、北海道の代表選手として全国規模の大会に出場しています。令和5年度は、機動隊に所属する柔道選手が全国警察柔道選手権大会で準優勝し、柔道、剣道選手共に全日本選手権大会等に出場を果たしています。

北海道警察各種術科大会【令和5年度の開催状況】



【北海道警察柔道大会】



【北海道警察逮捕術大会】



【北海道警察剣道大会】



【北海道警察拳銃射撃競技大会】 (各方面単位で実施)

(4) 護身術への取組

ア 護身術訓練指導者チーム (通称ASEDELチーム)

北海道警察では、道民が犯罪に遭遇したときに役立つ「護身術」を指導するため、柔道、 剣道、逮捕術等の術科指導者(インストラクター)で構成する「護身術訓練指導者チーム」 を設置しています。

地方公共団体やボランティア団体等からの要請に基づき、チームのインストラクターに よる指導が必要と認めた場合、訓練対象者の人数や訓練時間、場所などを考慮してインス トラクターを派遣し、日常の業務に支障がない範囲で護身術の指導を行います。

イ 不審者への対処要領

護身術とは、警察官が犯人を制圧・逮捕するために訓練している逮捕術とは違い、自分 が暴漢と対決するものではなく、一瞬だけ相手をひるませて

- ① そのすきに大声をあげ
- ② 応援や助けを求め
- ③ その場から逃げて

難を逃れるためのものです。

詳細については、北海道警察ホームページの 「もしものための護身術」

を参考にしてください。



(5) 女性職員の活躍

北海道警察では、女性職員の採用・登用の拡大に取り組ん でおり、女性職員の数は、年々増加しています。

女性警察官の活躍の場は、性犯罪被害者の支援等女性の特 性を生かした分野のみならず、男性と差異なく、個人の能力 等に応じ、様々な分野に広がっています。

また、育児休業後の職場復帰支援、仮眠室等女性専用施設 の改善など、女性が働きやすい環境に向けた取組を推進して おり、出産や育児等のライフステージを経て、生き生きと活 【女性警察官による防犯教室】 躍する女性職員が増えています。



(6) ワークライフバランスの推進

北海道警察では、全ての職員がやりがいや充実感を感じながら働くことができるよう、ワ ークライフバランスを推進しています。

年次有給休暇の取得促進や毎週水・金曜日と毎月20日を定時退庁日として時間外勤務の縮 減を図っているほか、育児休業をはじめとした男性職員の育児参加促進など、男女を問わず 全ての職員が仕事と育児や介護を両立するための休暇制度等を利用しやすい環境づくりに取 り組んでいます。

2 警察活動への協力援助

近年の急激な社会情勢の変化から、多種多様な犯罪・事故が発生しています。犯罪や事故か ら道民の安全を守るためには、皆様からの協力援助が必要不可欠となります。令和5年中の警 察活動に協力援助していただいた方々への表彰は、

・犯人検挙等に関して

364人、 48団体

・人命救助に関して

18人、 1団体

・その他の警察行政に関して 320人、 166団体

となっており、多くの方々に御協力を頂きました。

【令和5年中の犯人検挙等への協力】

		殺人	強盗	性犯罪	放火	窃盗	恐喝	詐欺	ひき逃げ	その他	合計
表 彰	個 人					4		339	1	20	364
区分	団体							48			48
計	+					4		387	1	20	412

【令和5年中の人命救助への協力】

		交通事故	水難	火 災	山岳	その他	合 計
表彰	個 人	2	4			12	18
区分	団体					1	1
i	+	2	4			13	19

3 装備

(1) 機動力の確保(車両、航空機、警備艇等)

広域・スピード化する犯罪、事故、災害等に対して迅速かつ的確に対応するため、パトカー、 白バイ、捜査用車両のほか、ヘリコプターや警備艇等の装備を保有して機動力を確保してい ます。

また、災害現場などでの救助活動に使用する特殊車両のほか、交通死亡事故抑止を目的とした速度違反取締りに使用する交通パトカーの整備を進めるなど、機動力の強化に努めています。



【ヘリコプター】



【警備艇】



【高性能救助車】



【交通パトカー】

(2) 各種装備資機材の整備

機動力を確保するための装備のほか、現場の状況に応じて的確に警察活動を推進するため、 災害等救助用資機材、水上バイク、スノーモービル、各種捜査用資機材、受傷事故防止用資 機材を整備しています。



【バックホウ】



【水上バイク】

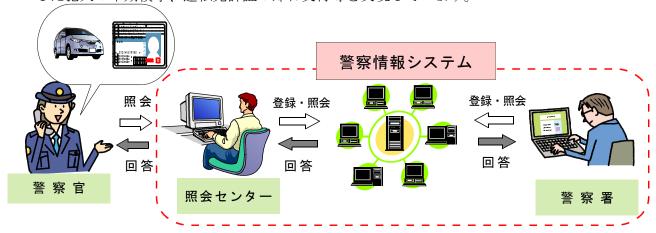


【スノーモービル】

4 情報管理

(1) 警察情報システムの整備

警察本部、警察署等に設置するコンピュータ、サーバ、これらを結ぶネットワーク等から 構成される警察情報システムを整備し、犯罪捜査、指掌紋、運転免許等に関する情報を活用 した犯人の早期検挙、運転免許証の即日交付等を実現しています。



(2) 情報セキュリティ対策

警察では、犯罪捜査、運転免許等に関する個人情報を始めとして、多くの機密情報を扱っていることから、情報セキュリティに関する規範の体系である警察情報セキュリティポリシーを策定し、厳格な情報管理に努めています。 具体的には、警察内部ネットワークの外部ネットワークからの分離、外部記録媒体の利用制限等により情報流出等を防止するための技術的環境を整備するとともに、警察職員の情報の取扱いに係る規範意識の向上のための取組を推進しています。

(3) 業務継続性の確保

災害発生時においても、警察情報システムを利用して犯罪捜査、運転免許証の交付等の業務を継続できるよう、データのバックアップによる消失の回避、運用・保守要員の確保等の対策を講じています。

(4) ICTの利活用の推進

ホームページ、電子メール、SNS等による地域安全情報の提供、行政手続(申請、届出等)のオンライン化等、行政サービスにおけるICT (Information and Communication Technology:情報通信技術)の利活用を推進しています。

5 留置施設の管理運営

(1) 留置施設の管理運営

令和6年4月1日現在、北海道警察における留置施設は、全ての警察署に設置されている64施設と警察本部直轄の2施設との合計66施設であり、その収容基準定員は、全道で989人となっています。

北海道警察では、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、捜査と留置の分離を徹底しつつ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を推進し、適正な留置管理業務の運営を徹底しています。

ア 警察本部直轄留置施設の運営

(7) 警察本部留置施設(女性専用)

警察本部に設置され、札幌市内及び近郊の警察署が扱う女性被疑者を留置する施設と して運用しています。

留置主任官として女性の警部を置くとともに、看守勤務員には全て女性警察官を配置 し、女性の特性に十分配意した処遇を行っています。

令和5年中は道内の女性被留置者(延べ人員8,480人)中、約60%の5,109人を収容しています。

(4) 警察本部琴似留置場留置施設

札幌市西区八軒1条西3丁目に所在し、札幌市内及び近郊の警察署から主に男性被疑者を収容しています。



【警察本部留置施設】



【琴似留置場留置施設】

イ 女性集中留置施設の運用

女性留置施設は、警察本部留置施設のほか、函館中央警察署留置施設、旭川東警察署留 置施設、釧路警察署留置施設、帯広警察署留置施設及び北見警察署留置施設をそれぞれ女 性集中留置施設として運用しており、女性警察官を複数配置し適切な処遇を行っています。

ウ 外国人被留置者に対する適切な処遇

外国人被留置者向けに、複数言語の告知書を用意しているほか、被留置者の信仰する宗 教を踏まえた食事の提供を行うなど、言語や宗教等の違いに配慮した処遇に努めています。

(2) 留置施設視察委員会の運営状況

平成19年6月の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行に伴い、留置施設の運営状況について透明性を高めるため、部外の第三者からなる機関として警察本部及び方面本部に留置施設視察委員会が設置されました。委員は、弁護士や医師等の合計17人が任命されています(警察本部5人、函館、旭川、釧路、北見方面本部各3人)。

各委員は、留置施設を実際に視察し、被留置者と面接するなどして留置施設の実情を把握した上で、委員会として留置業務管理者(警察署長等)に意見を述べるものとされており、警察本部長及び方面本部長は、委員会からの意見及びこれを受けて北海道警察が講じた措置の概要を公表することとされています。



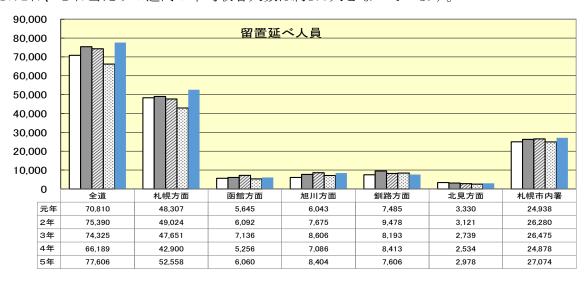


留置施設視察委員会の 運営状況はこちら

【留置施設視察委員による視察状況】

(3) 被留置者の収容状況

令和5年中の道内の被留置者の年間延べ人員は7万7,606人で、前年と比べて1万1,417人増加しています。被留置者1人当たりの平均留置日数は約17.6日、1日当たりの道内の平均収容人数は約213人となっています。過去5年間の平均では、1人当たりの平均留置日数が約17.2日、1日当たりの道内の平均収容人数は約199人となっています。



(4) 被留置者の処遇

ア 支給貸与物品及び自弁物品

被留置者に対しては、以下に掲げる物品について支給、貸与し、又は自弁(購入)を許可しています。

(ア) 支給物品

○ 食事

1日当たり

主食 1,234キロカロリー

副食 998キロカロリー

合計 2,232キロカロリー

を目安として給食

○ 湯茶





(4) 貸与物品

- 寝具(敷き・掛け布団、枕、毛布)※ 敷き・掛け布団、枕はカバー付き
- その他、被留置者の申出に応じて、
 - ・ 日用品(タオル、石けん等)
 - 衣類(下着を含む。)
 - 筆記具



(ウ) 自弁(購入)を許す物品

- 糧食(弁当)、菓子類、清涼飲料水
 - 日用品(タオル、石けん等)
 - 〇 衣類
 - 便せん、封筒等
 - 書籍類(新聞、雑誌等)

【面会・差入れ窓口】



窓口での差入れ可能物品

イ 起居動作及び診療

(ア) 運動

留置施設内の運動場において、毎日実施(土・日曜日及び休日を除く。)

(4) 入浴

留置施設内の浴室において、週2回以上実施

(ウ) 調髪

留置施設内の安全な場所において、被留置者が希望した場合に、その自費により実施 (留置業務管理者が指定した理髪業者)

(エ) ひげそり

留置施設内の運動場又は指定場所において、週3回以上実施

(t) **健康診断**

留置施設内の診療室等において、警察本部長が委嘱した警察医により、月2回実施

(カ) 診療

留置施設内の診療室等において、医療上の必要に応じて、警察医又はこれに代わる医師による診療を実施

6 北海道警察情報通信部の活動

北海道警察情報通信部では、様々な情報通信施設や機器の整備・維持管理を行い、第一線の警察活動に必要な情報通信を確保しています。また、犯罪捜査におけるパソコンやスマートフォン等の電子機器からの情報の抽出・可視化や、サイバー事案対策の技術支援等、技術面から警察活動を支えています。



警察情報通信部の 組織・採用に関する情報 はこちら

(1) 警察活動を支える警察情報通信

警察では、独自に整備・維持管理している 無線多重回線(マイクロ回線)、電気通信事 業者の専用回線、衛星通信回線等の多様な回 線により、警察庁から管区警察局、警察本部、 方面本部、警察署、交番・駐在所を全国的に 結んでいます。これらの回線を基盤として、 警察電話、移動通信システム、通信指令シス テム等の各種情報通信システムを整備し、24 時間・365日、警察活動に活用されています。



(2) 機動警察通信隊の活動

災害、事故、事件等が発生した場合、警衛・警護警備を実施する場合又は事件捜査を行う場合において、現場状況の把握、指揮、命令、報告等を行うために通信手段の確保が不可欠となります。警察情報通信部の職員で編成される機動警察通信隊が現場に出動し、現場映像をリアルタイムに警察本部等に伝送するとともに、現場の状況に応じて、臨時の通信施設を設置するなどして、警察活動に必要な通信手段の確保を行っています。







(3) 通信施設業務

いつどこで発生するかわからない事件、事故や災害等に警察が的確に対応できるよう、全 国を網羅する様々な通信網が構築され、現場警察官への指揮命令や報告連絡等に使用されて います。通信施設課では、これらの通信網が常に最適な状態で使用できるよう、耐災害性、 利便性、経済性及び最新技術の活用等多角的な検討を行い整備・維持管理を行っています。

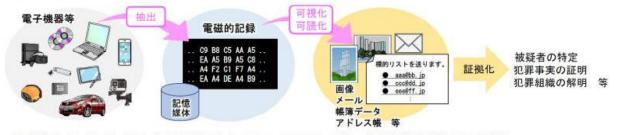




(4) 情報技術解析活動

北海道警察の要請に応じ、捜索・差押え現場での捜査員への技術的な指導や、押収したパソコン、スマートフォン等の電子機器から証拠となる情報の抽出・可視化を行っています。 また、サイバーフォースと呼ばれる技術部隊を設け、北海道警察と連携してサイバー事案の未然防止や被害拡大防止に係る活動を行っています。

デジタル・フォレンジックの概要



※デジタル・フォレンジックとは、犯罪の立証のためのスマートフォンやコンピュータなどの解析技術やその手続き





第18 道民とともにある警察

1 警察署協議会の活動

(1) 警察署協議会の設置

警察署協議会は、国家公安委員会・警察庁が策定した「警察改革要綱」の中の施策の一つとして盛り込まれ、平成12年12月の警察法の改正により、その設置が定められました。警察署協議会の役割は、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応じるとともに、警察署長に対して意見を述べることにあります。

北海道警察では、平成13年6月に全ての道内警察署に設置され、令和6年4月1日現在、北海道公安委員会から64警察署497人の方が警察署協議会委員として委嘱されています。

警察署協議会委員とは?

☆身分~特別職の非常勤の地方公務員で 任期は2年です。

☆委嘱~その地域における安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい人格や識見、地域の信頼を有する方の中から、北海道公安委員会が委嘱します。

(2) 警察署協議会の開催状況

令和5年度中、231回の会議が開催され、交通事故防止 対策や地域における防犯活動、総合的な高齢者対策等の警察 業務全般にわたる幅広い意見が提言され、警察署の業務 運営に反映させました。



【厚別警察署協議会】

(3) 警察署協議会における意見等の反映状況

各協議会における意見を反映した主な事例は、次のとおりです。

【協議会における意見】

厚岸警察署協議会

管内の企業等に対し、警察から サイバー攻撃対策の指導等、何か対策 はとれませんか。

○ 栗山警察署協議会

警察署の窓口対応は、警察署の顔であり、笑顔での対応が重要と考えられるため、何か対策はとれませんか。

【意見の反映事例】

□ 厚岸警察署では、管内のインフラ関係、医療 関係、金融関係等の企業に署が独自に作成 した資料等を配布し口頭指導したほか、警察 からの情報提供だけではなく、各企業(16 団体)がサイバーパトロールをして得た情報 の提供を受けるネットワークを構築しました。

□ 栗山警察署では、管内の金融機関の協力を 得て、当該機関幹部から、人と接する際の マナーに関するの教養セミナーを署員に対して 実施し、適切な市民応接の推進が図られると ともに、その取組状況を協議会において委員 に報告して誠実に対応しました。



(4) 警察署協議会における意見等の公表

会議の都度、各協議会で「議事概要」を作成し、警察署の窓口等に備付け、住民の方が閲覧できるようにしているほか、各警察署ホームページでもお知らせしています。

2 情報公開と個人情報の保護

(1) 情報公開

ア 情報提供の推進

北海道警察では、警察本部と各方面本部に閲覧コーナー を設置して警察関係刊行物などを備え置き、申出に応じて 写しの交付(実費を徴収)を行っています。

また、警察本部で制定した訓令、通達等をホームページ で公表しています。



イ 公文書開示請求の状況

北海道情報公開条例に基づく公文書開示請求は、警察本部の警察情報センター、各方面本部の情報コーナー(警務課)及び各警察署の情報コーナー(警務課)で、平日の午前8時45分から午後5時30分まで受け付けています。

令和5年中に公安委員会と警察本部長に対して行われた 公文書開示請求と、その開示決定等の件数は次表のとおり です。



請 求 先 開示請			明二善士	販下げ		開示決定等								
莳	水	兀	開示請求	取下げ	開	示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	計	不服申立		
公室	安員	会	7	5		0	1	0	1	1	3	0		
警察	客本部	長	116	13		5	89	3	15	2	114	2		
合		計	123	18		5	90	3	16	3	117	2		

注 1件の開示請求に複数の開示決定等の処分をしたものがあるので、開示請求の件数と 開示決定等の件数とは一致しません。

(2) 個人情報の保護

ア 個人情報の適正な取扱い

北海道警察(公安委員会・警察本部長)は、これまで北海道個人情報保護条例の実施機関でしたが、令和5年4月1日から、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受ける地方公共団体の機関として、全国的な共通ルールに基づき保有個人情報等の適正な取扱いに努めています。

イ 個人情報開示請求の状況

「個人情報の保護に関する法律」に基づく保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求は、警察本部の警察情報センター、各方面本部の情報コーナー(警務課)及び各警察署の情報コーナー(警務課)で、平日の午前8時45分から午後5時30分まで受け付けています。

令和5年中に公安委員会と警察本部長に対して行われた個人情報の開示請求と、その開 示決定等の件数は次表のとおりです。

⇒±	-1>	求 先 開示請求 取下げ				開 示 決 定 等								
請	求 先 開示請求		以下り	開	示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	拒	否	計	申立	
公里	安委員	会	2	0		1	О	0	1	0		0	2	1
警察	2000年	祁長	266	5		4	256	3	3	0		1	267	3
合		計	268	5		5	256	3	4	0		1	269	4

- 注1 令和5年1月1日から同年3月31日までは「北海道個人情報保護条例」に基づく個人情報の開示請求、同年4月1日以降は「個人情報の保護に関する法律」に基づく保有個人情報の開示請求になります。
 - 2 1件の開示請求に複数の開示決定等の処分をしたものがあるので、開示請求の件数と開示決定等の件数とは一致しません。

3 情報発信

(1) 北海道警察ホームページ

北海道警察ホームページは、警察の紹介、各種手続、 情報提供等を発信し、警察活動に関する御理解と御協力をお願いしています。

北海道警察ホームページには、目の不自由な方などに配慮した音声読み上げ対応ページや外国の方に対する英語、ロシア語、韓国語、中国語の外国語版ページを掲載しています。

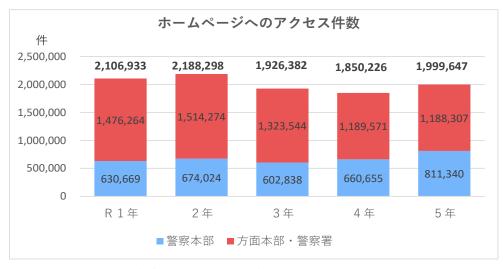
また、不審者情報等を表示する犯罪発生マップや事故現場や状況を知らせる交通事故情報マップを掲載して、犯罪や交通事故の防止にも努めています。

令和5年中の総アクセス件数は81万1,340件であり、「事件・事故情報、昨日の出来事」「運転免許証に関する各種手続案内」等へのアクセスが多い傾向にあります。

また、方面本部、警察署でもホームページを開設しており、昨年の方面本部及び警察署へのアクセス件数は118万8,307件となっています。



【北海道警察ホームページ】





北海道警察ホームページアドレスト

https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/

(2) YouTube「北海道警察公式チャンネル」

令和2年6月22日に、情報発信機能の強化を図ることを目的として、YouTubeに「北海道警察公式チャンネル」を開設し、北海道警察の広報全般に関する動画を配信して効果的な広報活動を推進しています。令和6年7月末時点で360件の動画を配信し、チャンネル登録者数は6,811人、総再生回数は143万5,172回となっています。

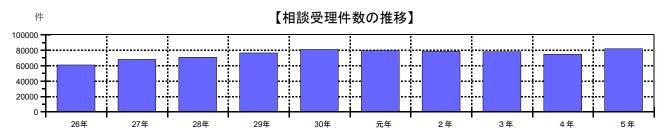


【北海道警察公式チャンネル】

4 警察相談の受理

(1) 警察相談受理件数の推移

道内の警察相談受理件数は、平成23年以降増加の一途を辿り、平成30年から減少に転じたが、令和5年は8万1,862件と過去最高を記録しています。

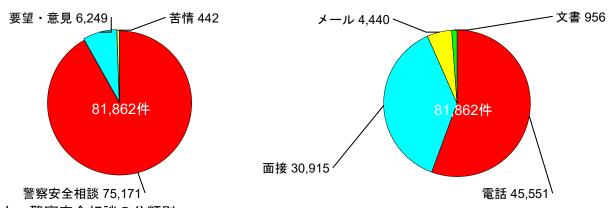


	区分〉年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
Š	受理件数	60, 916	68, 200	70,880	76, 342	81,073	79, 569	78, 400	77, 989	74, 805	81,862
	#9110	8, 167	9,815	9, 430	10,003	9, 208	8, 775	8, 295	8, 322	9, 124	12,656

(2) 令和5年中の警察相談受理状況

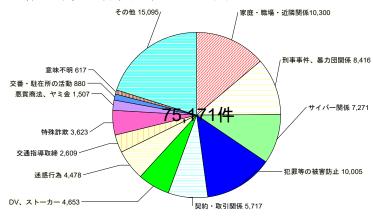
ア 相談種別

イ 受理態様別



ウ 警察安全相談の分類別

- 家庭・職場・近隣関係が10,300件で約13.7%を占め、最も多い分類項目(前年比+3.4%)
- 犯罪等の被害防止が増加(10,005件、前年比+60.0%)
- 特殊詐欺が増加(3,623件、前年比+59.8%)

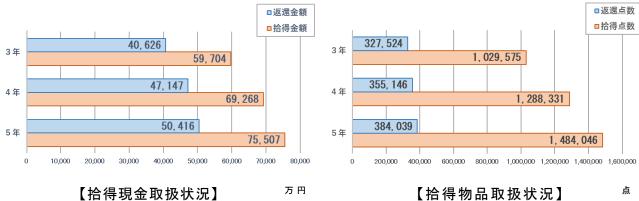


「警察の 相談ダイヤル #9110番」

遺失物・拾得物の取扱い 5

令和5年中における遺失物・拾得物の取扱状況

- 遺失物(落とした物)の届出は、現金 約13億3,324万円、物品 48万282点
- 拾得物(拾った物)の届出は、現金 約7億5,507万円、物品 148万4,046点
- 遺失者に返還されたものは、現金 約5億416万円、物品 38万4,039点 となっています。



落とし物の届出は、最寄りの警察署・交番・駐在所にしてください。

また、インターネットで落とし物情報を公表しています。

・ 北海道で落とされたものの公表(北海道警察ホームページ)

(http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/otoshimono)

・ 他府県で落とされたものの公表 (警察庁ホームページ)

(https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/ishitsubutsu/ishitsu-todokedekensaku.html#kensaku)



北海道での 落とし物情報はこちら



他府県での 落とし物情報はこちら

6 道民とふれあう警察

(1) 北海道警察音楽隊の活動

北海道警察音楽隊は昭和31年に発足し、昭和57年にはカラーガード隊が設置され、交通安全や防犯関係行事、各種式典等で演奏活動を行い、道民と警察を結ぶ「音の架け橋」として、道民と触れ合う警察活動を実践しています。

コロナ禍により一時、公演を中止していましたが、令和4年から本格的に活動を再開し、 令和5年は全道各地において120回を超える公演を行い、演奏や音楽劇等を通して延べ14万人 を超える皆様に、飲酒運転の防止や特殊詐欺被害防止などの呼び掛けを行いました。





【道警ふれあいコンサートの開催状況】









【令和5年の活動の様子】

(2) 庁舎見学

警察本部庁舎では、道民の皆さんに警察の仕事や施設 を知っていただくため庁舎見学を実施しています。

制服等の展示コーナーや通信指令室、交通管制センター、見学者ホールを見ることができます。

見学は予約制になりますので、ホームページ等で確認 してください。



【警察資料展示コーナー】



【ほくとくんが出迎えます】



警察本部の庁舎見学 はこちらから



【YouTube動画】

YouTubeで 「庁舎見学ツアー」 を配信してるよ。 ぜひ見てね!!



第19 関係団体による道民のための活動

1 公益財団法人 北海道防犯協会連合会

北海道防犯協会連合会は、「犯罪のない安全で安心な地域社会」の実現に寄与することを目的に設立された公益財団法人で、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議の構成員として各方面防犯協会連合会(札幌、函館、旭川、釧路、北見)や各地区の防犯協会、北海道警察等と協働して次のような活動を行っています。

(1) 地域安全活動の普及・支援

「安全で安心なまちづくり」のため、各地で活躍する防犯ボランティアの皆さんが、防犯指導、防犯パトロール、地域安全研修会等の各種活動を効果的に実施できるよう、地域安全活動の手引きやパンフレット等を作成・配布しているほか、地域に密着した安全情報を提供したり、防犯DVDの貸出しなどを行っています。

また、毎年10月には「全国地域安全運動」、12月には「歳末地域安全運動」に取り組んでいます。

(2) 少年非行防止と健全育成活動

関係機関・団体等が主催する「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」等の 各種運動や「少年の居場所づくり」活動に対する支援、協力を行っています。

(3) 風俗環境の浄化活動

いわゆる盛り場、繁華街等の風俗営業所の集合地域における風俗環境の浄化活動を推進しているほか、関係団体等が実施する暴力排除や健全営業へ向けての各種取組に対する支援、協力を行っています。

また、風俗営業所の管理者に対する講習を行い、法令の周知を図るとともに、遵法意識の高揚、外国人の不法就労防止、暴力団の排除気運の醸成等に努めています。

(4) 防犯モデルマンション認証制度

マンション居住者の自主防犯意識の高揚と防犯性の高いマンションの普及促進を図る目的で防犯モデルマンション認証制度を構築し、防犯モデルマンションの普及に努めています。

(5) 自転車防犯登録事業の推進

自転車の盗難被害防止や被害に遭った自転車の早期発見のために、「自転車には防犯登録とツーロック」をスローガンに、防犯登録の推進に努めています。

公益財団法人 北海道防犯協会連合会 〒060-8520

札幌市中央区北2条西7丁目 (北海道警察本部内)

電 話 (011) 232-1565

HPアドレス http://www.do-bohan.or.jp/

2 公益財団法人 北海道暴力追放センター

北海道暴力追放センターは、暴力のない安全で平穏な社会をつくるため、平成4年4月「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づき、道、市町村を始め多くの企業や団体等の御協力を得て設立された公益財団法人であり、各地域や職域における暴力追放運動組織の先頭に立って次の暴力排除活動を推進しています。

(1) 業務内容

業務	内容
広 報 啓 発 活 動	機関紙の発行、街頭広報啓発活動、街頭啓発パレードの実施、
	地域、職域、企業等に対する暴力排除講演、暴力団情報等の提供
地域·職域支援活動	地域暴力追放組織及び職域暴力追放組織の結成に対する支援活動
暴力相談活動	暴力団員等による不当要求に関する困りごと及び暴力団事務所
	撤去に関する相談活動
少年への暴力団	少年を暴力団からの誘いから守るため少年指導員、保護司等が
の影響排除活動	相談に当たる活動
離脱支援・社会復帰	暴力団壊滅のため構成員を組織から離脱させる活動、暴力団から
支 援 活 動	離脱した人を雇用した企業に対する奨励金支給(10万円)
民 事 訴 訟 活 動	暴力団等に関する訴訟を提起した場合の訴訟費用の無利子貸付
	(50万円を限度)
被害者救済活動	暴力団員等から被害を受けた場合の見舞金の支給(20万円を限度)
不当要求防止責任者講習	暴力団員等の不当要求に対する対応要領に関する講習の実施
(公安委員会の委託業務)	※ルロ貝サットコ女小に刈り 3.47心女関に因り 3.時目の大胆

(2) 直通相談電話

札幌事務局	札幌市中央区北3条西7丁目1番1 北海道庁緑苑ビル庁舎1階	(011) 271-5982
函館支局	函館市五稜郭町16番1号 北海道警察函館方面本部分庁舎2階	(0138) 35-5982
旭川支局	旭川市6条通10丁目2231-1 旭川中央警察署3階	(0166) 26-5982
釧路支局	釧路市錦町5丁目3番地 三ツ輪ビル3階	(0154) 23-5982
北見支局	北見市北4条東4丁目3番地 伊東ビル3階	(0157) 61-5982

公益財団法人 北海道暴力追放センター

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 北海道庁緑苑ビル庁舎1階 電話 (011)271-5982

3 自動車安全運転センター

自動車安全運転センターは、「自動車安全運転センター法」に基づいて、安全運転研修の実施、 運転経歴に係る資料や交通事故に関する資料の提供などを行うことにより、交通事故の防止と 運転者の利便の増進に資するための組織として、昭和50年に国家公安委員会によって設立を認 可された特別民間法人(警察庁所管法人)です。

本部を東京都に置き、茨城県ひたちなか市に安全運転中央研修所、全国都道府県51か所(北海道は札幌、旭川、釧路、北見、函館の5か所)に事務所を設置しています。

(1) 運転経歴の証明とSDカード

証明書には、

- ①運転記録証明書 ・・・過去5年間、3年間、1年間の交通違反、交通事故、運転免許 の行政処分の記録を証明
- ②無事故・無違反証明書・・・無事故・無違反で経過した期間を証明
- ③累積点数等証明書 ・・・交通違反や交通事故による現在の点数を証明
- ④運転免許経歴証明書 ・・・過去に失効、取り消された免許、現在受けている免許の種類・ 取得年月日等を証明

の4種類があります。

無事故・無違反証明書又は運転記録証明書の申請者で、1年以上事故・違反等がない方に は、その年数を表示したSDカードを証明書に添えて発行しています。

SDカードは、証明書に印字されたQRコードからスマートフォンで表示することもできます。



「無事故・無違反証明書」または、「運転記録 証明書」に印字された二次元コードを読み取るこ とで、SDカードをスマートフォンで表示できる ようになりました。

スマートフォンの画面を優遇店で提示することで、SDカードの提示と同様に様々な優遇サービスを受けることができます。

詳しい操作方法については、ホームページ、またはこちらの二次元コードを読み取り御確認下さい。



(2) 交通事故の証明

交通事故証明書は、交通事故の当時者の求めに応じて発行されるもので、警察の保有するデータにより交通事故の発生日時・場所、当事者の住所・氏名、事故類型等事故の事実を証明するもので、補償の適正化などに寄与しています。

(3) 累積点数の通知

運転免許の停止等の行政処分の直前の点数(4点又は5点(行政処分の前歴が1回ある場合は2点又は3点))になった方に対して、今後、交通違反や事故に気をつけてより安全な運転をしていただくよう呼びかける書面で通知しています。

(4) 安全運転の研修

安全運転中央研修所では、資質の高い運転者や運転指導者を育成し、交通安全に寄与する ための研修を実施しています。研修希望者は、各都道府県事務所に予約が必要です。

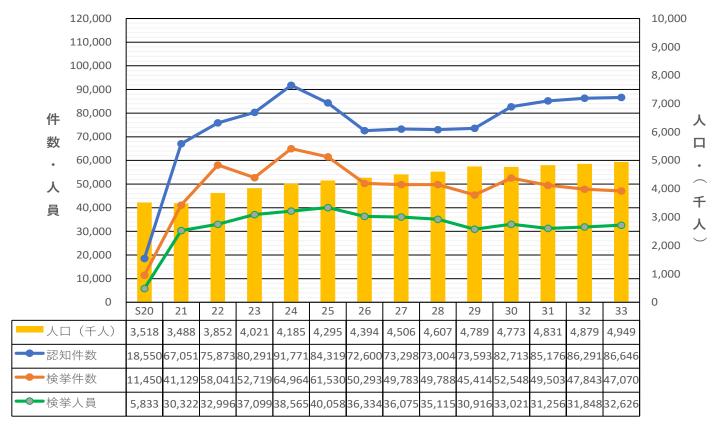
自動車安全運転センターの所在地

事	務	所	電話番号	所 在 地				
北	海	道	011-219-6615	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目(北海道警察本部庁舎1F)				
北海道旭川方面			0166-23-7299	〒070-0036 旭川市6条通10丁目2231-1(旭川中央警察署内)				
北海	道釧路	方面	0154-25-7171	〒085-0018 釧路市黒金町10-5-1(北海道警察釧路方面本部内)				
北海	北海道北見方面		0157-23-1705	〒090-8511 北見市青葉町6-1(北海道警察北見方面本部内)				
北海道函館方面		自方面	0138-55-7500	〒040-0001 函館市五稜郭町16-1(北海道警察函館方面本部分庁舎内)				

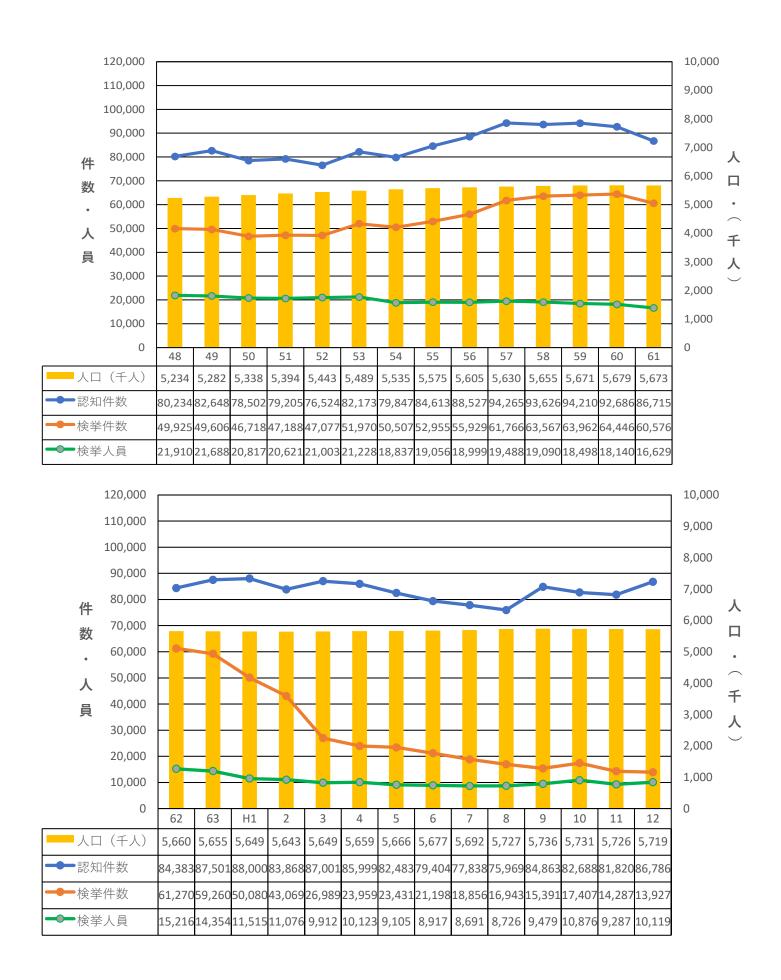
資 料

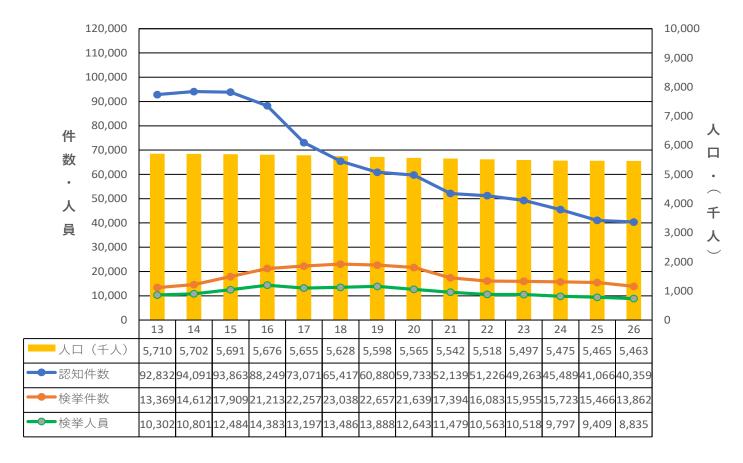
北海道の治安情勢

【刑法犯】











2 令和5年中の市区町村別住居対象侵入窃盗の認知状況

石狩振興局計	市区	町 村	総人	П	世	帯	数	認知件数	1千世帯 当たり 認知件数
中央区 244,032 151,022 24 0.16 北区 285,671 156,096 14 0.09 東区 261,288 145,964 14 0.10 白石区 213,006 126,477 18 0.14 豊平区 252,221 132,677 34 0.26 南区 134,537 73,299 8 0.11 西区 184,557 73,299 8 0.11 西区 114,667 66,472 6 0.09 F和区 111,375 53,805 5 0.09 江別市 119,169 59,389 8 0.13 119,169 59,389 8 0.13 北広島市 70,179 34,881 8 0.23 北広島市 70,179 34,881 8 0.23 北広島市 57,351 28,198 3 0.11 石狩市 57,954 28,460 47 1.65 当別町 15,329 7,733 4 0.52 新篠津村 28,460 47 1.65 当別町 15,329 7,733 4 0.52 新篠津村 244,431 140,081 15 北斗市 44,366 22,247 2 0.000 松前町 6231 3,706 1 0.00 北山田町 3,728 2,060 0 0.00 北西町 27,934 14,140 1 0.07 森町 14,155 7,407 1 0.14 0.36 十月四町 3,571 4,140 1 0.07 0.00 九田町 27,934 14,140 1 0.07 0.00 九田町 14,155 7,407 1 0.14 0.36 十月四町 3,500 2,784 1 0.36 1.12 1.12 1.14 0.36 1.12 1.14 0.36 1.12 1.14 0.36 1.15 0.00 0.00 1.14 0.00 0	石狩振興局	計	2,380,0)11	1,3	08,3	313	205	0.16
北区 285,671 156,096 14 0.09 東区 261,288 145,964 14 0.10 126,477 18 0.14 18 145,964 14 0.10 126,477 18 0.14 18 18 145,964 14 0.10 126,477 18 0.14 18 18 18 19 18 18						,		134	0.12
東区 261,288 145,964 14 0.10 白石区 213,006 126,477 18 0.14 225,221 132,677 34 0.26 高区 213,4537 73,299 8 0.11 31,537 73,299 8 0.11 31,537 73,299 8 0.11 31,537 73,299 8 0.11 31,537 73,299 8 0.11 31,537 73,299 8 0.11 31,537 73,299 8 0.11 31,537 73,299 8 0.11 31,537 73,299 8 0.11 31,537 31,538,05 5 0.09 31,537 31,538,05 5 0.09 31,537 31,538,05 5 0.09 31,537 31,538,05 5 0.09 31,537 31,538,05 5 0.09 31,538,05 31 0.02 31,538,05 31 31,05 31,538,05 31 31 0.15 31,538,05 31 31 0.15 31,538,05 31 31 0.15 31,538,05 31 31 0.15 31,538,05 31 31 0.15 31,538,05 31 31 0.15 31,538,05 31 31 0.15 31,538,05 31 31 0.15 31,538,05 31 31 0.15 31,538,05 31 31 0.15 31,538,05 31 31 0.15 31,538,05 31 31 0.15 31,538,05 31 31 0.15 31,538,05 31 31 0.15 31,538,05 31 31 0.15 31,538,05 31 31 0.15 31,538,05 31 31,538,05 31 31 31,538,05 31 31 31,538,05 31 31 31,538,05 31 31 31,538,05 31 31 31,538,05 31			,			,			
白石区豊平区 213,006 126,477 18 0.14 曹平区 225,221 132,677 34 0.26 南区 134,537 73,299 8 0.11 西区 124,667 66,472 6 0.09 厚別区 141,260 71,302 8 0.11 清田区 141,260 71,302 8 0.11 清田区 119,169 59,389 8 0.13 大歳市 97,664 51,563 1 0.02 恵庭市 70,179 34,881 8 0.23 北広島市 57,351 28,198 3 0.11 石狩市 57,954 28,460 47 16,52 新篠津村 2,853 1,360 0 0.00 波島総合振興局計 371,978 206,288 31 0.15 極島町 44,366 22,247 2 0.09 松前時 3,571 1,948 0 0.00 七飯町 3,683 1,29			,			,			
豊平区 南区 225,221 134,537 73,299 34 0.026 8 0.11 73,299 34 0.036 8 0.11 9,105 0.26 0.09 12,105 0.09 12,105						,			
南区 134,537 73,299 8 0.11 73,003									
西区 218.455 119.615 3 0.03 7 124.667 66.472 6 0.09 7 141.260 7 1302 8 0.11 1 1 1 1 1 1 1 1 1					'	,			
厚別区					1	,			
清田区			,						0.09
江別市						71,3	302	8	0.11
千歳市 97,664 51,563 1 0.02 恵庭市 70,179 34,881 8 0.23 北広島市 57,351 28,198 3 0.11 1.65 29 7,733 4 0.52 3 3 3 3 3 3 3 3 3			,			,			
恵庭市 70,179 34,881 8 0.23 北広島市 57,351 28,198 3 0.11 石狩市 57,954 28,460 47 1.65 当別町 15,329 7,733 4 0.52 新篠津村 2,853 1,360 0 0.00 渡島総合振興局計 371,978 206,288 31 0.15 函館市 244,431 140,081 15 0.11 北斗市 44,366 22,247 2 0.09 松前町 6,231 3,706 1 0.27 福島町 3,571 1,948 0 0.00 短前町 3,983 2,025 1 0.49 木古内町 3,983 2,025 1 0.49 木古内町 3,983 2,025 0 0.00 大雲町 2,934 14,140 1 0.07 森町 14,155 7,407 1 0,14 八雲町 6,971 4,137 0									
北広島市								-	
石狩市			,			,			
当別町									
新篠津村 2,853 1,360 0 0.00 渡島総合振興局計						,			
函館市								0	0.00
函館市									
北斗市		辰興局計							
松前町			,			,			
福島町 3,571 1,948 0 0,000 1,000			,						
木古内町	福島町		,					0	
七飯町			3,9	983		2,0)25	1	0.49
鹿部町 (株理) (株理) (株理) (株理) (株理) (株理) (株理) (株理)									
森町 14,155 7,407 1 0.14 八雲町 15,050 8,038 9 1.12 長万部町 4,880 2,784 1 0.36						,		-	
八雲町 15,050 8,038 9 1.12 長万部町 4,880 2,784 1 0.36			,			,			
長万部町 4,880 2,784 1 0.36 檜山振興局計 32,432 17,986 2 0.11 江差町 6,971 4,137 0 0.00 上/国町 4,362 2,398 0 0.00 厚沢部町 3,500 1,815 2 1.10 乙部町 3,331 1,791 0 0.00 奥尻町 2,346 1,477 0 0.00 今金町 4,775 2,424 0 0.00 今金町 4,775 2,424 0 0.00 校市市 108,548 61,411 2 0.03 島牧村 1,312 763 0 0.00 寿都町 2,738 1,632 1 0.61 黒松内町 2,612 1,446 0 0.00 蘭越町 4,493 2,345 3 1.28 二セコ町 5,088 2,717 2 0.74 真狩村 1,937 953 0 0.00 富茂町 1,988 1,175 0 0.00 喜校町									
江差町									
江差町	檜山振興局	計	32,4	132		17,9	986	2	0.11
厚沢部町 3,500 1,815 2 1.10 乙部町 3,331 1,791 0 0.00 奥尻町 2,346 1,477 0 0.00 今金町 4,775 2,424 0 0.00 せたな町 7,147 3,944 0 0.00 後志総合振興局計 194,552 108,992 12 0.11 小樽市 108,548 61,411 2 0.03 島牧村 1,312 763 0 0.00 寿都町 2,738 1,632 1 0.61 黒松内町 2,612 1,446 0 0.00 蘭越町 4,493 2,345 3 1.28 二セコ町 5,088 2,717 2 0.74 真狩村 1,937 953 0 0.00 宮泰町 1,988 1,175 0 0.00 京極町 1,886 1,277 0 0.00 東極町 1,844 1,448 1 0.69 供助安町 15,636 8,961 0 0.00 <			6,9	971				0	0.00
Z部町 3,331 1,791 0 0.00 2,346 1,477 0 0.00 2,346 1,477 0 0.00 2,346 1,477 0 0.00 2,424 0.00 2,424 0 0.00 2,424 0.00 2,4			,			,			
奥尻町 今金町 せたな町 2,346 4,775 7,147 1,477 3,944 0 0.00 0.00 後志総合振興局計 小樽市 島牧村 京都町 島牧村 東都町 名田町 高越町 1,312 763 1,632 1,632 1,632 1,646 1,027 1,937 1,937 1,937 1,937 1,937 1,937 1,938 1,175 1,937 1,938 1,175 1,938 1,175 1,938 1,175 1,938 1,175 1,938 1,175 1,938 1,175 1,000 1,244 1,448 1,448 1,049 1,448 1,448 1,049 1,448 1,448 1,448 1,448 1,069 1,400						,			
今金町 せたな町 4,775 7,147 2,424 3,944 0 0.00 後志総合振興局計 小樽市 194,552 108,992 12 0.11 小樽市 島牧村 東都町 五線松内町 高越町 1,312 2,738 2,612 763 1,446 0 0 0.00 唐越町 五七コ町 真狩村 1,937 2,345 953 3 1.28 二七コ町 真狩村 1,937 953 953 0 0.00 唐茂別町 京極町 4,493 1,246 2,345 2,717 0 0.00 富寿都村 1,937 953 953 0 0.00 富寿都村 1,886 1,027 9,584 0 0.00 喜校別町 1,988 1,175 0 0 0.00 京極町 4,448 1,448 1 0.69 0.00 0.00 共和町 5,508 2,750 0 0 0.00 共和町 5,508 2,750 0 0 0.00 井和町 5,508 2,750 0 0 0.00 村村 1,498 872 0 0 0.00 神恵内村 782 458 0 0 0.00 青丹町 1,824 1,033 0 0 0.00 古平町 2,720 1,656 0 0 0.00 六十町 1,7,561 1,678 0 0 0.00 六十町 1,7,561 1,678 0 0 0.00									
世たな町 7,147 3,944 0 0.00 後志総合振興局計 194,552 108,992 12 0.11 小樽市 108,548 61,411 2 0.03 島牧村 1,312 763 0 0.00 寿都町 2,738 1,632 1 0.61 黒松内町 2,612 1,446 0 0.00 蘭越町 4,493 2,345 3 1.28 二セコ町 5,088 2,717 2 0.74 真狩村 1,937 953 0 0.00 留寿都村 1,886 1,027 0 0.00 喜茂別町 1,886 1,027 0 0.00 喜茂別町 2,844 1,448 1 0.69 倶知安町 2,844 1,448 1 0.69 倶知安町 15,636 8,961 0 0.00 共和町 5,508 2,750 0 0.00 共和町 5,508 2,750 0 0.00 共和町 11,343 6,451 2 0.31 泊村 1,498 872 0 0.00 神恵内村 782 458 0 0.00 神恵内村 782 458 0 0.00 積丹町 1,824 1,033 0 0.00 古平町 2,720 1,656 0 0.00 仁木町 3,128 1,678 0 0.00 余市町 17,561 9,584 1 0.10									
小樽市 108,548 61,411 2 0.03 島牧村 1,312 763 0 0.00 寿都町 2,738 1,632 1 0.61 黒松内町 2,612 1,446 0 0.00 蘭越町 4,493 2,345 3 1.28 二七コ町 5,088 2,717 2 0.74 真狩村 1,937 953 0 0.00 喜茂別町 1,886 1,027 0 0.00 喜校別町 1,988 1,175 0 0.00 京極町 2,844 1,448 1 0.69 倶知安町 15,636 8,961 0 0.00 共和町 5,508 2,750 0 0.00 共和町 11,343 6,451 2 0.31 泊村 1,498 872 0 0.00 神惠内村 782 458 0 0.00 積丹町 1,824 1,033 0 0.00 古平町 2,720 1,656 0 0.00 宋市町 17,56	, — .					,			
小樽市 108,548 61,411 2 0.03 島牧村 1,312 763 0 0.00 寿都町 2,738 1,632 1 0.61 黒松内町 2,612 1,446 0 0.00 蘭越町 4,493 2,345 3 1.28 二七コ町 5,088 2,717 2 0.74 真狩村 1,937 953 0 0.00 喜茂別町 1,886 1,027 0 0.00 喜校別町 1,988 1,175 0 0.00 京極町 2,844 1,448 1 0.69 倶知安町 15,636 8,961 0 0.00 共和町 5,508 2,750 0 0.00 共和町 11,343 6,451 2 0.31 泊村 1,498 872 0 0.00 神惠内村 782 458 0 0.00 積丹町 1,824 1,033 0 0.00 古平町 2,720 1,656 0 0.00 宋市町 17,56									
島牧村 1,312 763 0 0.00 寿都町 2,738 1,632 1 0.61 黒松内町 2,612 1,446 0 0.00 蘭越町 4,493 2,345 3 1,28 二七コ町 5,088 2,717 2 0.74 真狩村 1,937 953 0 0.00 雷茂別町 1,886 1,027 0 0.00 喜茂別町 1,988 1,175 0 0.00 京極町 2,844 1,448 1 0.69 倶知安町 15,636 8,961 0 0.00 共和町 5,508 2,750 0 0.00 岩内町 11,343 6,451 2 0.31 泊村 1,498 872 0 0.00 神恵内村 782 458 0 0.00 積丹町 1,824 1,033 0 0.00 古平町 2,720 1,656 0 0.00 余市町 17,561 9,584 1 0.10		辰興局計							
寿都町 2,738 1,632 1 0.61 黒松内町 2,612 1,446 0 0.00 蘭越町 4,493 2,345 3 1.28 二七コ町 5,088 2,717 2 0.74 真狩村 1,937 953 0 0.00 雷茂別町 1,886 1,027 0 0.00 喜茂別町 1,988 1,175 0 0.00 京極町 2,844 1,448 1 0.69 倶知安町 15,636 8,961 0 0.00 共和町 5,508 2,750 0 0.00 岩内町 11,343 6,451 2 0.31 泊村 1,498 872 0 0.00 神恵内村 782 458 0 0.00 積丹町 1,824 1,033 0 0.00 古平町 2,720 1,656 0 0.00 余市町 17,561 9,584 1 0.10									
黒松内町									
蘭越町 4,493 2,345 3 1.28 二七コ町 5,088 2,717 2 0.74 真狩村 1,937 953 0 0.00 留寿都村 1,886 1,027 0 0.00 喜茂別町 1,988 1,175 0 0.00 京極町 2,844 1,448 1 0.69 倶知安町 15,636 8,961 0 0.00 共和町 5,508 2,750 0 0.00 岩内町 11,343 6,451 2 0.31 泊村 1,498 872 0 0.00 神恵内村 782 458 0 0.00 積丹町 1,824 1,033 0 0.00 古平町 2,720 1,656 0 0.00 仁木町 3,128 1,678 0 0.00 余市町 17,561 9,584 1 0.10			,						
真狩村 1,937 953 0 0.00 留寿都村 1,886 1,027 0 0.00 喜茂別町 1,988 1,175 0 0.00 京極町 2,844 1,448 1 0.69 倶知安町 15,636 8,961 0 0.00 共和町 5,508 2,750 0 0.00 岩内町 11,343 6,451 2 0.31 泊村 1,498 872 0 0.00 神恵内村 782 458 0 0.00 積丹町 1,824 1,033 0 0.00 古平町 2,720 1,656 0 0.00 仁木町 3,128 1,678 0 0.00 余市町 17,561 9,584 1 0.10			4,4	193		2,3	345		1.28
留寿都村 1,886 1,027 0 0.00 喜茂別町 1,988 1,175 0 0.00 京極町 2,844 1,448 1 0.69 倶知安町 15,636 8,961 0 0.00 共和町 5,508 2,750 0 0.00 岩内町 11,343 6,451 2 0.31 泊村 1,498 872 0 0.00 神恵内村 782 458 0 0.00 積丹町 1,824 1,033 0 0.00 古平町 2,720 1,656 0 0.00 仁木町 3,128 1,678 0 0.00 余市町 17,561 9,584 1 0.10									
喜茂別町 1,988 1,175 0 0.00 京極町 2,844 1,448 1 0.69 倶知安町 15,636 8,961 0 0.00 共和町 5,508 2,750 0 0.00 岩内町 11,343 6,451 2 0.31 泊村 1,498 872 0 0.00 神恵内村 782 458 0 0.00 積丹町 1,824 1,033 0 0.00 古平町 2,720 1,656 0 0.00 仁木町 3,128 1,678 0 0.00 余市町 17,561 9,584 1 0.10									
京極町 2,844 1,448 1 0.69 倶知安町 15,636 8,961 0 0.00 共和町 5,508 2,750 0 0.00 岩内町 11,343 6,451 2 0.31 泊村 1,498 872 0 0.00 神恵内村 782 458 0 0.00 積丹町 1,824 1,033 0 0.00 古平町 2,720 1,656 0 0.00 仁木町 3,128 1,678 0 0.00 余市町 17,561 9,584 1 0.10						,			
倶知安町 共和町 岩内町 15,636 5,508 8,961 2,750 0 0 0.00 岩内町 泊村 11,343 6,451 6,451 2 0.31 泊村 782 458 458 0 0.00 積丹町 1,824 1,033 1,678 0 0.00 古平町 2,720 1,656 1,678 0 0.00 余市町 17,561 9,584 1 0 0.00 0.00 17,561 9,584 1 0 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00									
共和町 5,508 2,750 0 0.00 岩内町 11,343 6,451 2 0.31 泊村 1,498 872 0 0.00 神恵内村 782 458 0 0.00 積丹町 1,824 1,033 0 0.00 古平町 2,720 1,656 0 0.00 仁木町 3,128 1,678 0 0.00 余市町 17,561 9,584 1 0.10									
泊村 1,498 872 0 0.00 神恵内村 782 458 0 0.00 積丹町 1,824 1,033 0 0.00 古平町 2,720 1,656 0 0.00 仁木町 3,128 1,678 0 0.00 余市町 17,561 9,584 1 0.10			5,5	800		2,7	750		0.00
神恵内村 782 458 0 0.00 積丹町 1,824 1,033 0 0.00 古平町 2,720 1,656 0 0.00 仁木町 3,128 1,678 0 0.00 余市町 17,561 9,584 1 0.10									
積丹町 1,824 1,033 0 0.00 古平町 2,720 1,656 0 0.00 仁木町 3,128 1,678 0 0.00 余市町 17,561 9,584 1 0.10									
古平町 2,720 1,656 0 0.00 仁木町 3,128 1,678 0 0.00 余市町 17,561 9,584 1 0.10									
仁木町 3,128 1,678 0 0.00 余市町 17,561 9,584 1 0.10			,						
余市町 17,561 9,584 1 0.10									
1 1,1001 000	赤井川村					6	32	0	0.00

市	区	田	村	総	人		世	帯	数	認知件数	
空知	総合技	長興	局計		271,3	368		146,	756	28	認知件数 0.19
夕張		<i></i>	м			29			051	1	0.25
	沢市				76,7			41,		6	0.15
美唄					19,5	500		10,	941	1	0.09
芦別					11,9	76		6,	974	0	0.00
赤平						800			458	2	0.37
三笠						22			564	4	0.88
滝川 砂川					38,0 15,9				983	6 0	0.29 0.00
	内市					790			610 714	0	0.00
深川					19,1				490	3	0.29
南幌						546			570	0	0.00
奈井	江町				4,9	966		2,	670	0	0.00
	川町					78			572	0	0.00
由仁						83			347	1	0.43
長沼					10,1				914	1	0.20
栗山 月形					11,1				783 563	1 0	0.17 0.00
浦臼						364 351			799	0	0.00
	津川	町				889			976	1	0.34
	牛町	•			2,6				359	i	0.74
	別町				2,2	297			097	0	0.00
雨竜					2,1	54		1,	053	0	0.00
北竜						374			789	0	0.00
沼田	町				2,9	000		1,	458	0	0.00
F 111	総合	:	局計		472,6	:O1		254,	193	10	0.04
旭川		IX J C	19761		324,1			177,		4	0.04
士別					17,2				985	0	0.00
名寄					26,0				183	2	0.14
富良	野市				20,2	223			513	0	0.00
鷹栖	-					666			117	0	0.00
	楽町					945			362	1	0.23
当麻比布						74 505			017 768	0	0.00 0.00
愛別	-					669			317	1	0.76
上川						202			891	i	0.53
東川					8,6				247	0	0.00
美瑛	町				9,5	73		4,	804	0	0.00
	良野				10,1				262	1	0.19
	良野					86			178	0	0.00
用 占 占 冠	'良野 [!]	ij			2,3	34 I 394			336	0	0.00
和寒						006			938 530	0	0.00 0.00
剣淵	-					388			432	0	0.00
下川	-)27			650	0	0.00
美深					3,8	390		2,	073	0	0.00
	子府	讨				868			454	0	0.00
中川	-					336			729	0	0.00
幌加	内町				1,3	808			710	0	0.00
留苗	振興/	計計			41,4	43		22	773	1	0.04
留萌		~y # 1			19,2				909	0	0.00
増毛	-					353			146	0	0.00
小平						338			531	0	0.00
苫前						339			472	0	0.00
羽幌	-				6,3				431	0	0.00
初山 遠別	別村)81 23			526 288	0	0.00 0.00
逐加 天塩						314			288 470	1	0.68
ノヘ ン 皿					۷,0			1,	.,,	'	0.00

市区町村	総人口	世帯数	認知件数	1千世帯 当たり 認知件数
宗谷総合振興局計	59,034	31,771	5	0.16
稚内市	31,644	17,321	3	0.17
猿払村	2,637	1,249	0	0.00
浜頓別町	3,351	1,846	0	0.00
中頓別町	1,570	855	0	0.00
枝幸町	7,467	3,852	0	0.00
豊富町	3.702	1,949	0	0.00
礼文町	2,314	1,223	0	0.00
利尻町	1,894	1,029	0	0.00
利尻富士町	2,259	1,217	2	1.64
幌延町	2,196	1,230	0	0.00
オホーツク総合振興局計	265,242	141,017	26	0.18
北見市	113,036	61,725	15	0.24
網走市	33,444	18,061	2	0.11
紋別市	20,618	11,658	2	0.17
美幌町	18,171	9,396	0	0.00
津別町	4,211	2,189	0	0.00
斜里町	10,888	5,456	0	0.00
清里町	3,803	1,737	0	0.00
小清水町	4,501	2,027	0	0.00
訓子府町	4,636	2,076	0	0.00
置戸町	2,671	1,384	0	0.00
佐呂間町	4,767	2,393	0	0.00
遠軽町	18,511	9,919	6	0.60
湧別町	8,096	4,021	1	0.25
滝上町	2,363	1,337	0	0.00
興部町	3,595	1,772	0	0.00
西興部村	1,030	659	0	0.00
雄武町 大空町	4,130	2,172	0	0.00
八王町	6,771	3,035	U	0.00
胆振総合振興局計	373,212	204,261	17	0.08
室蘭市	78,252	44,147	7	0.16
苫小牧市	168,299	90,867	8	0.09
登別市	45,226	24,132	1	0.04
伊達市	32,395	17,632	0	0.00
豊浦町	3,627	2,039	0	0.00
壮瞥町	2,362	1,287	0	0.00
白老町	15,721	9,308	0	0.00
厚真町	4,381	2,129	0	0.00
洞爺湖町	8,147	4,728	1	0.21
安平町 むかわ町	7,314 7,488	3,968 4,024	0 0	0.00 0.00
口宣振爾尼針			2	0.06
日高振興局計 日高町	62,133 11,315	33,767 6,287	1	0.06 0.16
口高叫 平取町	4,594	0,287 2,411	0	0.16
新冠町	5,187	2,411	0	0.00
浦河町	11,694	6,688	1	0.00
様似町	3,983	2,088	0	0.13
えりも町	4,320	2,083	0	0.00
新ひだか町	21,040	11,434	0	0.00
十勝総合振興局計	328,861	171,401	13	0.08
帯広市	164,014	89,966	10	0.11
音更町	43,268	20,699	0	0.00
士幌町	5,883	2,754	0	0.00
上士幌町	4,890	2,590	0	0.00
鹿追町	5,144	2,492	0	0.00
新得町	5,581	3,230	0	0.00

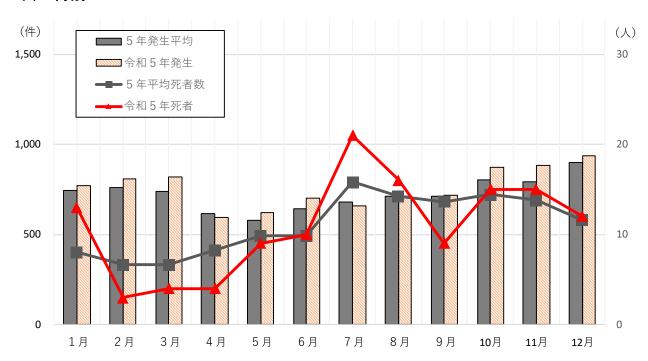
市区町村	総人口	世帯数	認知件数	1千世帯 当たり 認知件数
清芽中更大広幕池豊本足別田町町村村町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	9,047 18,029 3,902 3,158 5,439 6,229 25,897 6,159 2,977 6,375 6,350	4,685 8,021 1,932 1,365 2,794 3,231 12,601 3,272 1,464 3,464 3,359	0 0 0 0 0 1 1 1 0 0	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.31 0.08 0.00 0.00 0.00
陸別町 浦幌町	2,217 4,302	1,283 2,199	0 1	0.00 0.45
釧路総合振興局計 釧路市 釧路町 厚岸町 標茶田町 標茶品町 鶴居村 白糠町	216,959 160,483 18,879 8,589 5,411 7,179 6,699 2,485 7,234	121,957 92,919 9,663 4,266 2,490 3,672 3,784 1,206 3,957	24 22 1 0 0 0 1 0	0.20 0.24 0.10 0.00 0.00 0.00 0.26 0.00 0.00
根室振興局計 根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町	70,087 23,546 14,372 22,729 4,952 4,488	34,806 12,151 6,817 11,456 2,359 2,023	2 1 1 0 0	0.06 0.08 0.15 0.00 0.00 0.00

北海道	総人口	世帯数	認知件数	1千世帯当たり 認知件数
北海坦	5,139,913	2,804,281	378	0.13

※ 総人口、世帯数は、令和5年1月1日現在の住民基本台帳による。

3 令和5年中の交通事故発生状況

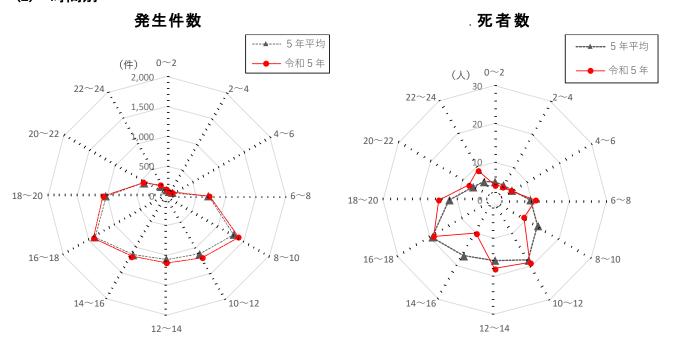
(1) 月別



区分	务	色生件 数	女		死 者 数	
月	5 年平均	令和5年	5 年比	5 年平均	令和5年	5年比
1月	742.8	768	1. 03	8. 0	13	1. 63
2月	760. 2	806	1. 06	6. 6	3	0. 45
3 月	738. 8	817	1. 11	6. 6	4	0. 61
4 月	613.0	594	0. 97	8. 2	4	0.49
5月	578. 2	620	1. 07	9.8	9	0. 92
6月	639.8	701	1. 10	9.8	10	1. 02
7月	679. 2	658	0. 97	15. 8	21	1. 33
8月	711. 2	712	1. 00	14. 2	16	1. 13
9月	710. 2	717	1. 01	13. 6	9	0. 66
10月	804.8	870	1. 08	14. 4	15	1. 04
11月	790. 6	885	1. 12	13. 8	15	1. 09
12月	898. 4	934	1. 04	11. 6	12	1. 03
合計	8, 667. 2	9, 082	1. 05	132. 4	131	0. 99

注 「5年平均」は、令和元年から令和5年までの5年間の平均数値です。

(2) 時間別

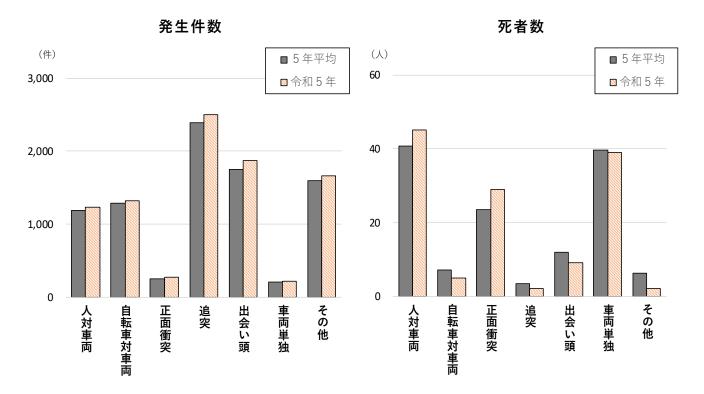


区分	角	色 生 件 数	发		死 者 数	
時	5 年平均	令和5年	5 年比	5年平均	令和5年	5年比
0~2	105. 2	118	1. 12	4. 8	4	0.83
2~4	79. 4	84	1.06	4. 6	4	0.87
4~6	113. 0	116	1. 03	5. 2	5	0.96
6~8	705. 2	723	1. 03	9. 6	11	1. 15
8~10	1300. 6	1, 392	1. 07	13. 4	9	0. 67
10~12	1120. 6	1, 202	1. 07	18. 2	19	1. 04
12~14	1068. 8	1, 127	1. 05	15. 8	18	1. 14
14~16	1137. 8	1, 175	1. 03	16. 8	10	0. 60
16~18	1391. 0	1, 415	1. 02	19. 4	19	0. 98
18~20	1021. 2	1, 069	1. 05	12. 2	15	1. 23
20~22	435. 6	446	1. 02	6.8	8	1. 18
22~24	188. 8	215	1. 14	5. 6	9	1. 61
合計	8667. 2	9, 082	1. 05	132. 4	131	0. 99
昼	6257. 8	6, 545	1. 05	81. 8	74	0. 90
夜	2409. 4	2, 537	1. 05	50. 6	57	1. 13

注1 昼とは日の出から日没まで、夜とは日没から日の出までをいいます。

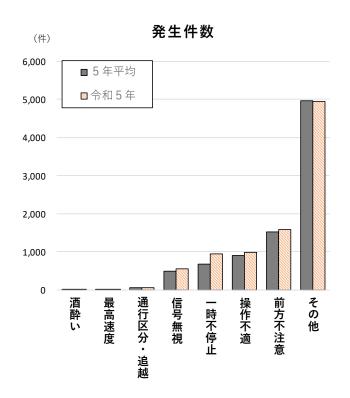
注2 「5年平均」は、令和元年から令和5年までの5年間の平均数値です。

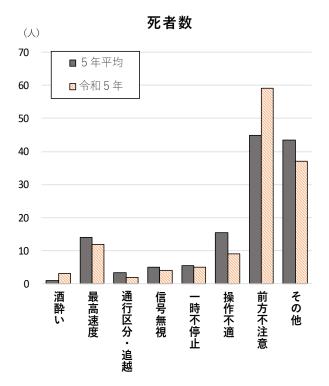
(3) 事故類型別



		_						
	区分	务	生件 数	Ž .		死 者 数		
事古	女類型 一	5年平均	令和5年	5 年比	5 年平均	令和5年	5年比	
	対・背面通行中	130. 0	192	1. 48	4. 0	6	1. 50	
	横断中横断歩道	440. 8	455	1. 03	7. 2	8	1. 11	
人対	その他	307. 0	328	1. 07	18. 8	21	1. 12	
車	路上遊戲中	3. 4	3	0. 88	0.0	0	0.00	
両	路上作業中	18. 8	19	1.01	2. 0	5	2. 50	
1-0	そ の 他	287. 0	237	0.83	8. 6	5	0. 58	
	小計	1187. 0	1, 234	1.04	40. 6	45	1. 11	
自	転 車 対 車 両	1286. 0	1, 316	1. 02	7. 2	5	0. 69	
	正 面 衝 突	251.6	279	1. 11	23. 4	29	1. 24	
	追突進行中	234. 4	232	0.99	2. 2	1	0. 45	
車	世 大 そ の 他	2155. 4	2, 266	1. 05	1. 2	1	0.83	
両	出会い頭衝突	1746. 6	1, 874	1. 07	12. 0	9	0. 75	
相	追越•追抜時	162. 8	133	0.82	0.8	0	0.00	
互	右 左 折 時	612. 4	669	1.09	3. 6	2	0.56	
	そ の 他	816. 6	858	1. 05	1.0	0	0.00	
	小計	5979. 8	6, 311	1.06	44. 2	42	0. 95	
	工作物 防 護 柵	20. 2	15	0. 74	7. 4	7	0. 95	
車	上11770 その他	84. 0	91	1. 08	17. 4	17	0. 98	
両	路 外 逸 脱	12. 4	13	1. 05	8. 2	8	0. 98	
単	駐車車両衝突	34. 4	37	1. 08	1.0	1	1. 00	
独	そ の 他	62. 0	64	1.03	5. 6	6	1. 07	
	小計	213. 0	220	1.03	39. 6	39	0. 98	
踏	切	1. 4	1	0. 71	0.8	0	0.00	
	合 計 8667. 2 9, 082 1. 05 132. 4 131 0. 99							
注	「5年平均」は、*	令和元年から令	· 和 5 年までの	5年間の平均				

(4) 違反別





	区分	角	生 件 数			死 者 数	
違	反	5 年平均	令和5年	5 年比	5 年平均	令和5年	5年比
酒	酔い	7. 6	7	0. 92	1.0	3	3. 00
最	高 速 度	19. 8	17	0. 86	14. 0	12	0. 86
通彳	ラ区分・追越	54. 4	68	1. 25	3. 4	2	0. 59
信	号 無 視	498. 4	549	1. 10	5. 0	4	0. 80
_	時 不 停 止	679. 2	946	1. 39	5. 4	5	0. 93
操	作 不 適	905. 8	979	1. 08	15. 4	9	0. 58
前	方 不 注 意	1, 530. 4	1, 579	1. 03	44. 8	59	1. 32
そ	の他	4, 971. 6	4, 937	0. 99	43. 4	37	0. 85
	슴 計	8667. 2	9, 082	1. 05	132. 4	131	0. 99
注	注 「5年平均」は、令和元年から令和5年までの5年間の平均数値です。						

4 警察の主な相談窓口

◎ 警察への各種相談

(1) 相談専用電話

相談窓口	短縮ダイヤル	#9110で接続できない場合
警察本 部警察相談センター	#9110	$(011) 2 \ 4 \ 1 - 9 \ 1 \ 1 \ 0$
函館方面本部警察相談センター	# JIIO (IP電話、ダイヤル	(0138) 5 1 - 9 1 1 0
旭川方面本部警察相談センター	回線からは通じませ	(0166) 3 4 $-$ 9 1 1 0
釧路方面本部警察相談センター		(0154) 2 3 $-$ 9 1 1 0
北見方面本部警察相談センター	ん)	$(0157) 2 \ 4 - 9 \ 1 \ 1 \ 0$

(2) メールによる相談

北海道警察のホームページでは、メールによる相談を行うことができます。 メール相談の送信要領は次のとおりです。

- 道警ホームページのトップページ→「相談お問い合わせ」→「警察相談センター」
 →「メールによる相談、要望・意見などはこちら」→「メールによる警察相談等の受
 付」の順に進んでいただき、画面を下へスクロールしていただくと、メール相談入力
 フォームが表示されます。
- 注意事項を御覧頂いた上で種別から警察安全相談、要望・意見等のいずれかを選択し、「確認」ボタンを押すことで警察本部警察相談センターへのメールを送信することができます(プライバシー保護のため、入力される情報は、SSLにより暗号化して送信されます。)。
- メール回答は行っておりませんので、警察からの連絡を希望される方は、住所、氏名、電話番号をメール内に忘れずに記載してください。
- 耳や言葉の不自由な方は、このメール相談を御活用ください。相談内容によっては直接警察官が御自宅に伺い、確認を させていただきます。



◎ 性犯罪(被害)に関する相談

性犯罪被害110番

担当課警察本部捜査第一課又は各方面本部捜査課短縮ダイヤル#8103 (ハートさん)

警察本部 フリーダイヤル 0120-756-310

※ 短縮ダイヤル、フリーダイヤル非対応電話は、札幌:011-242-0310(有料)

函館:0138-54-9310 (有料) 旭川:0166-34-5000 (有料) 釧路:0154-24-0310 (有料) 北見:0157-22-0310 (有料)

◎ 少年問題の各種相談

 少年相談110番
 担当課 警察本部少年課

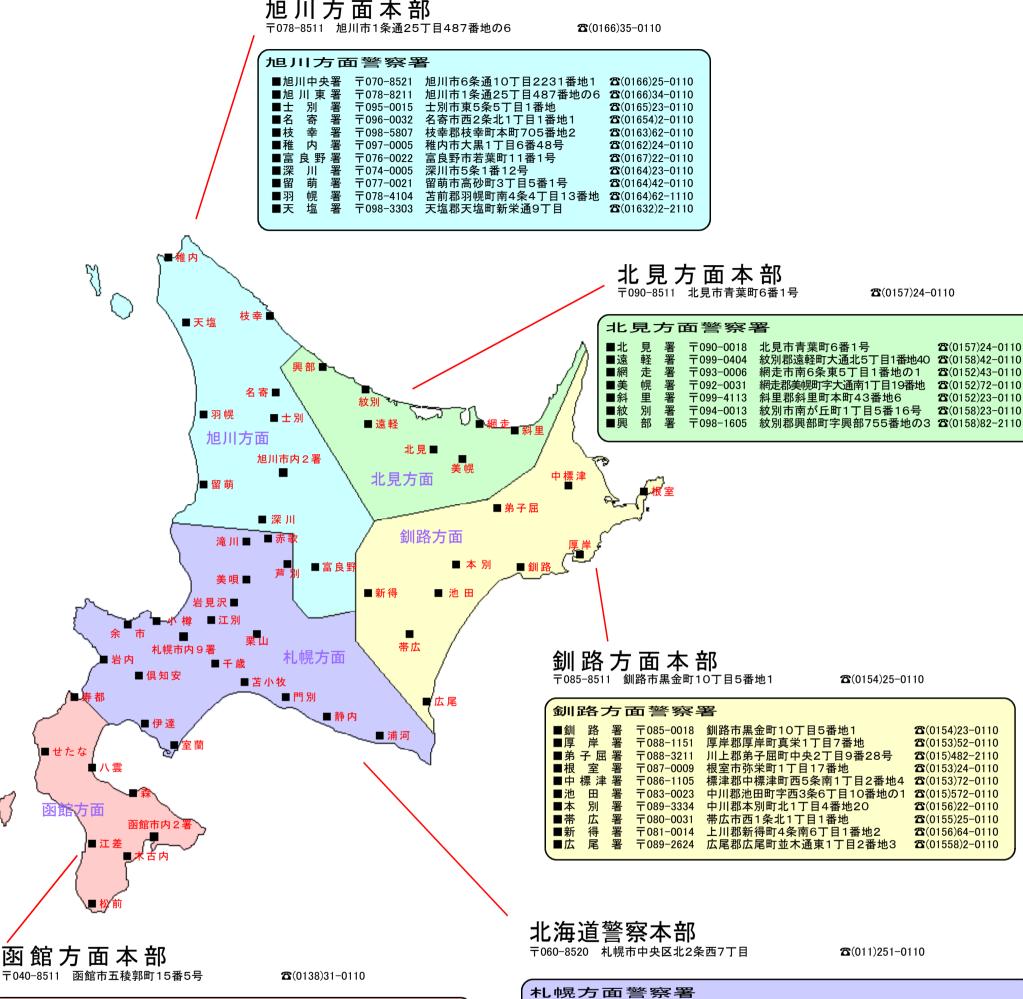
 フリーダイヤル
 0120-677-110

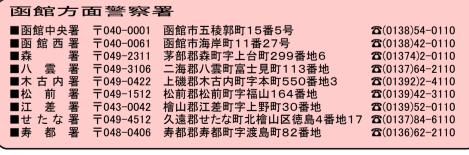
◎ 暴力団に関する相談電話

暴力団に関する相談	警察本部組織犯罪対策第二課	$(011) 2 \ 2 \ 2 - 0 \ 2 \ 0 \ 0$
暴力団離脱者相談	警察本部組織犯罪対策第二課	$(011) 2 \ 2 \ 2 - 8 \ 9 \ 3 \ 0$
暴力団に関する相談	函館方面本部捜査課	(0138) 5 3 $-$ 0 3 0 0
及び	旭川方面本部捜査課	(0166) 3 4 - 5 9 8 2
	釧路方面本部捜査課	(0154) 2 2 - 1 2 1 5
暴力団離脱者相談	北見方面本部捜査課	(0157) 2 4 - 1 6 1 6

◎ 警察官採用に関する各種相談

数安克双系四人青红	担当課警察本部警務課採用センタ	ター
警察官受験照会電話	フリーダイヤル 0120-860	-314







〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目4番地 **25**(011)242-0110 札幌市東区北16条東1丁目3番15号 〒065-0016 **25**(011)704-0110 ■西 〒063-0032 札幌市西区西野2条5丁目3番60号 **25**(011)666-0110 〒064-0929 札幌市中央区南29条西11丁目1番1号 **25**(011)552-0110 〒001-0024 札幌市北区北24条西8丁目2番20号 **25**(011)727-0110 札幌市白石区菊水3条5丁目4番2号 ■白 〒003-0803 **25**(011)814-0110 札幌市豊平区豊平7条13丁目1番15号 〒062-0907 ■豊 **25**(011)813-0110 札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5番20号 **25**(011)896-0110 厚 〒004-0052 **25**(011)686-0110 〒006-0011 札幌市手稲区富丘1条4丁目3番1号 ■江 〒067-0073 江別市弥生町23番地 **25**(011)382-0110 〒066-0042 ■千 千歳市東雲町5丁目61番地 **25**(0123)42-0110 **25**(0126)22-0110 ■岩 見 沢 署 〒068-0010 岩見沢市10条東2丁目1番地1 ■栗 〒069-1513 夕張郡栗山町朝日3丁目115番地11 **25**(0123)72-0110 〒072-0002 美唄市東1条北7丁目1番1号 **25**(0126)63-0110 ■滝 〒073-0023 滝川市緑町1丁目1番12号 Ш **25**(0125)24-0110 ■赤 歌 〒079-1142 赤平市東大町3丁目2番地 **☎**(0125)32-0110 〒075-0031 芦別市南1条東2丁目12番地12 **25**(0124)22-0110 ■小 〒047-0033 小樽市富岡1丁目7番1号 **25**(0134)27-0110 〒046-0015 余市郡余市町朝日町27番地 ■余 市 **25**(0135)22-0110 〒044-0011 ■倶知安署 虻田郡倶知安町南1条東2丁目1番地 **☎**(0136)22-0110 〒045-0013 ■岩 内 岩内郡岩内町字高台5番地 **25**(0135)62-0110 〒052-0031 伊達市館山町10番地22 **☎**(0142)22-0110 ■伊 達 〒050-0083 室蘭市東町4丁目27番10号 **25**(0143)46-0110 ■室 藺 苫小牧市旭町3丁目5番12号 ■苫 小 牧 署 〒053-0018 **25**(0144)35-0110 〒055-0004 沙流郡日高町富川東1丁目4番1号 **☎**(01456)2-0110 ■門 別 ■静 〒056-0014 日高郡新ひだか町静内古川町1丁目3番22号 内 **25**(0146)43-0110 〒057-0024 浦河郡浦河町築地2丁目2番4号 **25**(0146)22-0110 ■浦 河

犯罪や事故のない安心して暮らせる北海道の実現

北海道警察のシンボルマスコット



北海道警察のシンボルマスコット「ほくとくん」です。北海道にすむ、うさぎ、ふくろう、 馬、きつねなどの動物たちをイメージしたマスコットで、

- 〇 大きな耳で道民の意見や要望をよく聴き期待に応える
- よく見える目で事件や事故から道民の安全を守るために24時間パトロールする
- O 速い足で事件や事故に素早く対応する

など、道民生活の安全と平穏を守る北海道警察のあるべき姿を表現しています。

愛称の「ほくとくん」は、北の夜空に輝く北斗七星を、北海道の輝く未来とともに、 犯罪や事故のない明るく住みよいまちづくりのために活躍する北海道警察の姿に例えて 名付けられました(平成4年6月23日制定)。

令和6年10月発行

編集・発行/北海道警察本部

〒 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 Tel 011-251-0110 (代表)

URL https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/